

平成 20 年度

包括外部監査報告書
及び報告書に添えて提出する意見

商工振興に関する事務の執行について

平成 21 年 3 月

福島県包括外部監査人
公認会計士 上石三好

《目次》

第1部	外部監査の概要	1
第2部	外部監査の結果	4
	商工労働部の基本方針と重点施策について	4
1	県の基本方針	4
2	商工労働部の重点施策と基本施策	5
3	県の経済環境	6
4	商工労働部の商工振興策	14
5	県の商工振興策についての考察	15
	予算編成と決算について	23
	総務企画グループ	30
1	グループの概要	30
2	上海事務所	31
	団体支援グループ	36
1	グループの概要	36
2	団体支援グループの補助事業	38
3	商工会	44
	金融グループ	57
1	グループの概要	57
2	貸付金の状況	59
3	中小企業高度化資金貸付金	61
4	中小企業設備近代化資金	66
	商業まちづくりグループ	67
1	グループの概要	67
2	まちづくり事業	68
3	「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」	72
	立地グループ	78
1	グループの概要	78
2	戦略的企業誘致補助金	79
3	県営工業団地の企業立地の状況	83
4	工業用水道事業	95
	産業創出グループ	97
1	グループの概要	97
2	ハイテクプラザ	98

県産品振興グループ	109
1 グループの概要	109
2 ふくしまブランド育成事業	110
3 県産品振興の取り組み	112
観光グループ	113
1 グループの概要	113
2 福島県の観光の現状	114
労政グループ・雇用対策グループ	118
1 グループの概要	118
2 勤労者福祉融資事業	119
技能振興グループ	120
1 グループの概要	120
2 県立高等技術専門校	121

第1部 外部監査の概要

- 1 外部監査の種類
地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査人の監査
- 2 選定した特定の事件
 - (1) 監査のテーマ
商工振興に関する事務の執行について
 - (2) 監査の範囲
平成19年度に執行したもの
ただし、関連して必要があると認めたものについては、平成19年度以外についても言及している。
 - (3) 監査対象機関
商工労働部
- 3 特定事件の選定理由
平成19年の県の人口動態によると、県人口は12,477人減少し、そのうち8,357人が社会減であることから、若者が就職または就学のため県外に流出していることがうかがえる。若者の県外流出を防止するには、県内産業の振興を図り、企業誘致を促進して就職機会を増やす産業振興策が必要である。
そのために、商工振興策を監査のテーマとし、商工労働部を監査対象とした。
- 4 外部監査の実施期間
平成20年5月から平成21年3月まで
- 5 包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格
 - (1) 包括外部監査人
上石三好（公認会計士）
 - (2) 補助者
橋本寿（公認会計士）
渡辺和栄（公認会計士）
齋藤匡弘（会計士補）
半沢裕子
遠藤美枝

6 監査の方法

(1) 監査の視点

商工振興に係る行政が経済的・効率的に執行されているか。

事業計画は適切に策定され実行されているか。

各種事業は効率的・効果的に行われているか。

(2) 監査手続

下記日程により、実際に商工労働部及び所管する出先機関等に出向き、関係書類及び物品等を確認して監査を行った。

監査後、追加で確認する必要があったものについては、商工労働部や県の関係部署とやりとりを行い、報告及び意見書を作成した。

監査対象機関		監査実施日
出先	会津高等技術専門学校	7/7(月)
	浜高等技術専門学校	7/9(水)
	郡山高等技術専門学校	7/11(金)
	ハイテクプラザ会津若松技術支援センター	8/4(月)
	ハイテクプラザいわき技術支援センター	8/5(火)
	ハイテクプラザ	8/6(水)～8/7(木)
	ハイテクプラザ福島技術支援センター	8/8(金)
本庁	総務企画グループ(商工総務課)	9/1(月)
	立地グループ(企業立地課)	
	労政グループ(雇用労政課)	
	商業まちづくりグループ(商業まちづくり課)	9/2(火)
	産業創出グループ(産業創出課)	
	雇用対策グループ(雇用労政課)	
	団体支援グループ(団体支援課)	9/3(水)
	県産品振興グループ(県産品振興戦略課)	
	技能振興グループ(産業人材育成課)	
	金融グループ(金融課)	9/4(木)
観光グループ(観光交流課)		

上記の他に、事前ヒアリングを5～6月、追加ヒアリングを11～12月に実施。

括弧内は20年度の組織名。

7 外部監査の結果

商工振興に係る財務に関する事務の執行について監査を実施した結果、一部指摘事項はあるが関係法令等に基づきおおむね適正に執行されていると認められた。

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

9 金額等の表示

報告及び意見書中の表等の合計は、端数処理の関係で合計欄の値と内訳の合計値が一致しない場合がある。

商工労働部の基本方針と重点施策について

1 県の基本方針

平成 21 年 1 月 1 日付の佐藤雄平知事の年頭所感「新春を迎えて」における【新年の県政運営】について一部抜粋すると下記のとおりである。

私は、知事就任以来、「地方の活力なくして日本の発展はない」との考えに基づき、本県が「活力」に満ちた持続可能な発展を遂げながら、住む人々に「安全・安心」を確保し、さらには「思いやり」の心が息づく本県の県民性を生かした県づくりを進めていくことを県政の基本方針としております。本県は、大変厳しい財政状況にありますが、人口減少問題への対応など喫緊に取り組まなければならない課題の解決に向け、これらの基本方針の下に 7 つの重点推進分野を設定し、部局間の連携を図りながら効率的な県政運営に努めてまいります。

1. 県内産業の振興と就業機会の充実

まず、「活力」であります。付加価値の高い産業の集積を戦略的に進めるほか、農林水産業の振興などにより県内産業の振興に努めるとともに、若年層の県内定着など就業機会の充実に取り組んでまいります。

企業誘致につきましては、県内外企業への積極的な訪問活動、また不動産取得税の減免や融資制度の拡充、誘致企業の円滑で迅速な操業開始に向けた推進会議の設置など、立地環境の整備に取り組んできたところであり、大手自動車部品会社の「デンソー」が田村西部工業団地への進出を決定したほか、経済産業省の企業立地満足度調査においても総合評価で全国 3 位となるなど、高い評価を得てきております。こうした取組みを生かし、今後も輸送用機械、医療福祉機器、半導体関連産業などの集積を図ることにより、ふくしま型産業クラスターの形成に取り組んでまいります。

知事も県の活力を持続可能な発展を遂げるため付加価値の高い産業の集積及び企業誘致に取り組む意志を表している。

地方自治法は、「地方公共団体（県）は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。（自治法 1 条の 2）」と規定している。

また、「その事務を処理するに当っては住民（県民）の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。（自治法 2 条）」と規定している。

県が、特定の地域、団体、企業、個人（以下「特定の者」という。）を支援することは支援される特定の者と支援されない者の間に大きな不平等が生じる。

支援される特定の者が、支援されることによって経済効果を発揮し周りに経済効果が波及し、県全体に効果が及び結果的に県に投下した支援金額以上の税収が上がる必要がある。

2 商工労働部の重点施策と基本施策

平成19年度の商工労働部の基本方針と重点施策は「平成19年度 商工労働行政施策の概要」によると、以下のとおりである。

【基本方針】

本県の経済雇用情勢は、緩やかな持ち直しの動きが続いているが、業種や企業規模、地域によって回復に格差が見られ、加えて本格的な少子高齢・人口減少社会の到来、経済のグローバル化の進展など経済社会情勢の大転換の中で、地域経済は厳しい局面が続いている。

このため、予算編成に当たっては、「うつくしま産業プラン21」の重点施策「強みを発揮するための施策群（4つの柱と10の戦略）」に基づき、施策の優先度、緊急度を考慮した重点化を図り、効果的、弾力的な施策展開に努め、本県経済の持続的発展に向けた基盤づくりとその強化のための施策に引き続き積極的に取り組んでいく。

【重点施策「強みを発揮するための施策群（4つの柱と10の戦略）」】

柱 ふくしまの「強み」と「やる気」を伸ばし、産業に力強さをもたらすために

- 1 ふくしま型産業群形成戦略
- 2 売れるものづくり・ふくしま産品ブランド化推進戦略
- 3 技術力強化・知的財産戦略
- 4 がんばる中小企業・挑戦するベンチャー支援戦略
- 5 企業立地促進戦略

柱 ふくしまの「良さ」を生かした多様な交流を促進し、新たな発展をもたらすために

- 1 ふくしま観光誘客増大戦略
- 2 東アジア経済交流促進戦略

柱 中心市街地の活性化、商業振興を図り、誰もが暮らしやすいまちづくりのために

賑わいふくしま、まちづくり応援戦略

柱 ふくしまの産業を支える人づくりや就業支援を進め、誰もが働く喜びを実感できるために

- 1 若年者等への就業支援戦略
- 2 ものづくりリーダー養成戦略

商工労働部の重点施策と基本方針は、人口減少社会、経済のグローバル化の進展する経済社会等に対し県の強みを発揮する施策を実施し、本県経済の持続的発展に向けた基盤づくりを強化するためである。すなわち、県内産業の振興、県内雇用の確保等の施策を行い、活力ある地域づくり、総合的な県民の福祉の向上を目指している。県を企業に例えるならば、商工労働部は利益を直接に稼ぐ営業部ということができ、商工労働部の努力なしに県の存在はないといえる。

3 県の経済環境

県の基本方針と重点施策に対し、県の経済環境はどうか、県の人口など、県の産業構造及び企業の整理・倒産状況を見ていく。(表は「平成20年度福島県商工労働行政施策の概要」の資料を利用している。)

(1) 県の人口など

人口動態

福島県の最近10年間の人口動態の推移は次のとおりである。

年次	1月1日 現在の人口	出生数	死亡数	自然 増減数	転入者 数	転出者 数	社会 増減数	人口 増減数
平成10年	2,138,454	20,888	18,444	2,444	40,017	43,201	-3,184	-740
平成11年	2,137,714	20,748	19,360	1,388	39,008	42,203	-3,195	-1,807
平成12年	2,135,907	20,401	18,697	1,704	39,289	42,067	-2,778	-1,074
平成13年	2,128,270	20,181	19,091	1,090	38,613	43,448	-4,835	-3,745
平成14年	2,124,525	19,527	18,712	815	37,800	43,922	-6,122	-5,307
平成15年	2,119,218	18,902	19,672	-770	37,482	44,039	-6,557	-7,327
平成16年	2,111,891	18,472	20,162	-1,690	36,774	43,087	-6,313	-8,003
平成17年	2,103,888	17,598	20,898	-3,300	35,381	41,686	-6,305	-9,605
平成18年	2,090,107	17,665	20,535	-2,870	33,349	41,313	-7,964	-10,834
平成19年	2,079,273	17,211	21,331	-4,120	32,650	41,007	-8,357	-12,477
平成10～19年の合計		191,593	196,902	-5,309	370,363	425,973	-55,610	-60,919

各年1月1日現在

福島県の人口は、今までは出生数が多く自然増であり社会減を上回っていたが、平成15年からは自然減に転じ、社会減の数は増加傾向となった。最近10年間で自然減5,309人、社会減55,610人と合計60,919人県の人口は減少している。また、社会減も3月、4月にその数は多く、学校を卒業して県外に就職または就学するものと思われる。

県の年少人口、生産年齢人口、老年人口の推移

国勢調査は5年ごとに作成され、直近では平成17年次に作成されているが、5年ごとの年齢別人口の推移は次のとおりである。

	年次	総人口	0～14歳	15～64歳	65歳以上
実数 (人)	平成17年	2,091,319	307,294	1,307,734	474,860
	平成12年	2,126,935	341,038	1,353,500	431,797
	平成7年	2,133,592	381,511	1,380,208	371,572
	平成2年	2,104,058	422,064	1,377,857	301,552
	昭和60年	2,080,304	460,767	1,371,556	247,947
増減数 (人)	平成12～17年	-35,616	-33,744	-45,766	43,063
	平成7～12年	-6,657	-40,473	-26,708	60,225
	平成2～7年	29,534	-40,553	2,351	70,020
	昭和60～平成2年	23,754	-38,703	6,301	53,605
増減率 (%)	平成12～17年	-1.7%	-9.9%	-3.4%	10.0%
	平成7～12年	-0.3%	-10.6%	-1.9%	16.2%
	平成2～7年	1.4%	-9.6%	0.2%	23.2%
	昭和60～平成2年	1.1%	-8.4%	0.5%	21.6%
構成比 (%)	平成17年	100.0%	14.7%	62.5%	22.7%
	平成12年	100.0%	16.0%	63.6%	20.3%
	平成7年	100.0%	17.9%	64.7%	17.4%
	平成2年	100.0%	20.1%	65.5%	14.3%
	昭和60年	100.0%	22.1%	65.9%	11.9%

各年10月1日現在 総人口は12月31日現在

平成7年次から平成17年次の10年間を比較すると、総人口は42,273人減少しており、0～14歳(年少人口)は74,217人の減少、15～64歳(生産年齢人口)は72,474人の減少であるが、逆に65歳以上(老年人口)は103,288人増加している。年少人口等は各年10月1日現在であり、総人口は12月31日現在なので、合計は合わない。

平成 17 年の階級別年齢

県の公表によると、平成 17 年 10 月 1 日現在の年齢階級別の人口は次のとおりである。

区 分	総数(人)	構成比(%)	
総 数	2,091,319	100.0%	100.0%
年 少 人 口	307,294	-	14.7%
0 ~ 4 歳	93,288	4.5%	
5 ~ 9 歳	102,670	4.9%	
10 ~ 14 歳	111,336	5.3%	
生 産 年 齢 人 口	1,307,734	-	62.5%
15 ~ 19 歳	115,623	5.5%	
20 ~ 24 歳	105,650	5.1%	
25 ~ 29 歳	122,111	5.8%	
30 ~ 34 歳	133,404	6.4%	
35 ~ 39 歳	120,922	5.8%	
40 ~ 44 歳	128,076	6.1%	
45 ~ 49 歳	140,319	6.7%	
50 ~ 54 歳	159,408	7.6%	
55 ~ 59 歳	157,706	7.5%	
60 ~ 64 歳	124,515	6.0%	
老 年 人 口	474,860	-	22.7%
65 ~ 69 歳	120,336	5.8%	
70 ~ 74 歳	121,682	5.8%	
75 ~ 79 歳	107,250	5.1%	
80 ~ 84 歳	70,564	3.4%	
85 ~ 89 歳	35,852	1.7%	
90 ~ 94 歳	15,276	0.7%	
95 ~ 99 歳	3,497	0.2%	
100 歳以上	403	0.0%	
不 詳	1,431	-	0.1%
年 少 人 口 指 数	23.5	-	-
老 年 人 口 指 数	36.3	-	-
老 年 化 指 数	154.5	-	-

年少人口指数 = (15歳未満人口) ÷ (15～64歳人口) × 100

老年人口指数 = (65歳以上人口) ÷ (15～64歳人口) × 100

老年化指数 = (65歳以上人口) ÷ (15歳未満人口) × 100

昭和 22～24 年生まれの人たちはその数が多く、一般に団塊の世代といわれ、上記表では 55～59 歳の欄に該当するが、福島県は 50～54 歳の方が数が多いという特徴がある。

県の就業者の産業別分類

県内の就業者数の産業別構成比の推移は次のとおりである。

(単位:人、%)

年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
第1次産業	112,402	109,230	106,144	103,129	101,049	99,043	97,134	95,290	93,428	91,591
構成比(%)	10.1%	9.9%	9.7%	9.5%	9.6%	9.5%	9.3%	9.2%	9.1%	8.8%
第2次産業	388,948	378,923	373,258	372,237	346,895	325,323	321,002	311,752	311,589	317,074
構成比(%)	35.1%	34.4%	34.2%	34.4%	32.8%	31.1%	30.8%	30.0%	30.3%	30.4%
うち製造業	258,344	256,441	244,250	243,291	228,397	211,934	210,474	208,061	208,575	213,683
構成比(%)	23.3%	23.3%	22.4%	22.5%	21.6%	20.3%	20.2%	20.0%	20.3%	20.5%
うち建設業	128,393	120,288	127,009	127,049	116,899	111,997	109,331	102,645	102,082	102,553
構成比(%)	11.6%	10.9%	11.6%	11.7%	11.0%	10.7%	10.5%	9.9%	9.9%	9.8%
第3次産業	606,299	612,530	611,248	607,842	610,082	620,162	625,136	631,922	623,294	635,825
構成比(%)	54.7%	55.6%	56.0%	56.1%	57.7%	59.4%	59.9%	60.8%	60.6%	60.9%
うち卸売・小売業	176,567	177,796	173,784	166,349	161,435	159,870	162,324	166,491	161,081	160,556
構成比(%)	15.9%	16.2%	15.9%	15.4%	15.3%	15.3%	15.6%	16.0%	15.7%	15.4%
うちサービス業(民間)	229,494	234,718	237,195	239,952	246,568	257,125	258,722	258,697	255,505	267,565
構成比(%)	20.7%	21.3%	21.7%	22.2%	23.3%	24.6%	24.8%	24.9%	24.8%	25.6%
合計(県内ベース)	1,107,650	1,100,683	1,090,651	1,083,208	1,058,026	1,044,528	1,043,272	1,038,963	1,028,311	1,044,490
構成比(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

平成 17 年階級別年齢によると生産年齢人口は 1,307,734 人いるが、就業している人は 1,028,311 人で 78.6 パーセントである。

生産年齢人口と就業者数の差は、次の理由が考えられる。

- ・生産年齢人口のうち、高校生等の学生がいること。
- ・定年退職後働いていない人があること。
- ・専業主婦がいること。
- ・老年人口のうちにも働いている人があること。

(2) 県の産業構造

県の産業構造別県内総生産

県の産業構造別県内総生産の推移は次のとおりである。

(単位:億円)

年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
第1次産業	2,025	1,811	1,800	1,618	1,611	1,536	1,488	1,508	1,414	1,580
第2次産業	29,020	28,390	28,017	28,459	25,097	25,251	24,683	25,982	25,621	26,406
第3次産業	52,524	52,197	52,121	53,116	53,656	52,610	50,778	51,837	53,139	50,986
計	83,569	82,398	81,938	83,193	80,364	79,397	76,949	79,327	80,174	78,972

産業別数値には帰属利子等を含むため、合計と県内総生産は一致しない。

全ての産業の県内総生産は減少傾向である。

平成18年度の経済活動別の県内総生産

平成18年度の県の経済活動別の県内総生産は次のとおりである。

経済活動の種類	実数 (百万円)	構成比 (%)	就業者数 (人)	1人あたりの 県内総生産(円)
産業	7,123,238	90.2%	936,625	7,605,219
農林水産業	149,785	1.9%	91,591	1,635,368
鉱業	8,228	0.1%	838	9,818,616
製造業	2,225,870	28.2%	213,683	10,416,692
食料品	409,961	5.2%		
化学	175,933	2.2%		
窯業・土石製品	105,000	1.3%		
金属製品	112,723	1.4%		
一般機械	162,328	2.1%		
電気機械	591,291	7.5%		
輸送用機械	176,274	2.2%		
その他	492,360	6.2%		
建設業	414,788	5.3%	102,553	4,044,621
電気・ガス・水道業	636,026	8.1%	12,514	50,825,156
卸売・小売業	626,750	7.9%	160,556	3,903,622
金融・保険業	359,758	4.6%	24,630	14,606,496
不動産業	802,998	10.2%	6,925	115,956,390
運輸・通信業	402,115	5.1%	55,770	7,210,238
サービス業	1,496,920	19.0%	267,565	5,594,603
政府サービス生産者	834,571	10.6%	71,153	11,729,245
対家計民間非営利サービス生産者	112,991	1.4%	36,712	3,077,767
小計(a)	8,070,800	102.2%	1,044,490	7,727,025
輸入品に課される税・関税(b)	83,197	1.1%		
(控除)総資本形成に係る消費税(c)	48,225	0.6%		
(控除)帰属利子(d)	208,518	2.6%		
県内総生産(a+b-c-d)	7,897,254	100.0%		

県内総生産(各企業の付加価値の合計額)は、年間の生産額(売上額)から年間の外部仕入を控除したものをいう。

本県の工業

従業員規模別事業所数等(平成18年 従業者4人以上事業所)

従業員規模	事業所数		従業者数		製造品 出荷額等		付加価値額		従業員1人 あたりの 付加価値 (千円)
		構成比	(人)	構成比	(百万円)	構成比	(百万円)	構成比	
4～9人	1,931	39.7%	11,817	6.4%	111,489	1.9%	57,235	2.6%	4,843
10～19人	1,124	23.1%	15,624	8.4%	217,963	3.7%	97,548	4.5%	6,243
20～29人	609	12.5%	15,014	8.1%	243,763	4.1%	114,664	5.2%	7,637
30～99人	810	16.6%	44,870	24.2%	962,891	16.3%	380,243	17.4%	8,474
100～299人	317	6.5%	50,745	27.4%	2,080,730	35.2%	747,484	34.2%	14,730
300人以上	79	1.6%	47,321	25.5%	2,297,820	38.8%	791,280	36.2%	16,722
合計	4,870	100.0%	185,391	100.0%	5,914,656	100.0%	2,188,454	100.0%	58,650

小規模事業者と思われる従業員4～19人の事業所は3,055社あり、全事業所数の62.7パーセントを占める。従業員1人あたりの付加価値は、規模が大きいほど高い。

本県の商業

本県の事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移

年次	事業所数(事業所)		従業者数(人)		年間商品販売額(百万円)	
	実数	対前回比	実数	対前回比	実数	対前回比
昭和54年	36,617	3.5%	149,691	5.6%	3,190,892	28.5%
昭和57年	37,843	3.3%	157,557	5.3%	4,027,294	26.2%
昭和60年	36,174	-4.4%	154,046	-2.2%	4,417,864	9.7%
昭和63年	35,998	-0.5%	164,033	6.5%	5,018,163	13.6%
平成3年	36,404	1.1%	174,515	6.4%	6,286,008	25.3%
平成6年	33,864	-7.0%	175,389	0.5%	6,227,167	-0.9%
平成9年	32,485	-4.1%	176,035	0.4%	6,039,323	-3.0%
平成11年	32,036	-7.4%	180,321	-3.1%	5,483,641	-9.2%
平成14年	29,802	-7.0%	178,744	-0.9%	4,898,557	-10.7%
平成16年	28,644	-3.9%	171,586	-4.0%	4,720,635	-3.6%

平成16年までのデータであるが、その後も趨勢的には変化がないものと思われる。

平成11年からは事業所数、従業者数、年間商品販売額全てが減少している。

(3) 企業の整理・倒産状況
業種別企業整理・倒産状況

業種別企業整理・倒産状況

(単位:件)

	卸売・ 小売業	サービ ス業	建設業	砂利 採石業	製造業	不動産 業	その他	合計
平成10年	83	34	99	4	52	6	18	296
平成11年	62	25	58	1	36	8	12	202
平成12年	76	27	90	2	42	5	15	257
平成13年	74	31	106	1	51	4	22	289
平成14年	58	25	94	1	41	7	16	242
平成15年	50	26	67	1	30	5	11	190
平成16年	56	14	56	2	17	7	8	160
平成17年	30	12	32	0	17	1	2	94
平成18年	28	22	34	0	12	3	7	106
平成19年	30	26	47	0	17	9	4	133
合計	547	242	683	12	315	55	115	1,969
比率(%)	27.8%	12.3%	34.7%	0.6%	16.0%	2.8%	5.8%	100.0%

企業整理・倒産状況によると、整理・倒産するのは卸売・小売業、及び建設業が 62.5 パーセントを占めている。

企業の原因別整理・倒産状況

原因別企業整理・倒産状況

上段：件数、下段（ ）内：構成比

	設投失敗	業界不振	放漫経営	計画失敗	販売不振	その他	合計
平成10年	5 (1.7%)	5 (1.7%)	86 (29.1%)	0 (0.0%)	161 (54.4%)	39 (13.2%)	296 (100.0%)
平成11年	0 (0.0%)	3 (1.5%)	40 (19.8%)	0 (0.0%)	138 (68.3%)	21 (10.4%)	202 (100.0%)
平成12年	1 (0.4%)	6 (2.3%)	57 (22.2%)	0 (0.0%)	177 (68.9%)	16 (6.2%)	257 (100.0%)
平成13年	8 (2.8%)	6 (2.1%)	37 (12.8%)	0 (0.0%)	208 (72.0%)	30 (10.4%)	289 (100.0%)
平成14年	2 (0.8%)	11 (4.5%)	26 (10.7%)	0 (0.0%)	181 (74.8%)	22 (9.1%)	242 (100.0%)
平成15年	4 (2.1%)	2 (1.1%)	12 (6.3%)	1 (0.5%)	163 (85.8%)	8 (4.2%)	190 (100.0%)
平成16年	0 (0.0%)	3 (1.9%)	28 (17.5%)	1 (0.6%)	118 (73.8%)	10 (6.3%)	160 (100.0%)
平成17年	3 (3.2%)	1 (1.1%)	6 (6.4%)	0 (0.0%)	70 (74.5%)	14 (14.9%)	94 (100.0%)
平成18年	1 (0.9%)	1 (0.9%)	4 (3.8%)	3 (2.8%)	89 (84.0%)	8 (7.5%)	106 (100.0%)
平成19年	3 (2.3%)	4 (3.0%)	6 (4.5%)	1 (0.8%)	111 (83.5%)	8 (6.0%)	133 (100.0%)
合計	27 (1.4%)	42 (2.1%)	302 (15.3%)	6 (0.3%)	1,416 (71.9%)	176 (8.9%)	1,969 (100.0%)

以前は放漫経営も比率が高かったが、最近の倒産原因は販売不振である。

4 商工労働部の商工振興策

商工労働部の商工振興策を決算（現年度分）の目的別支出（企業支援か否か）で示せば次のとおりである。

商工労働部 平成19年度の支出割合 (単位:千円)

領域	内訳	支出金額 (A)	割合	うち貸付金 等(B)	(A-B)	割合
商工 総務	企業支援関係支出	39,075,348	84.6%	35,198,546	3,876,802	36.3%
	中小企業振興費	3,546,612		3,391,249	155,363	
	中小企業金融対策費	32,477,413		31,807,297	670,116	
	商工団体等指導費	2,763,210			2,763,210	
	商工振興費	98,391			98,391	
	産業高度化推進費	189,722			189,722	
	その他	1,087,846	2.4%	0	1,087,846	10.2%
	総務費	851,639			851,639	
	貿易振興費	76,572			76,572	
	計量検査所	159,635			159,635	
	領域計	40,163,194		35,198,546	4,964,648	
地域 経済	企業立地グループ	2,064,366	4.5%		2,064,366	19.3%
	産業創出グループ	1,552,500	3.4%		1,552,500	14.5%
	県産品振興グループ	201,208	0.4%		201,208	1.9%
	観光グループ	657,117	1.4%	91,760	565,357	5.3%
	領域計	4,475,191		91,760	4,383,431	
労働	技術専門校	869,314	1.9%		869,314	8.1%
	その他	699,564	1.5%	230,000	469,564	4.4%
	領域計	1,568,878		230,000	1,338,878	
商工労働部合計		46,207,263	100%	35,520,306	10,686,957	100%

平成19年度定期監査資料による。

地域経済領域のグループごとの決算は県の作成による。

商工労働部の企業支援関係支出は総額の84.6パーセントを占め、貸付金は回収されるものとして控除しても、36.3パーセントを占めている。

商工総務領域の企業支援は中小零細企業の支援事業であり、主な支出先は次のとおりである。

(財)福島県産業振興センター	123,401 千円
福島県中小企業団体中央会	151,357 千円
商工会・商工会議所等	2,579,745 千円
計	2,854,503 千円

立地グループの主なものは次のとおりである。

電源立地促進費	638,565 千円
戦略的企業誘致補助金	600,000 千円
工業用水事業	683,429 千円
計	1,921,994 千円

産業創出グループの主なものは次のとおりである。

ハイテクプラザ費 1,075,695 千円

労働領域の主なものは次のとおりである。

技術専門学校費 842,653 千円

立地グループの電源立地促進費や工業用水会計、産業創出グループのハイテクプラザ費や労働領域の技術専門学校費は固定的に発生するものであり、戦略的企業誘致補助金（企業立地した場合等に補助金を支給する金額）は土地を除く投資額の 2.5 パーセントを補助するものである。

5 県の商工振興策についての考察

(1) 県の経済環境

県人口について

県の人口は人口動態調査によればここ 10 年減少傾向であり、平成 15 年からは今まで自然増だったものが自然減となり、それまでの社会減もその数が大きくなり平成 19 年は自然減 4,120 人、社会減 8,357 人、計 12,477 人減となっている。

県は少子・高齢による人口減問題として捉えているが、人口減の 67 パーセントを社会減が占めていることは単に少子高齢化の問題ではない。県民力の源泉が人口とすれば、社会減に対する防止対策がなされていないといわれても仕方のないところである。

県の年少人口、生産年齢人口、老年人口の推移は国勢調査により 5 年ごとに作成され直近では平成 17 年次に作成されているが、平成 7 年と比較し人口は 42,273 人減少し、そのうち 0～14 歳の年少人口は 74,217 人減少し、15～64 歳の生産年齢人口は 72,474 人減少し、逆に 65 歳以上の老年人口は 103,288 人増加している。（県の人口は 12 月 31 日現在であり、年少人口等は 10 月 1 日現在のため合計は合わない。）

平成 17 年 10 月 1 日現在の年齢階級別人口は、昭和 22 年～昭和 24 年生まれのいわゆる団塊の世代は 55～59 歳の欄に入るが、その人口は多く、更にそれに続く 50～54 歳の人口はそれを上回っている。

団塊世代の先頭は、60 歳定年であれば定年の年齢に突入しており、定年となって就職しない人もいれば、就職したとしても給料は低くなる可能性があり、その結果県内の消費額が大幅に減少する可能性がある。

県内の就業者数も平成 9 年と平成 18 年を比較すると、63,160 人減少し 1,044,490 人となっている。特に第二次産業は、71,874 人減少し、内製造業は 44,661 人減、建設業は 25,840 人減である。

県の産業構造

県内総生産は平成 9 年度 8 兆 3 千 5 百億円、平成 18 年度 7 兆 9 千億円と約 5.5 パーセント減である。

県内総生産には電気・ガス・水道業、サービス業の中の医療業及び政府サービス生産者（公務員の給料等）など増加傾向にあるものが参入されていることを考慮すれば、実態経済は上記 5.5 パーセントよりもっと大きな落ち込みと思われる。製造業だけをみると、9 パーセント減である。

本県の商業においても、その事業所数・従業者数・年間商品販売額が平成 11 年から全て落ち込んでいる。平成 6 年と平成 16 年を比較すると次のとおりである。

年次	事業所数(事業所) 実数	従業者数(人) 実数	年間商品販売額(百万円) 実数
平成6年	33,864	175,035	6,227,167
平成16年	28,644	171,586	4,720,635
増減比	-5,220	-3,449	-1,506,532
増減率	-15%	-2%	-24%

平成 6 年と平成 16 年とを比較した年間商品販売額は、約 1 兆 5 千億円減少し、その比率は 24 パーセントである。

県内産業の倒産状況

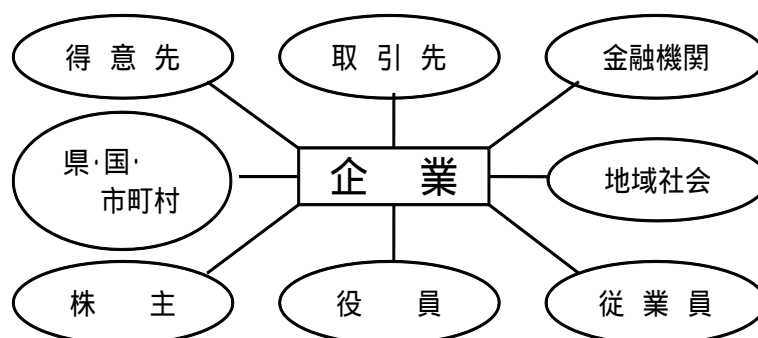
平成 10 年から平成 19 年までの業種別企業整理・倒産状況は、建設業、卸売・小売業が突出して多く、また原因について以前は放漫経営も多かったが、最近では販売不振が大部分を占めている。

企業について

県が支援するのは主に事業者（企業）であると思われるが、企業の発展なくして産業振興策は成り立たないので、企業の利害関係者や税負担について述べる。

【企業の利害関係者（ステークホルダー）】

企業は種々の利害関係者があり、企業の盛衰により利害関係者にも大きな経済的影響があり、企業の利害関係者は一般に次のようにいわれている。



企業は地域の社会的存在となり、その経営は上記利害関係者、特に得意先（消費者）の要求に調和し、効率的に運営しないと存続で

きなくなる。企業は付加価値を生産してその付加価値を役員、社員、株主等に支払い、企業は利益が出れば次のような税金を支払う。

なお、マスコミの報道によると、中小企業は利益が出るときは役員報酬及び従業員給料を高くし、企業は赤字となり税金を支払わないといわれるが、役員報酬及び従業員給料を高くすれば法人税ではなく所得税を支払うことになり、社会貢献をしている。

企業の支払う税金

税金名	徴収者	比率
法人税	国	利益の30%
法人県民税	県	法人税の5.8% * その他均等割税あり
法人事業税	県	利益の7.2% * その他付加価値割・資本割あり
法人市町村民税	市町村	原則法人税の12.3% * その他均等割税あり
事業所税	市(人口30万人以上の市)	事業所床面積について年600円/m ²
固定資産税	市町村	土地建物の評価額の1.4%
償却資産税	市町村	減価償却資産(建物・自動車を除く)の評価額の1.4%

* 比率は資本金1億円超の企業の例である。

前記税金からも分かるように利益が出れば出るほど、設備金額が大きければ大きいほど社会に貢献している。

事業所が二つの県以上にまたぐ企業の法人市町村、県民税及び事業税は、その企業の従業員数(一部事業所数)により各県に配分される仕組みとなっている。

その結果、県内に本社を有し県外に進出している企業は本社の従業員分だけ県にとっては有利である。一方、県外に本社があり県内に事業所がある場合県内の事業所の従業員分しか県の税収とならない。

企業の社会的責任は、得意先(消費者)に安心・安全な商品・製品を適正な価格で販売し、その代金でもって取引先に仕入れ代金などを約束通り支払い、社員に給料を支払い、利益が出れば税金を支払うことである。

(2) 県の商工振興策

県の商工振興策は、以下に説明するように中小企業者の支援に重点が置かれている。具体的には、次のような団体を通じて支援を行っている。これらの団体に対しては、年間約30億円(貸付金を除く)の補助を行っている。

- ・(財)福島県産業振興センター

- ・福島県中小企業団体中央会
- ・商工会・商工会議所
- ・福島県信用保証協会

中小企業庁によると小規模事業者の定義は、次のとおりである。

業 種	具 体 例	従業員数
製造業その他	製造業・建設業・運輸業	20人以下
商業	卸売業・小売業(飲食業含む)・サービス業	5人以下
サービス業		

中小企業庁によると中小企業者の定義は、次のとおりである。

業 種	基 準
製造業	資本金3億円以下又は従業者数300人以下
卸売業	資本金1億円以下又は従業者数100人以下
小売業	資本金5千万円以下又は従業者数50人以下
サービス業	資本金5千万円以下又は従業者数100人以下

県内の従業者規模別事業所数及び従業者数（民营、平成13年、18年）は次のとおりである。

従業者規模	平成18年				平成13年		平成13年～18年 増減率(%)		
	事業所数	構成比 (%)	従業者数	構成比 (%)	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	
民 営	総数	97,534	100.0	838,040	100.0	105,069	872,914	-7.2	-4.0
	1人～4人	61,592	63.1	129,203	15.4	66,570	141,481	-7.5	-8.7
	5人～9人	17,887	18.3	116,501	13.9	19,445	126,073	-8.0	-7.6
	10人～19人	10,085	10.3	135,461	16.2	10,751	143,877	-6.2	-5.8
	20人～29人	3,125	3.2	74,492	8.9	3,354	79,347	-6.8	-6.1
	30人～49人	2,383	2.4	89,226	10.6	2,443	91,461	-2.5	-2.4
	50人～99人	1,507	1.5	103,395	12.3	1,553	105,899	-3.0	-2.4
	100人～199人	606	0.6	81,853	9.8	578	77,582	4.8	5.5
	200人～299人	139	0.1	33,546	4.0	135	32,251	3.0	4.0
	300人以上	134	0.1	74,363	8.9	144	74,943	-6.9	-0.8
	派遣・下請従業者のみ	76	0.1	-	-	96	-	-20.8	-

従業者1～4人の事業所数は、61,592所であり全事業所数の63パーセントを占め、1～19人の事業所は、89,564所で92パーセントを占める。しかしながら、従業員数は1～19人の事業所の従業者は381,165人で、全従業者の45.5パーセントを占めているに過ぎない。

県内の産業大分類別事業者数（平成13年、18年）

産業大分類	平成18年		平成13年		増減数	増減率
	事業所数	構成比	事業所数	構成比		
全産業	101,573	100.0%	109,651	100.0%	-8,078	-7.4%
農林漁業	535	0.5%	570	0.5%	-35	-6.1%
鉱業	74	0.1%	100	0.1%	-26	-26.0%
建設業	11,888	11.7%	13,282	12.1%	-1,394	-10.5%
製造業	8,547	8.4%	10,002	9.1%	-1,455	-14.5%
電気・ガス・熱供給・水道業	229	0.2%	245	0.2%	-16	-6.5%
情報通信業	561	0.6%	594	0.5%	-33	-5.6%
運輸業	1,837	1.8%	1,880	1.7%	-43	-2.3%
卸売・小売業	28,229	27.8%	31,787	29.0%	-3,558	-11.2%
金融・保険業	1,600	1.6%	1,781	1.6%	-181	-10.2%
不動産業	4,229	4.2%	4,222	3.9%	7	0.2%
飲食店、宿泊業	12,388	12.2%	13,898	12.7%	-1,510	-10.9%
医療、福祉	5,446	5.4%	4,683	4.3%	763	16.3%
教育、学習支援事業	4,252	4.2%	4,324	3.9%	-72	-1.7%
複合サービス事業	1,075	1.1%	1,211	1.1%	-136	-11.2%
サービス業 (他に分類されないもの)	19,670	19.4%	19,964	18.2%	-294	-1.5%
公務(他に分類されないもの)	1,013	1.0%	1,108	1.0%	-95	-8.6%

産業大分類別事業所数は、民营以外に官営も入るために、上記の従業者規模別事業所数及び従業者数（民营）より数が多くなっている。

建設業、製造業、卸売・小売業はそれぞれの事業者数の減少率は、10.5パーセント、14.5パーセント、11.2パーセントであり、全産業平均の減少率7.4パーセントを大きく上回っている。

事業所はその業種によって、規模の適正水準がそれぞれ異なると思われるが、労働力ばかりではなく、機械装置等を導入し更新し続けないと広域的な事業や効率的な経営が成り立たなくなり、逆にいうと多額の機械装置等を導入するとそれを有効利用するために従業員が必要となる。従業員数100人～299人の事業所の数が増えていること、工場の従業員規模別事業所数等による従業員1人あたりの付加価値は、従業員が多いほど高くなることは納得できる。

小規模事業者支援見直し

県の小規模事業者の支援は、次の「支援企業の業種の見直しについて」で述べるように県人口を増やすことであり、県民を豊かにして消費額を増やす以外に方法はないにもかかわらず、小規模事業者支援に商工行政の重点を置いていることは理解できない。

県内で活力ある経営をしている小規模事業者もあるが、県内に本社を有し、県外でも活躍している企業もたくさんあり、また県外に本社を有し県内に工場を立地している企業や、県内に現地法人を設立している企業もたくさんあり、これらの企業が支払う税金が県の税収の大きな部分を占める。

これらの県内や全国更には国際的に活躍している企業を支援せず、もし本社や工場を県外に移転されるとその地域の雇用は喪失し、それらの企業を得意先としている地域の小規模事業者に多大な影響があることは明白である。

一時的に支援しても将来的に支援した以上の税収増などの経済効果がないと支援は無駄である。

県は自立して頑張っている事業者を更に良くなるように支援し続ける必要がある。

支援企業の業種の見直し

企業の整理・倒産状況を見て分かるように、業種的には卸売・小売業及び建設業が圧倒的に多く、原因は販売不振が主となっている。県民人口は、老年人口が増加する中、年少人口・生産年齢人口はそれを上回る減少を示し、人口減少が原因で県内消費が落ち込んでいるため、当然に卸売・小売業が販売不振になり整理・倒産し、建設業も同様だが、更に公共工事の削減という原因が加わる。

ここで考えないといけないのは、県内の人口や県民所得によって業界の売上の総額がほぼ決まっている県民を売上の相手とする企業（県内売上企業）と企業努力及び県の支援によって、その企業の属する業界の県内売上の総額が増える企業（県外売上企業）に分ける必要がある。

県内売上企業は、卸売・小売業、建設業のように県内の消費額は人口

や所得水準によりほぼその総額は決まっており、特定の企業が売上が伸びずと他の企業はその分だけ売上が落ち込むことになる。

県外売上企業は、県内の労働力を利用し製品を製造し、県外に出荷する場合は県内の人口や所得水準に影響されない。

県内売上企業を県が支援することは、新規事業を掘り起こす場合以外は当然に同業界の他の企業の売上減少を招くことになり、その企業の業績は悪化するため安易に県は特定企業を支援すべきではない。支援すべき企業は次のような条件を満たさなければ、特定の企業を支援するのは不平等であると考えられる。

a) 県内売上企業の県内仕入額が他の企業よりも大きい場合

県外から仕入れしたものを県内で売る場合は、売上と仕入れの差のみ県内総生産に貢献するが、県内から仕入れをして県内で売る場合は、県内生産（製造）・卸売業者の売上と仕入れの差が県内総生産に更に貢献する。

例えば、スーパーマーケットが野菜を県外から仕入れし県内で売る場合と、県内の農家から仕入れをして売る場合とを比較すると、県内農家から仕入れした方が県内農家は潤い県内総生産に貢献する。

b) 業界に効率的経営をする企業を育成する場合

効率的に経営する企業と非効率に経営する企業があれば、自然に非効率の企業は整理・淘汰^{とうた}されるが、効率的に経営している企業を支援し非効率の企業を倒産しないうちに計画的に整理・淘汰^{とうた}することを支援する。

c) 県民が県外で消費するのを防止する場合

業界的に県内より県外に魅力的・効率的経営をする企業があり県民が県外で消費する場合、例えば観光施設、ショッピングセンター等が県内施設より魅力的・効率的に運営され県民が県外へ観光に行く場合や買い物に行く場合、これを防止するため県内企業を支援する。また県内企業が県外企業を外注先にしている場合これを県内企業に外注するように支援する。

県が対象とする中小企業支援の企業は、その多くは商業者であり県民を得意先とすると思われるので、県内売上企業であり特定の企業を支援するということはせず、支援する場合は、業界全体の質的な向上や整理・淘汰^{とうた}に限定すべきである。

県も産業を振興することにより県税収入を上げ、住民サービスを実施することを目的とするべきであり、県税収入を上げるような支援をすべきである。

就業者増対策

平成 17 年次国勢調査によると 15～64 歳の生産年齢人口は 1,307,734 人に対し、平成 17 年度の就業者数は 1,028,311 人である。

県内総生産を増加するには就業者 1 人あたりの生産性を上げることと、就業者の増加を図る必要がある。

県内総生産の中には政府サービス生産者（公務員）が 71,153 人おり、その生産額は 834,571 百万円となっている。公務員は県内総生産に貢献していることになっているが、ものを生産するのではなく個々の企業の生産に対し間接的に将来を含めた生産性向上に寄与することを目的として存在している意識が必要である。彼らの給料は企業より支給されず県などから支給されるが、企業の発展に対して積極的に寄与すべきである。

老年人口に属する年金生活者もその年金が、自分が積み立てた金額を分割して年金として受給する積み立て方式ではなく、現役世代が払い込んだ年金に税金を投入し、それを受け取っている（賦課方式）ので現役世代を応援するような働き方をしないと年金という社会保障制度を永遠に維持することはできない。

就業したくても定型的な勤務形態では働けない人もいることを考慮して種々の雇用機会及び雇用形態を提案すべきである。

公務員の仕事でも働く時間を分割し、老年人口の人や専業主婦にやってもらうように各地域にある町内会を充実したり、NPO 法人等に業務を委託し、公務員はもっと付加価値の高まるような職務に専念することが考えられる。例えば地域の公民館、図書館などの公的施設の管理などが考えられる。

その他、商工労働部内でいえば、(財)福島県観光物産交流協会の観光案内やその中で売られている土産物を県内産品にするための製造販売などは、老年人口に属する人や専業主婦に活躍してもらうことが考えられる。

現在の県の財政状態を考えると、現在の就業者に全てを負担させることには無理があり、1 人でも多く働いていくらかでも県内総生産に貢献し、かつ報酬を受け、それを消費することによって更に県内総生産に貢献できる。

県は、就業者を増やすため積極的に雇用機会を確保すると同時に勤務時間を柔軟にした雇用形態の見直しが必要である。

企業誘致

企業誘致に成功し、工場が立地し操業を開始すれば工場立地の設備投資による経済効果、操業による経済効果が発生し、地域経済に多大な経済効果が波及し小規模事業者の支援となる。

県は、積極的に企業誘致をして地域経済の活性化をすべきである。

これらの事項別決算を更に事業別に分けると以下のとおりである。

(千円)

目次	事項	事業別内訳(H19決算額)					
工業振興費							
	中小企業等育成事業費	営中 支革 援新 事計 業画 経					計
	報償費	707					707
	旅費	555					555
	需用費	193					193
	役務費	115					115
	使用料及び賃借料	30					30
	負担金、補助及び交付金	4,900					4,900
	償還金・利子及び交付金	0					0
	計	6,500					6,500
工業振興普及費							
		地域 連携 事業 軸 形 成	戦 略 的 技 術 移 転 推 進	半 導 体 関 連 産 業 集 積 事 業	ふ く し ま 産 学 官 連 携 推 進 事 業	受 託 研 究 事 業	計
	報償費		197	3,738	226		4,161
	旅費	643	877	1,333	309	840	4,002
	需用費	5,686	6,435	1,074	41	7,717	20,953
	役務費		741	69	30		840
	委託料	2,160		449		2,508	5,117
	使用料及び賃借料	81	43	1,619	93		1,836
	備品購入費	20,423				5,617	26,040
	負担金	27					27
	補助及び交付金			59	28,794		28,853
	計	29,020	8,293	8,341	29,493	16,682	91,829
地域活性化共同研究開発事業費							
		共 地 発 同 域 研 究 活 性 化 開 化					計
	報償費	78					78
	旅費	910					910
	需用費	5,244					5,244
	委託料	13,198					13,198
	備品購入費	13,378					13,378
	負担金、補助及び交付金	5					5
	計	32,813					32,813

目	事項	節	事業別内訳 (H19決算額)							計		
産業技術支援事業費		支産 援業 事技 業術								計		
		委託料	9,653								9,653	
		負担金、補助	70,434								70,434	
		計	80,087								80,087	
科学技術振興普及費		試験研究機関ネットワーク事業	科学技術振興事業	うつくしま次世代医療産業集積プロジェクト	医療福祉産業国際連携促進事業	ふくしま森の科学体験センター事業	知的財産活用推進事業	知的財産活用戦略事業	産業廃棄物抑制及び再利用技術開発支援事業	計		
		報償費	221	325	85				170	801		
		旅費	687	1,738	168	132			121	2,846		
		需用費	1,920	395	514					2,829		
		役務費	496	130						626		
		委託料				1,245				1,245		
		使用料及び賃借料	100	70	180					350		
		負担金	19	55						74		
		補助金			62,833		21,000	7,894	781	46,410	138,918	
		公課費	10								10	
		計	3,453	2,713	63,780	1,377	21,000	7,894	781	46,701	147,699	
		新事業創出プロジェクト研究事業費		創公 ト出 募研 プ型 究ロ 事新 業ジ 業エ								計
				報償費	23							
旅費	779										779	
需用費	2,970										2,970	
役務費	363										363	
委託料	20,899										20,899	
備品購入費	1,470										1,470	
負担金	164										164	
計	26,668								26,668			
合計									385,596			

目	事項	節	事業別内訳(H19決算額)				
産業高度化推進費							
	地域プラットフォーム	新事業創出促進支援	ベンチャー企業等総合支援事業	インキュベーター運営事業	産学官連携高度製造技術人材育成事業	計	
	推進事業費						
	共済費	205				205	
	賃金	1,533				1,533	
	報償費	633		395		1,028	
	旅費	525		178		703	
	需用費	225	315	31		571	
	役務費	65		26		91	
	委託料	410	2,617	22,874	9,264	35,165	
	使用料及び賃借料	7				7	
	負担金	130				130	
	補助金	2,101	10,372			12,473	
	計	5,834	13,304	23,504	9,264	51,906	
郡山地域高度技術産業集積活性化推進事業費							
		産郡山地域高度技術集積活性化推進事業	ふくしま発新連携推進事業			計	
	報償費	71				71	
	旅費	44				44	
	需用費	24				24	
	役務費	6				6	
	使用料及び賃借料	30				30	
	負担金	179				179	
	補助金	12,773	3,750			16,523	
	計	13,127	3,750			16,877	
新産業分野振興費							
		型ニーズブル開発事業				計	
	委託料	3,518				3,518	

目	事項	節	事業別内訳(H19決算額)			
産業IT化戦略プロジェクト推進事業費	委託料	材高度育成IT事業人		計		
				17,561	17,561	
				産業高度化総務費	計	
				報償費	63	63
				旅費	929	929
				需用費	281	281
				役務費	115	115
				使用料及び賃借料	650	650
負担金、補助及び交付金	10	10				
計	2,048	2,048				
合計			91,910			

目	事項	節	事業別内訳(H19決算額)				
ハイテクプラザ費	運営費 (482千円合わなかった分は需用費にて調整)	運営事業	ハイテクプラザ地域連携促進事業	計			
				報酬	15,537	15,537	
				職員手当等	707	707	
				共済費(嘱託)	1,524	1,524	
				共済費(臨時)	1,438	1,438	
				賃金	10,446	527	10,973
				報償費		138	138
				旅費	7,082	156	7,238
				需用費	77,885	1,637	79,040
				修繕費	19,688		19,688
				役務費	27,146	120	27,266
				委託料	53,635		53,635
				使用料及び賃借料	1,109		1,109
				備品購入費		1,370	1,370
				負担金、補助及び交付金	1,950		1,950
				公課費	142	38	180
				計	218,289	0	221,793

目	事項	節	事業別内訳 (H19決算額)	
ハイテクプラザ費				
	機器整備費	ラハイ 備ザイ 事機テ 業器ク 整ブ		計
	使用料及び賃借料	50,001		50,001
	備品購入費	5,651		5,651
	備品購入費	38,172		38,172
	計	93,824		93,824
	研究開発費	ラハイ 発ザイ 事研テ 業究ク 開ブ		計
	旅費	1,323		1,323
	需用費	7,042		7,042
	役務費	76		76
	委託料	441		441
	使用料及び賃借料	60		60
	原材料費	215		215
	負担金、補助及び交付金	59		59
	公課費	17		17
	計	9,233		9,233
	試験指導費	ハイ テ ク プ ラ ザ 試 験 指 導 普 及 事 業	化・産 業 再 資 源 化 技 術 支 援 事 業 廃 棄 物 減 量	計
	報償費	725		725
	旅費	3,743	258	4,001
	需用費	11,801	671	12,472
	役務費	725		725
	委託料	96	4,822	4,918
	使用料及び賃借料	680		680
	原材料費	573		573
	備品購入費		8,327	8,327
	負担金、補助及び交付金	107	12	119
	計	18,450	14,090	32,540

目	事項	節	事業別内訳(H19決算額)	
ハイテクプラザ費				
企画情報費			ラハ 報ザイ 事企テ 業画ク 情ブ	計
	報償費		92	92
	旅費		126	126
	役務費		1,665	1,665
	委託料		9,335	9,335
	使用料及び賃借料		700	700
	負担金、補助及び交付金		50	50
	計		11,968	11,968
合計				369,358
総合計				846,864

事業名別に監査した結果、委託料や負担金、補助及び交付金、備品購入費は証憑書類があり確認できたが、需用費、役務費、使用料及び賃借料は確認できなかった。

上記の理由は、部全体の共通費や領域の共通費は予算がないため、予算上各事業名にそれらの共通費を配分しておいて、決算上も予算の範囲内で共通費を各事業名に加算して決算している。

例えば前記の表の先頭にある工業振興費の中小企業等育成事業費は当初予算は8,813千円であるが、報償費707千円、使用料及び賃借料30千円、負担金、補助及び交付金4,900千円であり、計5,637千円が直接かかっている経費である。しかし、863千円(旅費555+事業費193+役務費115)が部の共通費や領域の共通費として執行されている。

商工労働部の平成19年度の共通費とされる支出の内訳は次のとおりである。

需用費	25,880千円
役務費	3,650千円
使用料及び賃借料	1,175千円
計	30,705千円

その他、地域経済領域の共通費として支出された金額は11,245千円である。部の共通費30,705千円や領域の共通費11,245千円が各事業に配分されている。

このような処理は、商工労働部のみならず全庁的なものと思われるが、予算計上時に、事業(事項)別に直接要する費用を予算計上、部や領域の予算も別途予算計上しなくては、予算管理の意味がなくなるので、部の共通費や領域の共通経費は別に予算計上することを検討されたい。

総務企画グループ

1 グループの概要

「平成 19 年度 福島県商工労働行政施策の概要（平成 19 年 4 月）」によれば、同グループの事務分掌は以下のとおりである。

- ・ 部内の事務の総合企画及び調整に関すること。
- ・ 部内の組織、定数及び人事に関すること。
- ・ 部内における予算及び経理に関すること。
- ・ 「うつくしま産業プラン 21」の推進に関すること。
- ・ 福島県経済・雇用推進プログラムの推進に関すること。
- ・ 福島県中小企業振興審議会に関すること。
- ・ 広報に関すること。
- ・ 県議会との連絡調整に関すること。
- ・ 財産管理に関すること。
- ・ 国際経済交流に関すること。
- ・ 大町起業支援館に関すること。
- ・ 計量に関すること。
- ・ 部内他グループの所掌に属しない事務に関すること。

平成 19 年度の主な事業計画は以下のとおりである。

「上海拠点活用事業」55,902 千円（当初予算額）

平成 16 年 7 月に設置した県上海事務所を拠点に、以下の事業を展開する。

上海拠点運營業務委託事業	経済交流アドバイザー等設置事業
上海福島県人会支援事業	対日投資企業招致事業

2 上海事務所

(1) 上海事務所の状況

県は平成 16 年に上海事務所を設置しており、最近 3 年間の経費及び駐在員数は次のとおりである。

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
上海拠点活用事業	53,821 千円	53,356 千円	54,238 千円
上海チャレンジショップ事業	-	7,916 千円	7,474 千円
中国人観光客誘客事業	1,993 千円	2,000 千円	1,999 千円
その他	1,939 千円	1,183 千円	1,914 千円
計	57,751 千円	64,454 千円	65,623 千円
駐在員数（年度末）	2 人	2 人	2 人
現地職員（年度末）	1 人	1 人	2 人

四捨五入の端数処理で合計額が一致しない。

(2) 上海事務所設置の経緯

平成 16 年に上海事務所を設置したが、当時我が国は人口減少社会の到来が確実視されており、本県経済の持続的な成長を達成するためには、海外からの観光客誘致、県産品等の販路拡大等を図る必要があった。

このことから、中国における以下のような背景等を踏まえ、本県における東アジア経済交流促進の拠点として、上海事務所を設置するに至った。

なお、上海事務所の運営は(財)福島県産業振興センターに委託している。

平成 7 年 4 月から、県職員をジェットロ上海事務所へ派遣する。

平成 12 年 9 月に、訪日団体観光旅行を目的とした査証の発給が開始され、平成 15 年 2 月には在上海総領事館で発給開始するなど、中国からの訪日観光旅行は拡大の一途をたどると期待されていた。

平成 13 年に中国が WTO に加盟したことにより、日中貿易の拡大、投資環境の改善による企業進出の更なる促進が期待されていた。

上海における平成 15 年実績 GDP は対前年比 11.8 パーセント増を記録し、10 年連続で二桁成長を記録しており、沿海部を中心に富裕層が増加していた。

平成 15 年に SARS の影響により、福島 - 上海便が 4 か月間ほど運休となるなど、福島空港利用の更なる促進を図る必要があった。

(3) 他県の海外事務所の状況

地方自治体が設置する海外事務所は平成 20 年 11 月現在 75 事務所あり、中国に事務所を設置しているのは 40 事務所、うち 23 事務所が上海である。他県の海外事務所設置の状況は次のとおりである。

他県における海外事務所設置状況

設置者	海外事務所名	設置年月日	国名	都市名
北海道	北海道サハリン事務所	H13.1.1	ロシア	ユジノサハリンスク
(社)北海道貿易物産振興会	北東北三県・北海道ソウル事務所((社)北海道貿易物産振興会ソウル事務所)	H14.11.19	韓国	ソウル
(社)青森県観光連盟	北東北三県・北海道ソウル事務所 ((社)青森県観光連盟ソウル事務所)			
(財)岩手県観光協会	北東北三県・北海道ソウル事務所((財)岩手県観光協会ソウル事務所)			
(社)秋田県観光連盟	北東北三県・北海道ソウル事務所 ((社)秋田県観光連盟ソウル事務所)			
(社)岩手県産業貿易振興協会	岩手県大連経済事務所	H17.4.1	中国	大連
(社)秋田県貿易促進協会	(社)秋田県貿易促進協会大連事務所	H17.2.1	中国	大連
(社)宮城県国際経済振興協会	(社)宮城県国際経済振興協会ソウル事務所	H4.12.1	韓国	ソウル
(社)宮城県国際経済振興協会	(社)宮城県国際経済振興協会大連事務所	H17.4.1	中国	大連
(社)山形県観光物産協会	(社)山形県観光物産協会ソウル事務所	H17.4.1	韓国	ソウル
福島県	福島県上海事務所((財)福島県産業振興センター上海代表処)	H16.7.23	中国	上海
茨城県	茨城県上海事務所((財)茨城県国際交流協会上海代表処)	H8.11.27	中国	上海
栃木県	栃木県香港駐在員事務所	H2.10	中国	香港
神奈川県	ジェトロ シンガポールセンター 神奈川事務所	S53.12.11	シンガポール	シンガポール
神奈川県	ジェトロ ロンドンセンター 神奈川事務所	S60.3.27	イギリス	ロンドン
神奈川県	ジェトロ ニューヨークセンター付神奈川部 (神奈川メリーランド事務所)	H17.7.29	アメリカ	アナポリス
(財)神奈川産業振興センター	(財)神奈川産業振興センター駐大連経済貿易事務所	H2.2	中国	大連
(財)横浜企業経営支援財団	(財)横浜企業経営支援財団上海事務所	S62.10.21	中国	上海
横浜市	横浜市フランクフルト事務所	H9.6.1	ドイツ	フランクフルト
横浜市	横浜市ロサンゼルス事務所	H19.10.1	アメリカ	ロサンゼルス
(財)にいがた産業創造機構	(財)にいがた産業創造機構ソウル事務所	H2.10	韓国	ソウル
(財)にいがた産業創造機構	(財)にいがた産業創造機構大連経済事務所	H9.3	中国	大連
(財)新潟インダストリアルプロモーションセンター	(財)新潟インダストリアルプロモーションセンター北京事務所	H19.4.18	中国	北京
(財)とやま国際センター	富山県大連事務所	H16.4	中国	大連
石川県	石川県上海事務所	H9.10	中国	上海
石川県	石川県ニューヨーク事務所	H16.4	アメリカ	ニューヨーク
福井県	福井県香港事務所	H3.10	中国	香港
福井県	福井県上海事務所((財)福井県産業支援中心上海代表処)	H11.6	中国	上海
長野県	上海長野県駐在員事務所	H7.11.1	中国	上海
長野県	(財)長野県中小企業振興センター深セン事務所	H15.4.1	中国	深セン
岐阜県	(財)岐阜県産業経済振興センター上海代表処	H7.1	中国	上海
岐阜県	岐阜県ニューヨーク駐在員事務所	S61.9	アメリカ	ニューヨーク
静岡県	静岡県東南アジア駐在員事務所	S63.6.1	シンガポール	シンガポール
静岡県・(社)静岡県国際経済振興会	静岡県中国駐在員事務所	H6.10.1	中国	上海
静岡県・静岡県国際経済振興会	静岡県ソウル事務所	H19.6.29	韓国	ソウル
愛知県	愛知県パリ産業情報センター	H2.4.1	フランス	パリ
愛知県	愛知県サンフランシスコ産業情報センター	H15.7.1	アメリカ	サンフランシスコ
愛知県	愛知県上海産業情報センター	H16.4.1	中国	上海

設置者	海外事務所名	設置年月日	国名	都市名
大阪府	大阪府シンガポール駐在員事務所	S57.6.22	シンガポール	シンガポール
大阪府	大阪府ロッテルダム駐在員事務所	S45.11.18	オランダ	ロッテルダム
大阪府	大阪府カリフォルニア駐在員事務所	H9.4.1	アメリカ	サンフランシスコ
大阪府	大阪府上海駐在員事務所	S60.11.1	中国	上海
大阪市	大阪市シンガポール事務所	H1.10.30	シンガポール	シンガポール
大阪市	大阪市パリ事務所	H4.10.22	フランス	パリ
大阪市	大阪国際経済上海事務所	H8.4.18	中国	上海
大阪市	大阪市シカゴ事務所	S33.2.14	アメリカ	シカゴ
兵庫県	兵庫県ワシントン州事務所	H2.5.1	アメリカ	シアトル
兵庫県	西オーストラリア州兵庫文化交流センター	H4.8.1	オーストラリア	パース
兵庫県	兵庫県パリ事務所	H5.10.1	フランス	パリ
兵庫県	兵庫県ブラジル事務所	S48.9.1	ブラジル	クリチーバ
神戸市	神戸市シアトル事務所	S36.12	アメリカ	シアトル
神戸市	神戸・天津経済貿易連絡事務所	S60.5	中国	天津
神戸市	神戸・ひょうご 南京経済貿易連絡事務所	H13.5	中国	南京
(財)神戸港埠頭公社	神戸港上海事務所	H18.10.16	中国	上海
岡山県	岡山県上海事務所	H9.10.1	中国	上海
(財)ひろしま産業振興機構	広島上海事務所	H15.7	中国	上海
高知県	高知県シンガポール事務所	H8.6.20	シンガポール	シンガポール
高知県	高知県上海事務所(社)高知県貿易協会上海代表処)	H15.9.15	中国	上海
福岡市	福岡市上海事務所	H17.7	中国	上海
福岡県	福岡県香港事務所	H15.7.23	中国	香港
福岡県	福岡県ソウル事務所	H15.5.26	韓国	ソウル
福岡県	福岡県上海事務所	H15.8.6	中国	上海
福岡県	福岡県フランクフルト事務所	H15.10.14	ドイツ	フランクフルト
福岡県	福岡県サンフランシスコ事務所	H15.9.3	米国	サンフランシスコ
北九州市	駐大連北九州市経済事務所 (社)北九州貿易協会駐大連経済事務所)	H17.4.1	中国	大連
北九州市	駐上海北九州市経済事務所((財)福岡県中小企業振興センター上海代表処)	H17.7	中国	上海
長崎県	(社)長崎県貿易協会上海事務所	H3.7.5	中国	上海
大分県	大分県上海事務所	H18.4.1	中国	上海
宮崎県	(社)宮崎県産業貿易振興協会 上海代表事務所	H14.3	中国	上海
宮崎県	(財)みやざき観光コンベンション協会宮崎県観光・ 経済交流ソウル事務所	H9.4	韓国	ソウル
鹿児島県	鹿児島県香港事務所	S60.7	中国	香港
鹿児島県	鹿児島県上海事務所	H9.7	中国	上海
(財)沖縄県産業振興公社	(財)沖縄県産業振興公社香港事務所	H7.1.11	中国	香港
(財)沖縄県産業振興公社	(財)沖縄県産業振興公社上海事務所	H17.2.24	中国	上海
(財)沖縄観光コンベンションビューロー	(財)沖縄観光コンベンションビューロー 韓国事務所	H7.1.27	韓国	ソウル
(財)沖縄観光コンベンションビューロー	(財)沖縄観光コンベンションビューロー 台北事務所	H7.12.19	台湾	台北
(財)沖縄県産業振興公社	(財)沖縄県産業振興公社福州事務所	H10.7.9	中国	福州市
(財)沖縄県産業振興公社	(財)沖縄県産業振興公社台北事務所	H2.5.21	台湾	台北

国(都市)	事務所数	国(都市)	事務所数
中国(上海)	23	フランス(パリ)	3
韓国(ソウル)	8	台湾(台北)	2
中国(大連)	7	ドイツ(フランクフルト)	2
中国(香港)	5	ロシア(ユジノサハリンスク)	1
中国(他)	5	イギリス(ロンドン)	1
シンガポール(シンガポール)	5	オランダ(ロッテルダム)	1
アメリカ(サンフランシスコ)	3	オーストラリア(パース)	1
アメリカ(ニューヨーク)	2	ブラジル(クリチーバ)	1
アメリカ(シアトル)	2		
アメリカ(他)	3		
		計	75

(4) 評価基準

県は、上海事務所の経済効果として次のような評価基準を示している。

中国に進出している福島県関連企業（福島県企業国際化実態調査）

平成 15 年 3 月調査時：51 社 64 事業所

平成 19 年 1 月調査時：78 社 133 事業所

中国人観光客の入り込み状況（福島県観光グループ調べ）

本県に宿泊する中国人客は増加傾向にある。

H13 年	H14 年	H15 年	H16 年	H17 年	H18 年	H19 年
59 人	162 人	119 人	492 人	1,231 人	1,873 人	3,048 人

その他、輸出支援件数の増加（輸出品目数）や東アジアとの貿易額（小名浜税関調べ）を基準としている。

(5) 設置目的の達成

上海事務所は平成 16 年におおむね次の目的で設置されている。

- ・ 県産品の販売
- ・ 中国進出企業の支援
- ・ 中国人観光客の誘客

【意見】

当初の目的達成のためには、次のような見直しが必要と考える。

県産品の販路開拓

県産品の販売促進をしているが、駐在員から中国で売れる商品の提案を受け、県産品を中国の富裕層や駐在日本人に売っていく姿勢が必要と考える。

中国進出企業の支援

県内企業が中国に下請工場や協力工場を求める場合の支援をしている。しかし、中国に工場をつくり県内の本社や工場を清算してしまったのでは、県の支援としては無意味になる。支援するときには、業種等や経営者の姿勢を確認の上、支援することが必要である。

中国人観光客の誘客

外国人観光客誘致の地域経済への波及については、国土交通省のデータによると、定住人口 1 人あたりの減少分を外国人旅行者 7 人でカバーできる。(国内旅行者の場合は 22 人の誘致が必要。) よって、地域には大きな経済効果を見込むことができる。

中国人観光客の訪日旅行の目的としては、1)ショッピング、2)伝統的な文化・温泉旅館、3)日本独特の景色や自然観光(桜、雪景色、火山)などとなっている。

本県においてはこれらの魅力的な観光資源を数多く有しており中国人観光客を魅了できる体制作りを更に努めていく必要がある。

人材養成

駐在員は主に中国派遣経験者の中から順応性の高い人材を派遣しており、駐在期間は 3~4 年程度である。また、平成 20 年度よりは地元銀行からの研修生を受け入れている。

中国は、言語、文化、風土が異なるので、当然に中国語を話せる人がつ営業力のある人が駐在していると思われるが、中国市場に慣れるには時間を要するので県の人事異動のローテーションを長くし、長期間駐在できるようにする必要がある。

また、研修生は受け入れているが、駐在事務所の幹部を外部から招聘することも検討する必要がある。

目標設定

県産品や観光客入り込み数などの目標設定については、福島県商工業振興基本計画「うつくしま産業プラン 21」で設定しているが、来年度「うつくしま産業プラン 21」を見直しする予定であり、審議会の意見等を踏まえ、適切な目標設定を具体的数字で示す必要がある。

上海事務所は 3 年契約で更新時に中国政府の許可が必要とのことである。福島県以外の地方自治体も進出しているので、積極的に目的を達成するため奮闘していただき、更新の許可が下りなかったとって簡単に撤退しないことを期待する。

団体支援グループ

1 グループの概要

「平成 19 年度 福島県商工労働行政施策の概要（平成 19 年 4 月）」によれば、同グループの事務分掌は以下のとおりである。

- ・中小企業の経営支援に関すること。
- ・中小企業支援法に関すること。（他グループの所掌に属するものを除く。）
- ・商工会法及び商工会議所法の施行に関すること。
- ・商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の施行に関すること。
- ・中小企業団体の組織に関する法律及び中小企業等協同組合法の施行に関すること。
- ・商店街振興組合法の施行に関すること。
- ・商工関係公益法人に関すること。（他グループの所掌に属するものを除く。）
- ・産業支援館に関すること。（他グループの所掌に属するものを除く。）
- ・青年会議所の指導監督及び行事の対応に関すること。
- ・チェンバおおまちに関すること。
- ・中小企業労働力確保法の施行に関すること。（他グループの所掌に属するものを除く。）
- ・(財)福島県産業振興センターに関すること。（他グループの所掌に属するものを除く。）
- ・中小企業再生支援協議会に関すること。

平成 19 年度の主な事業計画は以下のとおりである。

「経営支援プラザ等運営事業」123,106 千円（当初予算額）

コラッセふくしまの「福島県経営支援プラザ」において、商工団体等との連携の下、県内中小企業者等に対する総合的な支援を行うため、次の事業を実施する。

補助先：(財)福島県産業振興センター
コンサルティングサービス事業
情報提供サービス事業

「中小企業連携組織対策費補助事業」141,016 千円（当初予算額）

中小企業連携組織等に対する支援態勢の充実・強化を図るため、福島県中小企業団体中央会に対して職員の設置や中小企業連携組織等の講習会の開催に要する経費等を補助する。

職員の設置 22 人（指導員 19 人 職員 3 人）

主な事業

- 1) 地域産業実態調査事業
- 2) 中小企業連携組織等支援事業

3) 組合等への情報提供事業

「小規模事業経営支援事業」2,605,683 千円（当初予算額）

地域の総合的経済団体である商工会等の指導体制の充実・強化及び小規模事業者の経営の改善・発達及び地域経済の振興を図るため、商工会等が行う経営改善普及事業等に対して補助をする。

職員の設置 475 人（経営指導員等 234 人 補助員 241 人）

主な事業

- 1) 巡回・窓口等による相談・指導業務
- 2) 商工会等指導環境推進費（事務局長設置費）
- 3) 若手後継者等育成事業
- 4) 広域連携推進事業

「専門家活用経営支援事業」27,127 千円（当初予算額）

中小企業等の経営を支援するため、商工会等の中小企業支援機関が実施する専門家派遣事業に要する経費を補助する。

補助先：県商工会連合会、福島商工会議所、県中小企業団体中央会、(財)福島県産業振興センター、(株)会津リエゾンオフィス
一般枠：企業等の要望にあわせて、専門家を当該企業に派遣する。

重点支援枠：重点的に支援する企業を選定し、専門家を企業に派遣または中小企業支援機関の窓口配置する。

調整枠：中小企業支援機関からの要請に基づき、(財)福島県産業振興センターが専門家を企業に直接派遣する。

「チェンバおおまち管理運営事業」38,226 千円（当初予算額）

チェンバおおまちの維持管理を適切に行う。

県が建物を維持管理するために外部委託等を行う。

「コラッセふくしま管理運営事業」161,773 千円（当初予算額）

コラッセふくしま（県専有部分・共用部分）の維持管理を行うとともに、コラッセふくしま内の県専有部分の会議室等について管理委託を行う。

2 団体支援グループの補助事業

団体支援グループは、中小企業を支援する(財)福島県産業振興センター、福島県中小企業団体中央会、商工会・商工会議所等（福島県商工会連合会、福島県商工会議所連合会を含む）の各団体が中小企業支援を行うのに必要な人員配置に関し人件費を補助するほか、経営指導や情報提供を行うための事業、商工業の振興に資する地域振興事業など、商工団体が行う中小企業振興のための取り組みについて支援している。

各団体への最近3年間の補助実績は次のとおりである。

(単位:千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
(財)福島県産業振興センター 中小企業振興費(目) 経営資源強化対策事業費(事項)	99,038	130,808	123,401
福島県中小企業団体中央会 商工団体等指導費(目) 組織育成指導費(事項)	158,682	154,926	151,357
商工会・商工会議所等 商工団体等指導費(目) 小規模事業指導費(事項)	2,692,820	2,611,796	2,579,745
合計	2,950,540	2,897,530	2,854,503

県は毎年30億円近い金額を中小企業支援のために上記の団体に補助している。以下、それぞれに検討していく。

(1) (財)福島県産業振興センター

(財)福島県産業振興センターは、中小企業支援法に基づき県が行う中小企業支援事業のうち、特定支援事業を行わせるものとして福島県から指定されている。

その実施事業は次のとおりである。

コンサルティングサービス事業

情報提供サービス事業

経営支援プラザ運営体制円滑化等事業

共通業務

福島県中小企業再生支援協議会運営事業

経営支援プラザ運営管理業務

上記以外に(財)福島県産業振興センター等を通して中小企業支援のために専門家活用経営支援事業がある。

(単位:千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
商工振興費(款) 小規模事業指導費(事項)	19,343	24,620	22,251

平成17年度は、地域中小企業支援センター運営事業費である。

専門家活用経営支援事業は、中小企業者が中小企業診断士等の経営診断や助言を得る際に支払う中小企業診断士等の報酬を補助するものである。1回目は3万円まで補助金を交付し、2回目以降は3分の1以上の自己負担を控除した額で上限3万円までを補助するものである（重点支援枠では、5分の1以上の自己負担を控除した額で3万円を上限とする）。

この補助事業は、一般枠と重点枠に区別されるが、一般枠の利用については、中小企業支援機関である商工会、商工会議所及び中小企業団体中央会が専門家派遣の必要性を認めたものであり、事前の経営相談等により必要最低限の支援を行った結果との説明があった。

【意見】

ほとんどが1回のみでの利用で、そのために補助金を交付するのは、費用対効果を考えると、補助金としての有効性に疑問がある。

(2) 福島県中小企業団体中央会

福島県中小企業団体中央会は、中小企業等協同組合法第3章70条に規定される団体であり、都道府県ごとに1個設立される中央会である。

中小企業等組合法の目的は、第1条において、「・・・事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする」と規定している。いわゆる自主性を尊重する団体となっているが、平成19年度決算によると、福島県中小企業団体中央会の決算は、次の表のとおりである。

一般会計収支決算	決算額(千円)
収入の部	
賦課金	66,602
賦課金	47,067
特別負担金	19,535
補助金	156,218
中小企業連携組織対策事業費補助金(*)	142,857
福島県中小企業団体中央会運営費補助金(*)	8,500
専門家活用経営支援事業費補助金	1,306
全国中央会補助金	3,255
福島市補助金	300
その他の収入	66,835
計	289,655

(*)組織育成指導費である。

支出の部	
中小企業連携組織対策事業費	177,290
指導員・職員設置費	146,506
その他	30,784
その他の支出	112,365
計	289,655

【意見】

県は自主性を尊重すると説明しているが、収入の 52.3 パーセントを組織育成指導費補助金が占め、会員である企業組合に対する賦課金の 2.3 倍の補助金を交付するのは補助金の比率が大きすぎると考えられるので、賦課金収入を増やすような指導が必要である。

- (3) 商工会及び商工会議所（以下、「商工会等」という。）について
平成 20 年 3 月 31 日現在の県内の市町村及び商工会等数は次のとおりである。

	市	町村	計
自治体数	13	47	60
地区内商工会数	49	53	102
地区内商工会議所数	10	0	10
商工会等数合計	59	53	112

商工会、商工会議所の設立と目的

a) 商工会

商工会は、商工会法に基づいて設立されている。

商工会法によると、商工会法の目的は、主として町村における商工業の総合的な改善発達を図るため等の組織として商工会及び商工会連合会を設け、もって国民経済の健全な発展に寄与することとしており、商工会は、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的としている。

原則として、商工会は営利を目的としてはならない。また、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。更に、商工会を特定の政党のために利用してはならない。

商工会の地区は、一の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、一の市又は 2 以上の市町村の区域とすることができる。また、商工業の状況により、特に必要があるときは、市町村の区域の一部を商工会の地区の全部又は一部とすることができる。ただし、商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであってはならない。

廃置分合に伴う地区の特例として、商工会の設立後にその地区たる市町村の廃置分合があった場合は、その商工会の地区を変更するための定款の変更をし、又はその商工会が解散もしくは合併するまでの間は、前記の地区に関する規定（商工会、商工会議所の地区の重複を除く）は適用しない。

b) 商工会議所

商工会議所は、商工会議所法に基づいて設立されている。

商工会議所法によると、商工会議所法の目的は、国民経済の健全な発展を図り、兼ねて国際経済の進展に寄与するために商工会議所及び日本商工会議所の組織及び運営について定めるとしており、商工会議

所は、その地区における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的としている。

原則として、商工会議所は営利を目的としてはならない。また、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。更に、商工会議所を特定の政党のために利用してはならない。

商工会議所の地区は、市の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、町の区域又は市と市町村もしくは町と町村を合わせたものの区域とすることができる。また、商工業の状況により、特に必要があるときは、市町村の区域の一部を商工会議所の地区の全部又は一部とすることができる。ただし、一又は二以上の村の区域の一部を商工会議所の地区の全部とすることはできない。更に、商工会議所の地区は、他の商工会議所の地区又は商工会の地区と重複するものがない。

廃置分合に伴う地区の特例として、商工会議所の設立後にその地区たる市町村の廃置分合があった場合は、その商工会議所の地区を変更するための定款の変更をし、又はその商工会議所が解散もしくは合併するまでの間は、前記の地区に関する規定（商工会、商工会議所の地区の重複を除く）は適用しない。

県内の商工会、商工会議所の状況

a) 商工会

町村に一つを原則とするが、廃置分合の特例を利用して町村の合併があっても商工会がそのまま存続することが多く、平成20年3月31日現在県内の13市47町村に対し、102の商工会が存在する。

市町村は行政の効率性、コスト削減を目標として合併しているにもかかわらず、旧町村にそのまま存在しているものが多い。

例えば、郡山市には、熱海町、逢瀬町、湖南町、三穂田町、安積町、片平町、喜久田町、日和田町、富久山町、田村町、中田町、西田町の12の商工会と、郡山商工会議所がある。

12 商工会と商工会議所の補助金収入等は次の表のとおりである。

			12商工会の計	郡山商工会議所
職員（人）	事務局長		4	
	経営指導員	a	16	8
	その他		24	23
	計	a'	44	31
補助金収入（円）	県	b	192,540,000	51,778,000
	市	c	41,230,000	14,261,000
	計	d	233,770,000	66,039,000
区域内事業者数（者）	e	5,311	11,692	
小規模事業者数（者）	f	4,259	8,274	
会員（者）	g	3,018	5,648	
組織率	g/e	56.83%	48.31%	
職員1人あたりの補助金（円）	県	b/a'	4,375,909	1,670,258
	市	c/a'	937,045	460,032
	計	d/a'	5,312,955	2,130,290
小規模事業者1人あたりの補助金（円）	県	b/f	45,208	6,258
	市	c/f	9,681	1,724
	計	d/f	54,888	7,982
経営指導員一人当りの小規模事業者（人）	f/a	266	1,034	

商工会は会費が年約 15,000 円くらいであるのに対して商工会議所は年約 24,000 円くらいであり、商工会議所は会費が高くなっているほか、経営指導員 1 人あたりが担当する小規模事業者の数が多く、効率よく運営している。

b) 商工会議所

市に一つを原則とするが、県内 13 市に対し、10 の商工会議所が存在する。伊達市、本宮市、田村市は商工会である。

商工会、商工会議所への県の財政的支援について

「福島県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱」の第 1 条（趣旨）によると「県は、商工業に係る小規模事業者等の振興と安定を図るため、商工会及び商工会議所（以下「商工会等」という。）並びに福島県商工会連合会（以下「県連合会」という。）及び福島県商工会議所連合会（以下「会議所連合会」）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和 45 年福島県規則第 107 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。」とある。

また、第 4 条（補助対象及び補助額）では「補助金は、商工会等、県連合会及び会議所連合会が小規模事業経営支援事業費補助事業（経営改善普及事業、商工会指導事業等をいう。）を実施する場合に、当該事業に要する別表第 1 に掲げる経費のうち知事が必要かつ相当と認めるものに

ついて、商工会等、県連合会及び会議所連合会に対して交付するものとし、その額は別表第 1 に規定する補助率以内において知事が定める額とする。」とある。

別表第 1 によると、補助対象経費の補助率は補助対象職員設置費の福利厚生費が 2 分の 1、若手後継者等育成事業費の商工会青年部・女性部活動推進費が 3 分の 2 である以外は 10 分の 10 である。すなわち、ほとんどの補助対象事業費は補助の対象となる。

商工会、商工会議所への県からの補助金は次のとおりである。

	経営指導員(人)	会員(人)	小規模事業者数(人)	補助金(千円)	1人あたり補助金額(千円)	
					会員	小規模事業者
商工会	153	25,824	41,186	1,910,095	74	46
商工会議所	56	24,788	53,985	443,997	18	8
計	209	50,612	95,171	2,354,092		

補助金計 2,354,092 千円と小規模事業経営支援事業費 2,579,745 千円との差額 225,653 千円は商工会連合会等への補助金である。

当該事業は商工会、商工会議所の会員ばかりではなく、その地区の小規模事業者全体を対象としている。

商工会については、補助金額も大きいいため改めて次に述べる。

3 商工会

(1) 商工会の決算書の合算

商工会への補助金が大きいため県内 102 の商工会の収支決算書を入力し、合算の収支決算書を次のとおり作成した。

一般会計収支決算書 (単位:千円)

科目	当初予算額	決算額
収入の部		
補助金等収入	2,377,353	2,551,524
県補助金	1,746,334	1,910,095
市町村補助金	594,001	599,184
その他	37,018	42,245
会費・手数料等収入	1,244,914	1,210,787
会費	396,053	389,260
手数料	365,587	365,828
その他	483,274	455,700
受託料収入	26,840	55,094
前期繰越収支差額	100,566	98,124
収入合計	3,749,673	3,915,528
支出の部		
経改事業指導職員設置費	1,984,670	2,002,990
経改事業指導事業費	612,349	610,084
商工会等指導環境推進費	288,296	287,156
その他	324,053	322,928
地域総合振興事業費	472,231	466,240
受託事業費	12,347	38,472
管理費	602,181	580,544
資産取得支出	30,807	52,358
繰入引当支出	14,237	74,937
予備費	24,171	74
収支差額次期繰越	0	92,448
支出合計	3,752,994	3,918,146

県の補助金は会費収入の 4.9 倍を占め、市町村の補助金も入れると会費収入の 6.4 倍となっている。

県の姿勢

商工会は、町村に一つ必要とされていて、県は経営指導員の給料等の経費を補助し、商工会はその会費を低額にして会員を集めている状況である。自らの努力によって事業を継続すべき立場の事業者を安い会費で組織している。

市町村の合併により町村が減った場合には当然に商工会も減らすべきあるが、特例として存続できることを盾に商工会を合併しない

こと、及び「商工会の地区は一の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときには一の市又は二以上の市町村の区域とすることができる。」となっているにもかかわらず、会員数の少ない商工会は不自然である。

平成 19 年 2 月定例会において、県会議員の商工会と商工会議所の広域的な取り組みについて次のような質問があった。

我が国の中小企業は企業数で 99.7 パーセントを占めていますが、これはとりもなおさず、中小企業が産業活力の源泉として地域経済の進歩と発展に大きく貢献していることを物語っています。地域に根ざした中小企業には、地域経済の活性化、新規雇用の創出、地域共同体の文化、伝統の担い手といった多様でかつ重要な役割が期待されています。また一方で、中小企業の活動範囲は、産業、交通、流通、通信手段の発達により経済活動や生活範囲の広域化が進み、従来の行政区域の枠を超えて拡大してきております。

このような中で、地域を代表する総合経済団体である商工会議所や商工会の活動もまた中小企業の活動範囲の拡大に合わせて広域的に展開することが求められており、特に観光振興や地域特産品の開発や販売などについては、地域の商工会議所と商工会が広範な対応をしていくことがますます重要となっていると考えます。

そこで、商工会議所と商工会の合併も含めた広域的な取り組みが必要だと思いますが、県の考えをお尋ねいたします。

これに対する当時の商工労働部長の答弁は次のとおりである。

商工会議所と商工会の広域的な取り組みにつきましては、県商工会連合会においては平成 17 年 5 月に商工会議所と合併しないとの決議が出されたことを踏まえ、県といたしましてはその考えを尊重してまいります。

なお、地域経済の活性化を図っていくには広域的な取り組みが必要であることから、複数の商工会議所や商工会が連携して実施する広域商談会や講習会の開催、観光振興、地場産品の開発等の事業に対して助成し、その活動を支援してまいる考えであります。

上記のような商工会は、県、市の補助金が収入の大部分（64.1 パーセント）を占め、県の財政的援助団体であるにも関わらず、商工会の合併や統廃合を促すようなこともせず、自主団体として尊重している。

【意見】

会費収入が収入合計の 10 パーセントにも満たない商工会等を、自主団体として尊重してよいか疑問に思う。県の説明によれば、小規模事業者への経営指導の外、県の産業振興施策についての情報提供や斡旋等も行い、県の産業振興施策に貢献しているとのことであったが、これまでより規模の大きな企業（他県からの進出企業等）を対象に訪問相談を行う等、より広範囲で積極的な活動

が促されるよう、県は指導すべきと考える。

(2) 会費の値上げについて

平成 15 年度包括外部監査（安斉勇雄先生）で、商工労働部商工業団体等への補助金について監査が実施されている。その中で、「県としては、商工会に財政健全化の指導強化をする一方、商工会としても、会費・記帳指導料等の値上げによる自主財源の確保等、改善策を検討すべきである。」とある。

P44 に掲載した表のとおり県内の商工会全体の収支決算を見ると、収入に占める会費の割合は 10 パーセントくらいである。

福島県の「商工会等指導監査調書」に記載されている内容によると、「総括」「3 会費」の中で「経営改善普及事業は、商工会等が本来行うべき事業の一つとして自発的に行われるべきものであり、県の補助金のみを財源とするにとどまることなく自主財源の割合を高めていく必要があり、事業に関する支出の 1/3 程度が県の補助金以外の収入によってまかなわれることが望まれる。そのため、1 会員あたりの平均年会費が前年度の県平均額を下回る場合や、一般会計収入に占める会費収入の比率（目標 30 パーセント）が県平均を下回る場合は、重要指導事項として指導すること。」と規定されている。

【意見】

一般会計に占める会費収入の比率が 10 パーセントを切るような状態であるので、会費の値上げを指導すべきである。

(3) 商工会の経営指導員等の人事について

商工会職員については、もともとは各商工会それぞれが独自に給与を定めていたが、職員の資質向上等を図るための人事交流が円滑に進められるよう、昭和 60 年、県職員給与に準じた統一給与制度を全商工会が自ら導入している。

また、経営指導員、補助員の身分及び人事権は、平成 18 年度より、商工会から福島県商工会連合会に帰属することになり、連合会主導で人事異動が行われるようになり、更に、補助対象職員の人件費については、平成 21 年度から、これまでの商工会単会に直接交付する方式を改め、連合会に一括交付を行う予定となっている。

人事権の県連合会への一元化は人事交流を円滑化することで職員の資質向上等を図るため、商工会間の合意により導入されたものであり、職員の身分及び人事権は県連合会に帰属するが職員は各商工会に出向して商工会の職員として任命され、各商工会からの指揮命令を受けることになる。

人事権が県連合会に帰属し、指揮命令権は各商工会がもつというわかりにくい組織となっていると思われる。

(4) 商工会の統廃合について

県内の商工会は、13市47町村に対し102の商工会が存在する。特に郡山市の場合は先に述べたように商工会議所の他に12の商工会が存在する。経営指導員1人あたりの小規模事業者数も、商工会議所は1,034人に対し商工会は266人と効率が悪くなっている。

「商工会の地区は、一の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、一の市又は二以上の市町村の区域とすることができる（商工会法第7条）」となっている。

【意見】

県は、法に基づく統廃合の命令指導は行っていないとしているが、補助金を小規模事業者数や会員数の実態に応じて交付するなどして統廃合を促すべきである。

(5) 県の監査体制

商工会への小規模事業経営支援事業費補助金は、商工労働部団体支援グループ（平成20年度からは団体支援課）が予算を確保し、補助金の交付及び監査は総務部所属の地方振興局に事務委任し、実施している。

団体支援課の説明によれば、商工会及び商工会議所の決算書等については地方振興局で保管しており、商工会議所の副本のみ団体支援課で保管するとのことであったが、監査時においては一部の商工会議所分の副本が保管されていなかった。

福島県事務委任規則によると、地方振興局長への委任として、次のものを挙げている。

商工会議所法の施行に関する次のこと

- 1)規模の大きい特定商工業者の許可
- 2)商工業者法定台帳の整備期間の延長
- 3)所定の負担金の賦課の許可
- 4)定款変更の認可
- 5)決算報告書の受理
- 6)監査、調査、検査

商工会法の施行に関する次のこと

- 1)会長が招集しない場合の総会招集の承認
- 2)定款変更の許可
- 3)決算関係書類の受理
- 4)監査、調査、検査
- 5)解散の届出の受理

地方振興局は、「福島県商工会等指導監査実施要領」に基づいて定期的に監査をしている。「商工会等指導監査調書」によると、次のとおりである。

総括

- 1 商工会等の概況
 - (1) 商工会等の重要課題
 - (2) 商工会等の運営の基本方針及び本年度重点事項
 - (3) 商工会活動の状況
 - (4) 前回の指導監査の文書指導状況と改善状況
- 2 組織率
- 3 会費
- 4 財政状況
- 5 関係団体との連携
- 会計処理等
 - 1 会計帳簿等の整備
 - 2 内部牽制^{けん}
 - 3 現金管理
 - 4 使用料、手数料
 - 5 その他
 - 6 監査（自主監査）体制
 - 経営改善普及事業（実施体制）
 - 1 専従体制
 - 2 実施体制
 - (1) 商工会
 - (2) 商工会議所
 - 3 経営改善普及事業の共同実施
 - 4 広域連携事業
 - 5 巡回相談・指導
 - 6 窓口相談・指導
 - 7 経営カルテ
 - 8 補助員による経営指導
 - 9 記帳継続指導
 - 10 講習会等の開催
 - 11 経営改善資金融資等
 - 12 事務代行等
 - 13 広報活動
 - 14 青年部・女性部活動
 - 15 個所付け事業
 - 16 地域振興事業
 - 17 各事業における経費支出
 - 小規模事業経営支援事業費補助金の運用等
 - 1 補助対象職員の設置費
 - (1) 俸給
 - (2) 扶養手当
 - (3) 通勤手当

- (4) 期末手当
- (5) 寒冷地手当
- (6) 住居手当
- (7) 超過勤務手当
- (8) 福利厚生費
- (9) 長期欠勤等の取扱い
- 2 指導事業費
 - (1) 旅費
 - (2) 事務費
 - (3) 福利環境整備費等
 - (4) 記帳指導員等謝金等
 - (5) 商工会等指導環境推進費
- 3 備品財産関係
 - (1) 備品
 - (2) 財産
- 4 補助関係書類の整備

これはまさに、会計監査以外に業務監査を実施していることになる。

商工会の決算書を入手して調査した結果、次のような間違いがあった。

- ・ 固定資産

「商工会運営指針」の「商工会の経理」によれば、固定資産を購入した場合は、

(借方) 固定資産購入費	(貸方) 現金または預金
--------------	--------------

と収支決算書と貸借対照表で処理すると同時に、貸借対照表上、

(借方) 固定資産	(貸方) 固定資産残高
-----------	-------------

と処理し、固定資産の減価償却を行うことが望ましいとされ、減価償却の計算方法は定額法がよいとされている。減価償却費は、収支決算書に反映されず貸借対照表上固定資産と固定資産残高を減額する。

今回は1期のみ決算を入手したため、減価償却の有無は不明だが、貸借対照表上固定資産と固定資産残高は一致するはずが、一致しないものがあった。
- ・ 引当金

「商工会運営指針」の「商工会の経理」によれば、引当資産（引当金）には、職員退職給与引当預金、資産取得引当預金、商工会運営安定引当金等があり、商工会の経理における引当資産は将来の支出に備えてその支払い資金を引当て（積立）るもので、引当額は予算に計上し、支出と同時に特定預金として管理しなければならないものであるとされている。

資産取得引当金を計上する場合、

(借方)資産取得引当費 (貸方)現金または預金
 と収支決算書と貸借対照表で処理すると同時に、貸借対照表上、
 (借方)資産取得引当預金 (貸方)資産取得引当金
 とすべきとされ、貸借対照表上引当預金と引当金は一致すべきであるが、一致していないものがあつた。

財政調整引当金を計上し、引当預金がないものがあつたが、財政調整引当金や商工会運営安定引当金は、全国商工会連合会作成の「商工会運営指針 第2編商工会の経理」において“補助金申請から交付までの期間等において、安定した商工会の運営を図るために必要な資金を積み立てるため”計上が認められている。その結果、財政調整引当金は当年度末に引当金が計上され(支出)、翌年度補助金が交付される前に同引当金は戻される(収入)ことになるが、28番商工会(次ページの表参照)以外同引当金が戻されているところはなかった。かつ、28番商工会も同引当金の当年度末計上はなかった。

実態は、財政調整引当金や商工会運営安定引当金は将来の支出に備えてその支払い資金を引当てているわけではないことから、引当金を計上すべきでないを考える。

商工会の貸借対照表は次のようになる。

資産の部	負債の部
流動資産	流動負債
引当預金	引当金
固定資産	固定資産残高
	次期繰越収支差額()
合計	合計

()流動資産 - 流動負債

・ 商工会の不適切処理

商工会の不適切処理一覧は次のとおりである。(印が不適切)

地域	商工会名	収支決算に関して					事務報告に関して			他	
		会費収入比率	固定資産と残高勘定が不一致	引当資産と引当勘定の不一致			決算の予備費の支出が残っている	事項別状況組織会員の動向がない	地域内事業者数がない		事務局の人数(内訳)がない
				財政調整(基金)引当金の科目がある	左の内財政調整基金引当金が対応する引当資産がない	それ以外					
県北	1	14.7			○						
	2	9.3						○			
	3	9.1						○			
	4	7.9									
	5	8.3							○		
	6	8.6									
	7	9.5									
	8	7.0									
	9	12.1									
	10	14.3						○			
	11	9.2							○		
	12	10.0									
	13	6.7									
	14	12.9									
	15	9.3									
県中	16	9.7					○				
	17	7.4				○		○			
	18	8.9									
	19	7.2									
	20	14.7						○		会員数が前年度末の数となっている	
	21	5.5									
	22	14.3									
	23	16.0						○			
	24	16.7						○			
	25	13.8	○					○			
	26	9.6									
	27	7.3									
	28	7.4									
	29	6.9									
	30	9.9									
	31	11.7									
32	11.5			運営安定							
33	14.7						○				
34	10.0										
35	10.4				○	○					
36	6.8										
37	7.9						○				
38	10.4				○						
39	11.3						○				
40	5.9										
41	9.4						○	○			

地域	商工会名	収支決算に関して					事務報告に関して			他
		会費収入比率	固定資産と残高勘定が不一致	引当資産と引当勘定の不一致			事項別状況組織会員の動向がない	地域内事業者数がない	事務局の人数（内訳）がない	
				財政調整（基金）引当金の科目がある	左の内財政調整基金引当金に対応する引当資産がない	それ以外				
					決算の予備費の支出が残っている					
県中	42	6.3								
	43	7.7								
	44	13.5								
県南	45	11.0					○			定款会員の動向がない
	46	8.4			○		○		○	
	47	7.8					○			
	48	5.9					○			
	49	5.9						○		
	50	20.3								
	51	5.3								
	52	14.2								
	53	13.8								
	54	9.1					○	○		
	55	7.2					○	○		
会津	56	8.2								
	57	6.6						○		
	58	8.0						○		貸借対照表の添付がない
	59	9.3								
	60	5.9						○		
	61	10.2								
	62	6.6								
	63	5.6								
	64	14.0						○		
	65	11.5			○			○		
	66	4.1								
	67	8.6								
	68	7.2								
	69	9.7								
70	7.4									
71	7.2									
72	5.6									
73	6.5					○				
74	5.9						○			
南会津	75	11.6								
	76	9.0					○			
	77	6.4								
	78	6.6						○		
	79	7.3								
	80	5.6						○		
	81	5.7								
相双	82	9.6			○	○				
	83	9.7					○			
	84	17.2								
	85	6.0		運営安定		○		○	○	
	86	7.3	○							

地域	商工会名	収支決算に関して					事務報告に関して			他	
		会費収入比率	固定資産と残高勘定が不一致	引当資産と引当勘定の不一致			決算の予備費の支出が残っている	事項別状況組織会員の動向がない	地域内事業者数がない		事務局の人数（内訳）がない
				財政調整（基金）引当金の科目がある	左の内財政調整基金引当金に対応する引当資産がない	それ以外					
相双	87	9.6		運営安定				○			
	88	10.7						○			
	89	7.6					○				
	90	10.7									
	91	8.7						○			
	92	8.7		運営調整				○			
	93	8.8			○	○					
いわき	94	16.4				○	○	○			
	95	12.7						○			
	96	9.0			○	○	○	○			
	97	11.8					○	○		会員の動向の足し引きが異なる	
	98	15.2			○	○					
	99	7.1			○						
	100	11.7			○	○		○			
	101	7.5			○			○			
	102	9.1			○						
合計	9.5	2	94	12	8	2	23	28	3		

商工会の会計において、不適切と思われる処理をまとめると以下の3つとなる。

会費収入の収入全体に占める割合は30パーセント以上を目標にしているが、30パーセントを超える商工会はない。

固定資産と残高勘定は一致させることになっているが、一致していないものがあった。

引当資産と引当勘定は一致させることになっているが、一致していないものがあった。

【意見】

商工会の会計の不適切処理は、県の監査体制の不備というものである。

県は、予算確保は団体支援グループ、補助金の交付、監査は地方振興局と職務分担しているが、地方振興局は、県北、県中、県南、会津、南会津、相双、いわきと7か所あり、それぞれの地方の商工会、商工会議所を監督しているため、県全体のことを把握していないと考える。

平成20年9月に発覚した二本松商工会議所の巨額な不正問題について、県は、「福島県商工会等指導監査実施要領」に基づき商工会・商工会議所に対し行う指導監査は、商工会法、商工会議所法に基づく立入

検査ではなく、相手方の同意に基づく指導監査であること、時間的な制約から全会計・全数調査は物理的に困難であり、補助金の適正な執行を主眼に抽出検査とせざるを得ないことなどから不正を発見することは困難であったとしているが、決算書を毎年県に提出され、2年に1回指導監査であっても県によって監査を実施され、問題点が指摘されなかったことの意味は重いものがあり、県の監督責任は免れないと思われるので、団体支援課に監査機能を集中し、充実させる必要がある。

(6) 経営指導員の資格について

商工会の経営指導員等の職員は、資格のみで務まるとは思わないが、実施報告書に掲載されている商工会の資格取得状況及び私の求めに応じ、て調査された商工会議所の職員の資格取得状況は次のとおりである。

(平成19年度末 単位:人)

資格名	級	商工会	商工会議所	合計
中小企業診断士		5	4	9
社会保険労務士		3	2	5
簿記検定	1級	28	8	36
	2級	127	35	162
	3級	214	117	331
工業簿記	1級	19	1	20
初級システムアドミニストレーター		11	4	15
パソコン検定	2級		1	1
	3級	61	25	86
	4級	19		19
珠算検定	1級	9	7	16
	2級	43	11	54
	3級	80	19	99
販売士	2級	12	2	14
	3級	28	12	40
ファイナンシャルプランナー	1級		1	1
	2級	24		24
	3級	38		38
AFP認定		4		4
CFP認定		2		2
情報処理検定	2級	4	1	5
情報処理検定(全国商業高校)	1級	5		5
	2級	6		6
	3級	23	4	27
パソコン技能検定 (全日本情報学習振興協会)	2級	1		1
	3級	1		1
宅地建物取引主任		2	4	6
行政書士		2	4	6
建設業経理事務士	3級	1		1
福祉住環境コーディネーター	3級	1		1
IC3		1		1
パソコン財務会計主任者	1級	31		31
	2級	94		94
コンピューターサービス技能士	2級	1		1
カラーコーディネーター	3級	1	2	3
DCプランナー	2級	1		1
環境社会検定(eco検定)		1		1
ISO9001審査委員補			1	1
法学検定試験	3級		1	1
ビジネス実務法務	2級		1	1
	3級		2	2
ビジネスコンピューティング検定			2	2

「平成 15 年度包括外部監査の結果報告書」の意見によれば、次のとおり述べられている。

商工会の対象事業費の 74.9 パーセントを補助し、特に人件費については 4 分の 3 を支給していることを踏まえれば、資格取得が^{すべて}全てではないにしても、経営指導員は中小企業診断士等の資格を有してこそ、始めて経営指導ができるのではないだろうか。

(中略)

有資格者の増員に向けて、商工会・商工会議所のみならず、県も支援すべきである。

平成 15 年の資格取得状況と平成 19 年の取得状況を平成 15 年をベースに比較すると、次の表のとおりである。

(単位：人)

資格名	平成 15 年 5 月末現在			平成 19 年度末現在		
	商工 会議所	商工会	計	商工 会議所	商工会	計
中小企業診断士	2	0	2	4	5	9
社会保険労務士	1	1	2	2	3	5
初級システムアドミニストレーター	4	4	8	4	11	15
販売士 1 級	1	0	1	0	0	0
販売士 2 級	1	0	1	2	12	14
販売士 3 級	2	4	6	12	28	40
ファイナンシャルプランナー	0	2	2	1	62	63
行政書士	0	1	1	4	2	6
宅地建物取引業主任者	2	1	3	4	2	6
危険物取扱者 乙種第 4 類(1)	3	0	3	-	-	-
合計	16	13	29	33	125	158
常勤職員数(2)	188	493	681	197	433	630
常勤職員の有資格者割合	8.5%	2.6%	4.3%	16.8%	28.9%	25.1%
1 団体あたりの有資格者	1.600	0.125	0.254	3.300	1.202	1.386

1 危険物取扱者の資格については、平成 19 年度はデータを取っていなかった。

2 常勤職員数については、左欄が平成 14 年 12 月 31 日現在、右欄商工会議所は平成 20 年 3 月 31 日現在、商工会同 10 月 1 日現在である。

【意見】

有資格者割合は増えているが、まだまだ有資格者の数は少ないと思われるので、有資格者の増員に向けて商工会・商工会議所のみならず、県は更なる支援、指導をすべきである。

金融グループ

1 グループの概要

「平成 19 年度 福島県商工労働行政施策の概要（平成 19 年 4 月）」によれば、同グループの事務分掌は以下のとおりである。

- ・ 中小企業制度資金に関すること。
- ・ 中小企業高度化資金に関すること。
- ・ 福島県信用保証協会に関すること。
- ・ 貸金業に関すること。
- ・ 設備資金貸付及び設備機械貸与事業に関すること。

平成 19 年度の主な事業計画は以下のとおりである。

「中小企業機械貸与事業貸付金」3,791,249 千円（当初予算額）

中小企業者に対し、経営の向上のために必要な機械類を貸与（割賦販売）することにより、経営基盤の強化を図るため、貸与機関である(財)福島県産業振興センターに対し、必要な資金を貸し付ける。

- ・ 新規貸与枠 12 億円

「中小企業制度資金貸付金」34,958,000 千円（当初予算額）

各種制度資金については次のとおり。

(1) 起業家支援保証

企業の活動段階：創業期

制度の目的：創業者等支援

対象：創業・第二創業・独立開業・ベンチャー（コミュニティビジネスを含む）

新規融資枠：50 億円

(2) 小規模企業資金

企業の活動段階：成長期・安定期

制度の目的：小規模企業者の経営の安定化を支援

対象：小規模企業者（コミュニティビジネスを含む）
コミュニティビジネスを営む N P O 法人

新規融資枠：20 億円

(3) 小口零細企業資金（10 月から創設）

企業の活動段階：成長期・安定期

制度の目的：小規模企業者の経営安定化を支援

対象：小規模企業者

新規融資枠：50 億円

(4) 信用組合資金

企業の活動段階：成長期・安定期

制度の目的：小規模企業者の経営の安定化を支援

対象：信用組合員

- 新規融資枠：48 億円
- (5) 長期安定保証
企業の活動段階：成長期・安定期
制度の目的：長期資金による企業経営の安定化を支援
対象：中小企業者
新規融資枠：180 億円
- (6) 短期保証
企業の活動段階：成長期・安定期
制度の目的：短期の資金繰り緩和
対象：中小企業者
新規融資枠：200 億円
- (7) 経営環境改善保証
企業の活動段階：再生期
制度の目的：借入金の本化による資金繰りの緩和
対象：中小企業者
新規融資枠：130 億円
- (8) 関連倒産防止資金
企業の活動段階：緊急支援
制度の目的：関連倒産の防止
対象：倒産企業等との取引企業
新規融資枠
) 一般 枠：16 億円
) 取引円滑化枠：24 億円
- (9) 緊急経済対策資金
企業の活動段階：緊急支援
制度の目的：経済環境の変化等による影響の緩和
対象：経済環境の変化により売上等が減少している企業
新規融資枠
) 一般 枠：80 億円
) 金融環境激変対策枠：45 億円
- (10) ふくしまの産業強化資金
制度の目的：「ふくしまの産業」の支援・強化
対策
) 地場産業又は観光業
) 地域に根ざした中小企業者
(県内に本社機能を有し、業歴5年以上)
) 経営革新の承認または新連携の認定事業者
) 次世代育成支援企業認証制度の認証を受けた事業者
新規融資枠：100 億円

- 「(新)子育て支援企業資金」1,532,400 千円(当初予算額)
企業における子育てに関する環境整備を促進するため、子育てしやすい職場環境づくりに取り組む中小企業者向けの無利子の制度を創設し金融面から支援する。
- 「中小企業信用補完制度費」452,000 千円(当初予算額)
中小企業信用制度補完制度の充実を図り、次の事業を実施する。
県信用保証協会代位弁済資金貸付金
県信用保証協会損失補償金
- 「街なか再生特別資金」2,090,000 千円(当初予算額)
中心市街地の空洞化に歯止めをかけ、再活性化を図るため、資本の大小に係わらず低利融資を行う。
- 「中小企業制度資金利活用推進事業」236,500 千円(当初予算額)
制度資金を利用する中小企業の保証料負担の軽減を図り、制度資金の利活用を促進するため、基本保証料と政策保証料との差額分について、県信用保証協会に対して補助金を交付する。
- 「中小企業高度化資金貸付金」267,335 千円(当初予算額)
中小企業の事業の共同化、工場及び店舗の集団化その他中小企業構造の高度化に必要な資金を貸し付けることにより、中小企業の振興の促進を図る。
- 「小規模企業者等設備導入資金貸付事業貸付金」850,000 千円(当初予算額)
県内小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化を促進するため、小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき事業を行う(財)福島県産業振興センターに対し、必要な資金を貸し付ける。
小規模企業者等設備資金貸付事業(貸付金 500,000 千円)
小規模企業者等設備貸与事業(貸付金 350,000 千円)

2 貸付金の状況

平成 19 年度の商工総務領域の貸付金は次のとおりである。

名称	前年度末 現在高(A)	当年度債権異動状況		収入未済額		当年度末 現在高 (A+B-C-D+E)
		発生額(B)	履行期限 到来額(C)	前年度末 現在高(D)	当年度末 現在高(E)	
(小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計)						
中小企業高度化 資金貸付金	7,195,940,322	252,000,000	753,611,000	1,016,676,322	1,017,148,744	6,694,801,744
中小企業設備近 代化資金貸付金	14,538,000	0	2,415,000	12,123,000	11,353,000	11,353,000
小規模企業者等 設備貸与資金貸 付金	1,126,126,710	128,409,000	207,207,000	0	0	1,047,328,710
小規模企業者等 設備資金貸付金	1,196,064,663	174,490,000	216,673,336	0	0	1,153,881,327
小計	9,532,669,695	554,899,000	1,179,906,336	1,028,799,322	1,028,501,744	8,907,364,781
計(a)	11,732,669,695	554,899,000	1,179,906,336	1,028,799,322	1,028,501,744	11,107,364,781
(一般会計のうち貸付期間がH19.4.2～H20.3.31のもの)						
機械貸与事業資 金(A)	0	3,391,249,000	3,391,249,000	0	0	0
長期安定資金(B)	0	3,469,000,000	3,469,000,000	0	0	0
緊急経済対策資 金(B)	0	4,183,000,000	4,183,000,000	0	0	0
関連倒産防止資 金(B)	0	1,195,000,000	1,195,000,000	0	0	0
新事業創造資金 (B)	0	218,000,000	218,000,000	0	0	0
商業・サービス業 活性化資金(B)	0	126,000,000	126,000,000	0	0	0
小規模企業育成 資金(C)	0	29,000,000	29,000,000	0	0	0
ベンチャー企業 育成資金(B)	0	32,000,000	32,000,000	0	0	0
創業者支援資金 (D)	0	1,000,000	1,000,000	0	0	0
緊急経済再生特 別資金(B)	0	2,557,000,000	2,557,000,000	0	0	0
街なか再生特別 資金(B)	0	1,387,000,000	1,387,000,000	0	0	0
小規模企業資金 (B)	0	938,000,000	938,000,000	0	0	0
ふくしまの産業強 化資金(B)	0	11,049,000,000	11,049,000,000	0	0	0
小口零細企業資 金(B)	0	2,500,000,000	2,500,000,000	0	0	0
子育て支援企業 資金(C)	0	81,500,000	81,500,000	0	0	0
信用組合資金(E)	0	4,038,000,000	4,038,000,000	0	0	0
代位弁済資金貸 付金(C)	0	400,000,000	400,000,000	0	0	0
計(b)	0	35,594,749,000	35,594,749,000	0	0	0
合計(a+b)	11,732,669,695	36,149,648,000	36,774,655,336	1,028,799,322	1,028,501,744	11,107,364,781

貸付先 A：(財)福島県産業振興センター B：福島県信用保証協会他1件
C：福島県信用保証協会 D：(株)東邦銀行 E：各信用組合4件

制度資金のために県信用保証協会や金融機関に預けることを「預託」と言うが、この預託に当たるのは、上記表の「長期安定資金」から「信用組合資金」までの15資金である。

小規模企業者等設備貸与資金貸付金と小規模企業者等設備資金貸付金は貸与機関である(財)福島県産業振興センターに貸付けており、中小企業高度化資金貸付金と中小企業設備近代化資金貸付金は県が直接中小企業者等に貸付ける資金である。

中小企業高度化資金貸付金と小規模企業者等設備貸与資金貸付金につい

ては次に述べる。

3 中小企業高度化資金貸付金

(1) 概要について

制度目的

中小企業者が、経営基盤の強化等を目的として組合を設立し、卸団地・ショッピングセンター等の建設、既存商店街の整備等を行う場合に、県と独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）が資金及びアドバイスの両面から支援する制度

貸付対象事業

対象事業は 14 事業あり、主な事業の概要は次のとおりである。

) 集団化事業

市街地などに散在している中小企業者がまとまって立地環境の良い地域へ工場や店舗などを移転する形態

) 共同施設事業

中小企業者が共同で利用する施設や共同で経営する施設の整備を行う形態

（例：共同流通センター、商店街のアーケードや共同駐車場）

) 施設集約化事業

中小企業者が共同工場や共同店舗などの整備を行う形態

) 集積区域整備事業

商店街、工場街、その他工場、店舗などが集まっている区域において、事業環境の改善など当該集積区域の整備を行う形態（具体的には、中小企業者が施設の改造、建設やアーケードや共同駐車場などの共同施設の準備を行う）

貸付条件

) 利率：1.10%（平成 20 年度貸付の場合。貸付期間を通じて固定）

無利子（公害防止施設や中小小売商業振興法に基づく整備等に限られる）

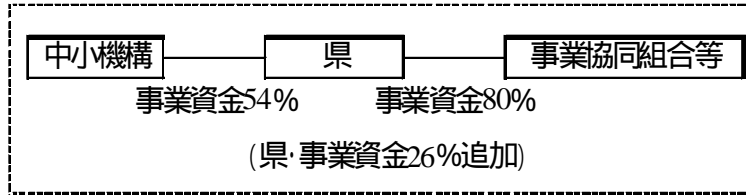
) 貸付対象：土地、建物、構築物、設備

) 貸付期間：20 年以内（据置 3 年以内）

) 貸付割合：整備資金の 80% 以内（災害復旧貸付等の場合は 90% 以内）

貸付方式

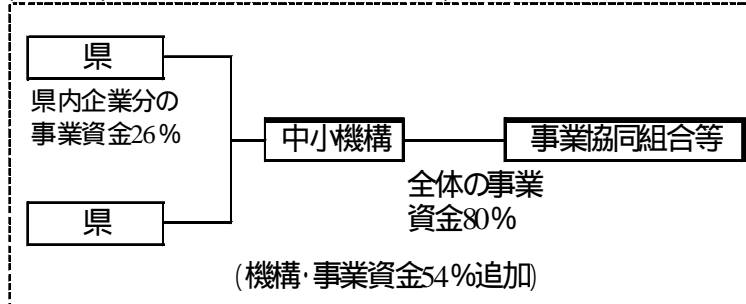
)A方式(1つの都道府県内のみでの事業)



資金負担割合は
一般的な場合
H20～22 機構64%
県 16%

注 集団化事業と集積区域整備事業は、事業協同組合等の組合員にも貸付けることができる。(本県では、集団化事業の場合、土地は組合、組合員の建物は組合員に貸付けている)

)B方式(複数都道府県にまたがる事業)



(2) 今までの貸出実績

貸付額、貸付残額及び収入未済額(元金、平成19年度末)

	貸付額		貸付残額		収入未済額	
	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)
A方式	699	47,770,318	94	6,569,593	10	975,385
B方式	136	1,130,552	20	125,209	5	41,763
計	835	48,900,870	114	6,694,802	10	1,017,148

貸付額に占める収入未済額の割合(/)・・・2.1%

貸付残額に占める収入未済額の割合(/)・・・15.2%

今までの不納欠損処理額は11,194千円である。

貸付累計額は489億円、貸出残高は67億円、うち10億円が収入未済となっている。貸出累計額489億円は投資資金の80パーセントということなので、600億円ぐらいの投資がされたことになり県内への経済効果は計り知れないものであると推察される。

(3) 収入未済について

平成 19 年度の収入未済の動向は次のとおりである。

(単位：円)

前年度末 現在高	当年度債権異動状況		当年度末 現在高
	発生額	回収額	
1,016,676,322	8,985,000	8,512,578	1,017,148,744

前年度末現在高に対する回収率は 0.9 パーセントである。

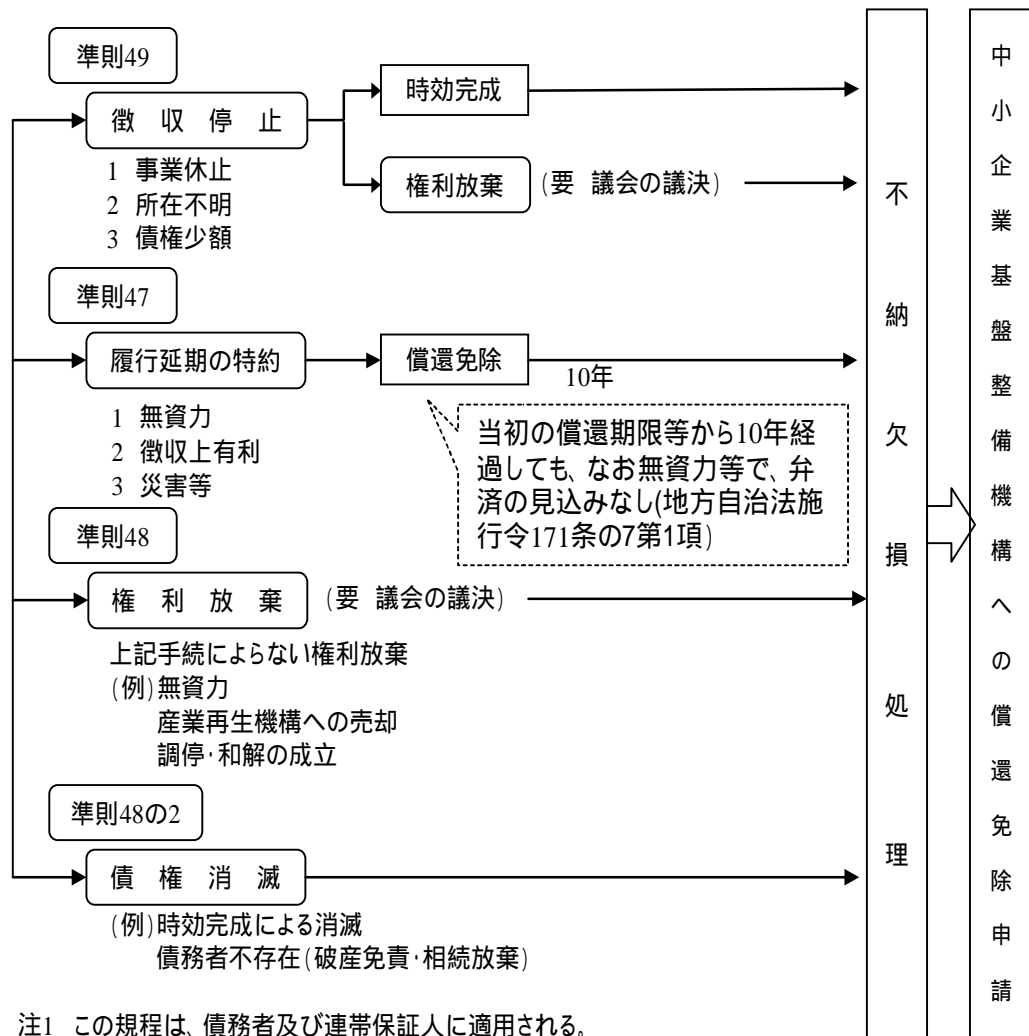
収入未済（A方式）の現況等は次のとおりである。

債務者	現況	債権保全措置
A	所在不明	担保物件処分済み、連帯保証人
B	和議中	抵当物件有り、連帯保証人
C	廃業	抵当物件有り、連帯保証人
D	廃業	担保物件処分済み、連帯保証人
E	廃業	担保物件処分済み、連帯保証人
F	破産事件終結	担保物件処分済み、連帯保証人

Aは所在不明だが、郵便物は転送先で受理されている。

(4) 不納欠損の処理

県は、中小企業高度化資金の回収が極めて困難又は不可能と判断すれば不納欠損処分をすることになる。中小企業高度化資金は、機構から貸付原資を借りているので、不納欠損処理をしても、機構に対する償還義務が残ることになる。機構は、「高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則」に都道府県に対する償還免除の規定を設けているので、県も準則に基づいて処理することになる。準則に基づいた不納欠損処理等は以下のとおりである。



注1 この規程は、債務者及び連帯保証人に適用される。

注2 連帯保証人の相続人に対しても連帯保証人の地位が承継される。(民法上、被相続人が死亡して3か月以内に家庭裁判所において相続放棄することができる。また、この期間は利害関係人又は検察官の請求によって家庭裁判所において伸長できる。)

債権回収方針について

当制度は、福島県中小企業団体中央会の尽力により組合を設立し、卸団地・ショッピングセンター等の建設、既存商店街の整備を行う場合に、県や機構が資金及びアドバイスの両面から支援する制度であり、県の産業振興に多大な貢献をすることを期待されている。

県の債権回収方針は、次のとおりである。

操業中の貸付先

- ・貸付先及び連帯保証人の経営状況等のヒアリングを行って、返済額の交渉を行う。
- ・抵当物件等に遊休資産がある場合には、任意売却を進め、売却代金からの回収を進める。

廃業した貸付先

- ・抵当物件の売却（任意売却または競売）を進め、売却代金からの回収を進める。
- ・連帯保証人の経営状況等のヒアリングを行って、返済額の交渉を行う。

しかし、貸付先や連帯保証人の状況を調査して、担保物件が処分（任意売却または競売）済みでかつ貸付先や連帯保証人全てに償還する資力がないと判断すれば、債権放棄を検討することになっている。

【意見】

当貸付は、県や機構が資金及びアドバイスの両面から支援する制度である。上記の回収方針によっては回収までに長期間を要するケースがあることから、県も貸し手責任として担保物件の処分等を積極的にする、連帯保証人からの回収期間を決めるなどの検討が必要である。

連帯保証人について

「福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する事務取扱い要綱」の第11（担保及び保証人）によると、担保提供以外に連帯保証人として次のとおり定めている。

- ・消費貸借契約の相手方（以下「借受者」という。）が事業協同組合、事業協同小組合、事業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、企業組合もしくは協業組合（以下「組合等」という。）の場合は、原則として当該組合等の役員（理事）全員を連帯保証人とする。
- ・借受者が組合等の組合員の場合は、原則として、当該組合員が法人の場合にはその代表者及び当該組合等を連帯保証人とし、当該組合員が非法人の場合は知事が適当と認める1人以上の個人と当該組合等を連帯保証人とする。

最近の民間金融機関は、企業が借入れをする場合企業の保有する資産を担保にするほか、企業の代表取締役のみを連帯保証人とすることが多い。当貸付は、組合が借入れする場合理事全員を連帯保証人にする。また、組合の組合員の場合は属する組合を連帯保証人にしている。

【意見】

組合が借入れする場合、理事全員ではなく代表理事などの役付理事のみを連帯保証人にすることや、借入額を分割してそれぞれ連帯保証人を別にする方法などを検討されたい。

4 中小企業設備近代化資金

中小企業設備近代化資金の財源は、特別会計（国費と県費のそれぞれ2分の1負担）によるものである。

当該貸付は、平成11年度に設備近代化資金貸付制度が抜本的に見直され、平成12年度から小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、「小規模企業者等設備資金貸付事業」と改称され、貸与機関を通じて融資する制度となったため、平成12年度から実施機関を(財)福島県産業振興センターに移管し、県は既存債権管理業務のみを行っている。

収入未済の平成19年度の動向は次のとおりである。

(単位：円)

前年度末 現在高	当年度債権異動状況		当年度末 現在高
	発生額	回収額	
12,123,000	0	770,000	11,353,000

上記は6件の合計である。

【意見】

制度改正により、平成12年度から県は債権回収のみを行っているが、その回収に長期間を要している。回収には費用も掛かることもあり、回収が極めて困難な債権については、不納欠損処分を行うとともに、回収期間を決めて債権の整理をする必要がある。

商業まちづくりグループ

1 グループの概要

「平成 19 年度 福島県商工労働行政施策の概要（平成 19 年 4 月）」によれば、同グループの事務分掌は以下のとおりである。

- ・商業の振興に関すること。
- ・中心市街地の活性化に関すること（他グループの所掌に属するものを除く）
- ・新しいまちづくりのビジョンに関すること。
- ・商業まちづくり推進条例に関すること。
- ・大規模小売店舗に関すること。
- ・中小企業の流通の効率化に関すること。

平成 19 年度の主な事業計画は以下のとおりである。

「商業まちづくり推進事業」6,799 千円（当初予算額）

市町村との連携による商業まちづくりの推進を図るため、市町村の商業まちづくり基本構想の策定を支援する。

まちづくり構想策定支援事業
まちづくり構想策定促進事業

「賑わいのまちづくり総合支援事業」27,277 千円（当初予算額）

中心市街地や各地域の商店街の活性化を図るため、商店街振興組合等が中小商業の活性化のために行う次のソフト事業を支援する。

調査研究・実験事業 計画策定事業
事業設計・システム開発事業 商店街賑わい創出事業

「商店街活性化事業」50,147 千円（当初予算額）

中心市街地活性化基本計画や商業まちづくり基本構想に位置づけるまちづくりのテーマに沿った、歴史的な街なみを活かした商店街づくりなどのための改修費等に対し支援する。

「歩いて暮らせるまちづくり促進事業」33,642 千円

「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」の実現に向けて、県内主要都市において市や商工団体等との連携の下、地域の実情に即した交通システムや賑わい創出等の社会実験等を実施し、「人」中心の新しい時代にふさわしいまちづくりの在り方を検討する。

「活力ある商店街支援事業」39,862 千円

地域の特色を活かした商店街の活性化を推進するため、次の事業に取り組む商店街等に対して、市町村を通じて補助を行う。

空き店舗対策事業 大型空き店舗対策事業
チャレンジショップ支援事業 情報化対策事業

環境整備対策事業 循環型社会推進事業

2 まちづくり事業

(単位：千円)

事業名	予算額	決算額
(1) 商業まちづくり推進事業	6,799	6,106
(2) 賑わいのまちづくり総合支援事業	27,277	23,817
(3) 商店街活性化事業	50,147	19
(4) 歩いて暮らせるまちづくり促進事業	33,642	32,972
(5) 活力ある商店街支援事業	39,862	20,418
	157,727	83,332

(1) 商業まちづくり推進事業について

「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」に基づき、市町村が「商業まちづくり基本構想」(以下、基本構想とする)を策定するために必要な事業の経費について、県が市町村に対して当該事業費の2分の1を限度に補助するものである。

(単位：円)

	福島市	二本松市	白河市	田村市	会津坂下町	会津美里町
収入						
県補助金	744,000	817,000	1,000,000	1,182,000	794,000	1,000,000
自主財源	748,920	818,150	1,767,500	1,183,238	794,500	1,294,860
計	1,492,920	1,635,150	2,767,500	2,365,238	1,588,500	2,294,860
支出						
事業経費	148,920	120,000	37,500	265,238	66,000	509,860
委託費	1,344,000	1,515,150	2,730,000	2,100,000	1,522,500	1,785,000
計	1,492,920	1,635,150	2,767,500	2,365,238	1,588,500	2,294,860
委託費率	90%	93%	99%	89%	96%	78%
委託先	パシフィックコンサルタンツ(株)	ランドブレイン(株)	昭和(株)	昭和(株)	東武計画(株)	(株)都市構造研究センター

【意見】

基本構想は市町村が自主的に作成すべきものであり、本来事業費は市町村の職員手当がその大部分を占めるべきと考えるが、県の補助金の対象が事業費となっており、報償費、需用費などの事業経費と委託料が補助対象経費となっている。そのため、事業費の90パーセント前後が外部に委託した費用となっている。事業の趣旨からすれば、補助制度の内容について、再検討が必要と考える。

(2) 賑わいのまちづくり総合支援事業について

県は、商業の振興を図るため、「福島県賑わいのまちづくり総合支援事

業実施要領」に基づき、補助対象となる事業(以下、「補助事業」とする。)に要する経費に対して半分から3分の2の割合で補助金を交付している。補助事業とは次のいずれかの事業で中小企業の活性化に寄与すると認められるものである。

- 調査研究・実験事業
- 計画策定事業
- 事業設計・システム開発事業
- 商店街賑わい創出事業

これらに基づき19年度に補助された主な事業は次のとおりである。

(単位：千円)

補助事業者	事業の内容(名称)	事業費	補助額
福島商工会議所	市制施行100周年・商工会議所創立90周年記念ふくしま花のまちフェスティバル	9,500	4,250
NPO法人まちづくり二本松	全市共通活性化カードシステム導入調査研究事業	1,492	994
石川町商工会	500円商店街・一店逸品運動事業	620	309
須賀川商工会議所	須賀川市中心市街地裏路地景観形成事業	1,337	850
郡山商工会議所	まちなか音ステージ	3,378	1,650
郡山駅前大通商店街振興組合	イルミネーションページェント	3,672	1,832
ザ・あきんど集団	行く年、来る年！商店街に行こうよ全員集合！	1,754	876
棚倉町商工会	商店街賑わい創出事業	787	393
「城下町しらかわ 全国ラーメンフェスティバル」実行委員会	城下町しらかわ 全国ラーメンフェスティバル	10,906	3,850
Anessa Club(アネッサクラブ)	大町通りシークエンス再生と個店の魅力づくり事業	1,999	1,332
七日町通りまちなみ協議会	まちなか活性化推進事業	3,266	2,108
ライヴァン通り商店街協同組合	高校生と商店街のふれあいまちづくり事業	1,194	574
(協)西会津町サービス店会	ゆきんこ賑わい事業	1,528	984
喜多方市仲町商店街振興協会	仲町地区まちづくりコンセンサス形成事業	501	293
会津若松市本町	ほんまち秋の大収穫祭～かかし	552	275

	商店街振興会	祭りとワンコインショップ～		
	会津坂下町商工会	人・まち・夢を繋ごう「あいづばんげ逸品事業」	2,168	1,000
	塩川町商工会	一店逸品事業	731	450
	野馬追通りまちづくり協議会	野馬追通り賑わい景観まちづくり事業	1,590	1,060
	いわき駅前賑わい創出協議会	メリークリスマス in いわき 2007	1,035	500
	合計		48,010	23,580

商店街の活性化のための事業であり、事業を通じて商店街が活性化されることが必要である。石川町商工会の「500円商店街・一店逸品運動事業」、須賀川商工会議所の「須賀川市中心市街地裏路地景観形成事業」、Anessa Clubの「大町通りシーケンス再生と個店の魅力づくり事業」、七日町通りまちなみ協議会の「まちなか活性化推進事業」、会津若松市本町商店街振興会の「ほんまち秋の大収穫祭～かかし祭りとワンコインショップ～」、会津坂下町商工会の「人・まち・夢を繋ごう『あいづばんげ逸品事業』」、塩川町商工会の「一店逸品事業」等は、商店街の活性化という趣旨に合っている。

(3) 商店街活性化事業について

平成19年度においては、歴史的な街並みを活かした商店街づくりなどのための改修実績がない。

(4) 歩いて暮らせるまちづくり促進事業について

県は、「持続可能な歩いて暮らせる新しいまちづくり検討委員会」(平成18年3月)を設置して、「人と車が共生し、人と人がふれあう、賑わいのある、新しい時代にふさわしいまちづくりの在り方等」について検討を行い「歩いて暮らせる新しいまちづくりビジョン」の策定作業を進めてきた。その基礎資料とするため、平成18年に郡山地区、平成19年に福島地区、会津若松地区、いわき地区において社会実験を実施した。平成19年に実施した社会実験に要した費用は負担金によって支出しており、各地区1千万円ずつ負担している。

(単位:千円)

	会津若松地区	福島地区	いわき地区
収入			
県負担金	10,000	10,000	10,000
市等負担金	5,000	5,000	7,500
その他	79	9	83
計	15,079	15,009	17,583
支出			
事務費	571	368	497
会議費	352	21	65
広告啓発費	2,945	2,637	2,036
交通実験費	4,987	3,250	2,498
賑わい実験	4,469	4,244	8,698
調査分析	1,754	4,487	3,787
計	15,079	15,009	17,583

「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」に基づき、県は商業まちづくり基本方針を作成している。また、同条例によると市町村は自らの商業まちづくり基本構想を策定することになっている。これらは全て小売商業施設に関する規定である。一方、同条例にいう「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」は、基本構想と調和する必要がある。しかしながら、市町村は既に都市計画法などにより土地の利用構想（小売商業施設以外も含む）ができあがっている。そこに同条例の「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」が新たに加わった。同条例に基づく「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」の在り方等について検討するため、交通と賑わい創出の社会実験をした。

具体的な社会実験は無料循環バスを走らせたり、中心市街地の賑わいを目論んだイベントやキッズサロン等まちなか機能の充実である。

(5) 活力ある商店街支援事業について

空き店舗対策事業中心であり、家賃等の割合が大部分を占める。

「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」の理念に基づいて、(1) 商業まちづくり推進事業、(4) 歩いて暮らせるまちづくり促進事業を実施しているが、これは、県がコンパクトシティを目論んでいるためであるが、市町村は都市計画法などにより既に土地の利用構想ができあがっている。

(2) 賑わいのまちづくり総合支援事業、(3) 商店街活性化事業、(5) 活力ある商店街支援事業などは、主に中心市街地を活性化しようとするものであるが、中心市街地の商店街は多額の公（県）費が長期間投入され続け他地域と比べ商業地としては優位な立場にあり、貸店舗業や貸事務所業が成り立っている。商店街の店主、地権者による自立的な活性化なしに中心市街地の商店街は活性化できないと思われる。

また、中心市街地の商店街に多額の県費が投入されるのは、その結果商店街が活性化し他の地域へ経済効果が波及し、県民全員の便益(メリット)とならなければならない。

3 「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」

前掲の「2 まちづくり事業について」は、「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」に基づいて実施されているのが多いので、同条例について検討したい。

同条例の前文に次のような記載がある。

わたしたちのまちは、人々が暮らし、集い、及び様々な活動を行う場であり、長い歴史を刻みながら、そこに暮らす人々によって地域の特性を生かした個性豊かな伝統と文化が作り出されてきた。
そのまちの中で、小売業は、人々の暮らしを支えながら、それぞれの時代の文化を育むなど、県民生活と深く関わるとともに、まちの魅力の形成にも寄与してきた。
一方、自動車の普及等を背景に小売商業施設が郊外に立地する状況が依然として続いている。
さらに、本県が今まで経験しなかった人口減少や急速な高齢化が進行する中で、まちづくりに関する様々な課題が生じているが、とりわけ複数の市町村のまちづくりに影響を及ぼす特に規模の大きな小売商業施設の立地について、これからのまちづくりや小売業のあり方の観点から改めて考える必要性が高まっている。
今こそ、将来に向かって、環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりや歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりの考え方にに基づき、県にあっては特に規模の大きな小売商業施設について広域の見地から適正な配置を推進し、地域住民及び小売事業者等にあっては魅力あるまちづくりに向けて相互に協力し地域に貢献することが必要である。
このため、新しい時代にふさわしいふくしまのまちづくりを推進していくことを決意し、この条例を制定する。

同条例は、平成 17 年 10 月公布で平成 18 年 10 月から施行され、全国的に注目されている。

国においては、平成 10 年、「中心市街地の活性化に関する法律(中活法)」が新設され、「大規模小売店舗における事業活動の調整に関する法律(大店法)」の廃止による「大規模小売店舗立地法(大店立地法)」の成立、「都市計画法」の改正によりいわゆる「まちづくり3法」が成立していたが、「まちづくり3法」の改正に先んじて同条例が公布された。

国の中活法と改正都市計画法は平成 18 年 5 月に改正され、大店立地法は改正されていないが、これらが「まちづくり3法」の改正といわれる。

県条例とまちづくり3法との関連について県に説明を求めたところ、以

下のような説明があった。

「福島県まちづくりの推進に関する条例」といわゆる「まちづくり 3法」との関連について

「福島県まちづくりの推進に関する条例(以下「条例」という。)」は、少子高齢化社会が進行する中、“環境への負荷が少ない持続可能なまちづくり”や“歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり”の考え方に基づき、県にあっては特に規模の大きな小売商業施設(店舗面積 6,000 m²以上)について広域の見地から適正な配置を推進し、また、最も住民に身近な自治体である市町村においては、「商業まちづくり基本方針(以下「基本方針」という。)」におけるまちづくりの考え方を踏まえ、“商業の振興と土地利用に一体的に取り組む”ための戦略(商業まちづくり基本構想(以下「構想」という。))を策定し、“環境への負荷が少ない持続可能なまちづくり”や“歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり”の実現を目指しています。

一方、いわゆる「まちづくり 3法」と言われる都市計画法、中心市街地の活性化に関する法律(以下「中活法」という。)、大規模小売店舗立地法(以下「大店立地法」という。)であるが、まず、「条例」と「都市計画法」による土地利用規制であるが、これについては、そのエリアと実態の範囲が大きく異なっています。(下図参照)

「県条例と都市計画法」

県条例	
特定小売商業施設を誘導する地区	
	7つの生活圏構想の考え方を基本に各生活圏における人口や市街地の規模等の要件を満たした市町
	「中心市街地内の商業地域又は基本構想において特定小売商業施設を誘導する地域内の商業地域」を優先順位第一とし、次に「中心市街地内の近隣商業地域又は基本構想において特定小売商業施設を誘導する地域内の近隣商業地域」とする。

都市計画法	
第一種低層住居専用地域	50㎡超不可
第二種低層住居専用地域	150㎡超不可
第一種中高層住居専用地域	500㎡超不可
第二種中高層住居専用地域	1,500㎡超不可
第一種住居地域	3,000㎡超不可
第二種住居地域	大規模集客施設については、用途地域の変更を緩和する地区計画決定により立地可能
準住居地域	
工業地域	制限なし
近隣商業地域	
商業地域	
準工業地域	
工業専用地域	用途地域の変更又は地区計画(再開発等促進区)決定が必要
市街化調整区域	大規模開発も含め原則不可(地区計画を定めた場合、適合するものは許可)
非線引き都市計画区域・準都市計画区域の白地地域	大規模集客施設については、用途地域の指定により立地可能。また、非線引き都市計画区域では用途を緩和する地区計画決定でも立地可能
大規模集客施設:床面積10,000㎡超の店舗、映画館、アミューズ施設、展示場等	
準工業地域では、特別用途地区を活用。特に地方都市においては、これを中活法の基本計画の国による認定の条件とすることが基本方針で明記。	

つまり、「条例」においては、一定規模以上の小売商業施設について広域の見地から適正な配置を行うために調整機能を有するとともに、県土^{すべ}全てをその調整エリアとし立地を誘導する地域と抑制する地域を定めている。一方、都市計画法では、一定規模以上の集客施設を都市計画法で線引きした用途別に規制しており、この点で大きく異なります。

「条例と中活法」

次に、「条例」と「中活法」による商業振興であるが、「条例」では商業振興は市町村が策定する「基本構想」で定めるとしており、当然、策定する市町村全域に及ぶものとなるが、一方、「中活法」に基づく商業振興は、中心市街地のエリアを設定（内閣総理大臣の認定が必要）し、ここに「市街地の整備改善」と「商業等の活性化に係る施策」について、国の補助のもと、集中的・効果的に投下されるものであります。したがって、土地利用に関することと同様に「条例」と「中活法」に基づく商業振興とでは、そのエリアが異なります。

「条例と大店立地法」

続いて、「条例」と「大店立地法」との違いであるが、「大店立地法」は、大規模小売店舗（1,000㎡超）の立地を前提とし、立地されるに当たって「周辺の生活環境の保持」の観点から、交通渋滞安全対策、騒音対策、廃棄物の保管・処理等、大規模小売店舗設置者に対し、周辺の生活環境に配慮すべき事項について改善等を求めているものであります。

一方、「条例」は、車を運転しない方への配慮などの「交通対策」や「地域のまちづくりへの取り組み」、「地産地消への取り組み」、「地域雇用確保への協力」、「地域防災への協力」など、特定小売商業施設設置者が地域住民の声を聞き、独自に地域のまちづくりへの参画と協力を行う「地域貢献活動」の報告を求め、自主的な活動を促しているに過ぎず、この点（設置者に改善を求めるものなのか、自主的な活動を促すに過ぎず要求するものではないものなのか。）が大きく異なります。

～以下省略～

県条例は、7つの生活圏構想の中の近隣商業地域と商業地域に特定小売商業施設の立地を限定している。都市計画法上は建物面積 10,000 m²超とし、大規模集客施設として店舗以外の集客施設を含んでいる。県条例の7つの生活圏と市町は条例施行時点では次のとおりである。

《県北地域》福島市、二本松市

《県中地域》郡山市、須賀川市

《県南地域》白河市

《会津地域》会津若松市、喜多方市

《南会津地域》南会津町

《相双地域》南相馬市

《いわき地域》いわき市

県条例施行規則によると、店舗面積（売場面積）6,000 m²の算定が困難であり、不明の場合は、基準延べ面積 10,000 m²とされている。店舗面積 6,000 m²と延べ面積 10,000 m²とは大差ないことになって、県条例は誘導する区域を限定していることが大きな差となっている。

中活法上、準工業地域への大規模集客施設の立地を制限することが同法に基づく中心市街地活性化基本計画を国が認定する際の要件の一つとなっている。

ただし、県条例においては、一定規模以上の小売商業施設について広域の見地から適正な配置を行うために調整機能を有するとともに、県土全てをその調整エリアとし立地を誘導する地域と抑制する地域を定めている。

平成 18 年当時の佐藤栄佐久知事は「都市問題 / 第 97 巻・第 10 号 2006 年 10 月号」における「特集 大型店規制で市街地は甦るか・持続可能な歩いて暮らせるまちづくり福島県商業まちづくりの推進に関する条例」で、以下のように述べている。

なぜ「商業まちづくり推進条例」か

我が国では、人口減少社会の到来や急激な高齢化の進行に伴い、従来の価値観や社会・経済システムの再構築が迫られている。私は知事に就任以来、景観や環境の問題をはじめとして、21 世紀の新しい価値観による創造的な施策展開をしてきたが、まちづくりに関しても、中心市街地の衰退が顕在化する中で、積極的な取組みを進めていく必要性を感じていた。

本県では、1995 年から 2005 年までの 11 年間で、大型店が郊外に 145 店舗も立地するなど大型店の郊外化が進む一方、中心市街地への立地は 9

店舗しかなく、1999年以降、各地で中心市街地の核となる大型店の閉店も相次いだ。中でも、郡山市の中心市街地においては、大型店が撤退したあと、現在でも、再利用もされず10年以上放置されている建物もあり、景観や治安といった面からも大きな問題となっている。

大型店の立地をめぐるのは、1998年にいわゆる「まちづくり3法」が制定されたが、これは米国の強い要請と国の縦割り行政の下で策定されたものであり、十分に機能したとはいえなかった。仮に売場面積1万5,000㎡の店舗が1つ出店すれば、近隣の人口2万人ぐらいのまちにある商店街が4つや5つなくなってしまうほどの影響力があるにもかかわらず、大型店は郊外にいくらでも出店することが可能であった。

このような状況を放置すれば、様々な問題が生じてくる。まず、車がなければ、買い物に行くことすらできなくなり、お年寄りや障がい者の方たちは日常生活を送るうえで著しい不便を強いられることになる。さらに、中心市街地が衰退することで、人が住み、暮らし、活動する場としての機能が失われ、人々のつながり、地域のコミュニティそのものが崩壊し、地域固有の伝統や文化まで失われてしまうおそれがある。(以下省略)

(1) 県の重点施策との整合性

福島県は、産業の力強さをもたらすための重点事項として「ふくしま型産業群形成戦略」を掲げ、そのうちの一部として以下の事業を対応事業としている。

「輸送用機械関連企業集積促進事業(7,775千円)」

輸送用機械関連産業の集積を促進するため、産学官が連携した福島県輸送用機械関連産業協議会(仮称)を創設し、知事のトップセールス、展示会への出展、セミナーの開催、情報収集・セールス活動等を実施する。

「輸送用機械関連産業連携事業(3,500千円)」

「とうほく自動車産業集積連携会議」に参加し、企業間の交流・取引拡大を促進することにより、本県の輸送用機械関連産業の振興を図る。

しかし、これらの施策は「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」との整合性に欠けることにはならないか疑問がある。

(2) 都市計画との関係

福島県は、都市計画区域339,278haであり、そのうち用途地域38,613haが県土(1,378,254ha)に占める割合は都市計画区域が24.6パーセント、用途地域が2.8パーセントであり、それ以外は全て都市計画法の対象外になる。

また、都市計画区域内であっても用途地域以外は何らかの形で市町村が大規模集客施設を作れる可能性がある。そうすると、ある市町村が自分の市町村の利益だけを考慮して道路整備費用、上下水道負担等を市町村が負担して大規模集客施設を誘致し、雇用の確保、固定資産税の増額を計画することが考えられる。しかしながら、その市町村はよいとして

も大規模集客施設を設置していない隣接する市町村は商店街の客を奪われ廃業し、雇用を失うことになる。

消費額減少時代に、大規模集客施設（店舗）が進出しても消費が増えるわけではなく、県外から消費者が来る場合や県内の消費者が県外に行くのを阻止する場合以外は経済効果は県全体にとってはないことになる。

福島県の消費動向は、商工労働部の基本方針と重点施策 2 県の経済環境 (8) 本県の商業 の「本県の事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移」を参照。

県内消費が減少する中、当然県条例を必要とする考え方もあるし、経済活動の規制の撤廃という面から考えると、大規模集客施設を誘致する市町村が道路整備や上下水道負担を進出企業に負担させるということでは足りないのではないかと考えられる。

(3) 都市計画法との調整

県が特定小売商業施設を誘導する 7 つの生活圏ごとの中心市街地内の商業地域、近隣商業地域において、特定小売商業施設を立地する場合にも県の調整手続を必要とされているが、下記に述べる広域的な商業まちづくり基本構想がある場合は、県の条例の適用から除外する必要がある。なお、条例の手続を完了するには 7 か月を要する。

(4) 地域貢献制度

特定小売商業施設は、地域の声を聞き、独自に地域の街づくりの参画と協力を行う「地域貢献の活動」の報告を求めているが、民間企業にここまで過度の負担をかけることがよいのか検討すべきである。

(5) 特定小売商業施設を誘導する地区と市町村

市町村において「商業まちづくり基本構想」を策定するというが、広域的な構想が必要ではないか。小売商業施設の広域的な配置という見地からは、隣接する市町村は共同で同構想を作成すべきである。

【意見】

コンパクトシティは、行政サービスの効率化や行政コストの削減のため中心市街地を活性化させ、住民は環境への負荷をかけないよう公共交通機関を利用して中心市街地に買い物に来て、歩いて暮らせるまちづくりという概念である。まさに、大規模ショッピングセンターを中心とした住宅群を想像すればよいと思われる。

県条例は中心市街地の活性化や住宅地と中心市街地とのアクセスについて何ら言及せず、結果として、一定規模以上の小売商業施設について広域の見地から適正な配置を行うための調整機能に過ぎないとする。つまり同条例の前文「環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりや歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりの考え」はないことになる。

以上のことから、県条例の再検討を望むものである。

立地グループ

1 グループの概要

「平成 19 年度 福島県商工労働行政施策の概要（平成 19 年 4 月）」によれば、同グループの事務分掌は以下のとおりである。

- ・領域内の連絡調整に関すること
- ・工業開発の総合企画に関すること
- ・工業開発条例の施行に関すること
- ・企業（外資系を含む。）の立地促進に関すること
- ・工業用水に関すること
- ・工場立地法及び工業開発条例に基づく届出に関すること
- ・立地企業の調整に関すること
- ・企業立地資金に関すること
- ・工業団地の整備等に関すること
- ・工場適地調査に関すること
- ・採石法及び鉱業法に関すること
- ・鉱害の防止及び復旧に関すること
- ・下請中小企業の振興に関すること

平成 19 年度の主な事業計画は以下のとおりである。

「（新）戦略的企業誘致補助金」600,000 千円（当初予算額）

産業集積が見込める企業を戦略的に誘致するために、これらの企業が県内に立地する際に必要な初期投資、雇用等に対し補助金を交付する。

「原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業」653,947 千円（当初予算額）

原子力発電施設が設置されている市町村又はその周辺市町村（県内 11 市町村）に立地する企業に対し給付金（支払電気料の 4～6 割相当額）を交付することにより、原子力発電施設等周辺の電源地域の振興を図る。

「工業用水道事業繰出金」751,159 千円（当初予算額）

相馬及び好間工業用水道の経営の健全化（収支の均衡）を図るため、知事と福島県工業用水道事業管理者とで締結した協定書に基づき、工業用水道事業会計に対して繰出金を繰出す。

「中小企業経営資源強化対策推進事業」54,346 千円（当初予算額）

多様で活力ある中小企業の育成・発展を図るためには、中小企業が独創性・機動性等を發揮して、新たな事業活動を展開していくことが重要である。

本県の中小企業支援センターである(財)福島県産業振興センターに補助することにより、県内中小企業の経営ノウハウ、技術、人材又は市場情報等の経営資源の充実強化を図る。

2 戦略的企業誘致補助金

戦略的企業誘致補助金は、雇用機会の拡大と本県経済の活性化を図るため、大規模な設備投資かつ雇用を行うことにより、地域経済への波及と地域振興への貢献が期待され、関連企業の集積が見込める企業に対して次のとおり補助金として支給するものである。

施設補助型企业：新設または増設に伴う投下固定資産額（土地購入費・造成費を除く）の100分の2.5以内。ただし、35億円を上限とする。

雇用奨励型企业：工場にあっては、新規地元正規雇用者のうち20人を超える人数1人あたり60万円以内、研究所にあっては、新規地元正規雇用者1人あたり120万円以内とする。ただし、工場、研究所とも1億円を上限とする。

企業立地課の説明によれば、この制度の経過は次のとおりである。

平成19年度当初予算編成時においては、企業の設備投資意欲が好調であり、県内立地件数についても伸びてきていた。

一方、37自治体が10億円以上の補助制度（平成18年7月現在、補助上限額なし2自治体含む）を創設しており、また、自治体間の競争が激化していた。

本県における企業誘致に関する補助制度は、平成13年度に補助上限額を5千万円とする創造型・環境型企业立地促進補助金（平成16年度に企業立地促進補助金へ名称変更）、平成17年度に補助上限額を5億円とする産業集積促進補助金をそれぞれ創設したが、補助上限額の比較では全国でも下位であった。

本県の持つメリットとして首都圏への近接性、土地代の安さ、強固な地盤等があるが、補助制度においての見劣りは否めない状況であった。

以上の状況から積極的な企業誘致活動を展開するため、補助上限額を引き上げる必要があり、5億円から35億円へ引き上げ、補助上限額の比較では全国で10位となり、従来からの本県のメリットに加え、企業に対するアピール度を強めたものである。

また、平成19年9月末時点で補助金上限額20億円以上の自治体別の企業誘致に関わる補助金上限額は次のとおりである。（「福島の進路 2008.2」より）

順位	自治体名	補助金上限額	前年度補助金上限額	
1	大阪府	150億円	30億円（増額）	
2	和歌山県	100億円	100億円	
3	三重県	90億円	90億円	
4	岐阜県	70億円	70億円	
	岡山県			
6	千葉県	50億円	50億円	
	新潟県			
	富山県			
	大分県	10億円（増額）		
	宮崎県	50億円	5億円（増額）	
	横浜市	50億円	50億円	
12	北海道	37億円	37億円	
13	鳥取県	36億円	36億円	
14	福島県	35億円	5億円（増額）	
	石川県		35億円	
16	福井県	34億円	34億円	
17	青森県	30億円	30億円	
	栃木県			
	滋賀県			
	高知県			
	佐賀県		11億円（増額）	
	長崎県			
	浜松市			2億円（増額）
	大阪市			30億円
25	千葉市	25億円	25億円	
26	神奈川県	22億円	82億円（減額）	
27	秋田県	20億円	20億円	
	京都府			
	島根県			
	広島県			
	熊本県			

補助金上限額は上記のとおりであるが、補助率は都道府県ごとに違い、都道府県ごとに補助額の有利不利は一概にはいえない。福島県の場合は2.5%以内であるが、3位の三重県の場合は15%以内となっている。

特定の企業に対して多額の補助金を支給する理由は、企業の進出、増設により県内に補助額を上回る経済効果があることと、県の税収入が増加することである。

設備投資をすれば、建物の建設の場合は請負建設業の売上を通じ、設備の増設の場合は納入業者の売上を通じ経済効果を発揮する。

操業をすれば、社員を採用し、給料を支払い、原材料を購入し、各種税金を支払い、経済効果を発揮する。

なお、公共事業による県内への経済波及効果は、建設費の需要増に伴う波及効果は1.49倍としているので、工業用地の造成とその経済波及効果は1.49倍と考えられる。

経済効果については、県の商工労働部の推計によれば次のとおりである。

設備投資による波及効果

工場建設及び設備導入による波及効果で、立地の際の1回限りの効果である。建設費30億円(鉄骨造り)、設備費70億円の場合の主な業種の県内への波及効果の額は、投資額の0.7~0.85倍程度となる。県外も含む波及効果の額は、投資額の概ね^{おおむ}1.5倍となり、業種による差は少ない(県外における波及効果の額を正確に算定することは極めて困難であるため〔直接効果額：一時生産波及額：二時生産波及額〕の比率が県内と県外で同じと仮定して近似的に作成)

操業による波及効果

業種ごとの需要増(=生産額)によって県内で生じる経済波及効果額は、効果倍率(波及効果額÷需要増)は1.3から1.6程度となる。

つまり、県内で100億円の需要が新たに発生した場合、県内で生じる経済波及効果総額は年間130億円~160億円程度となる。

なお、操業による波及効果が全て県内に留まると仮定した場合の効果倍率は、輸送用機械を例にとれば、2.17倍となる。

県は、このほかに県への税収増を次のように計算している。

区分 設備投資額	法人税 (事業税、 法人県民 税、法人市 町村民税) (千円)	新規雇用 者納税額 (個人県民 税、個人市 町村民税) (千円)	税収額合 計 (千円)	うち県税 収額 (千円)	設備投資 による経 済波及効 果 (百万円)	生産によ る経済波 及効果 (百万円)	経済波及 効果合計 額 (百万円)
50億円	39,724	12,090	51,814	34,136	4,963	28,206	33,169
100億円	108,956	10,747	119,703	88,490	10,646	92,640	103,286
200億円以上	762,292	7,510	769,802	574,993	34,854	31,117	65,971
平均134億円	228,239	8,339	236,578	175,933	12,716	36,408	49,124

統計的に当金額は小さくなっている。

補助金は、土地購入費・造成費を除く投下固定資産額の100分の2.5%以内ということは、35億円の補助金を得ようとするれば1,400億円の投資をする必要があるということになる。設備投資及び操業による波及効果は、県の税収増の試算によると、設備投資の平均額134億円で税収額合計は2億3千6百万円(県市町村) 県税だけで1億7千6百万円となる。約10倍の1,400億円の投資ということは、県市町村合計24億7千万円、県税収入も18億4千万

円の税込額増となり、県市町村合計で 1 年半かけて回収でき、県のみでも 2 年で回収できることになる。

税込額は、立地企業の業績にも左右され、県のもくろみ通り税込額が増えるとは限らないが、企業立地に伴う設備投資による経済波及効果は、設備投資が平均 134 億円の場合 127 億円、その後の生産による波及効果は 364 億円と試算している。

【意見】

他の自治体の補助金をみてもわかるように、企業立地による経済効果が非常に高いことは明白である。しかしながら、立地を予定する企業にとっては、土地以外の投下固定資産額の 100 分の 2.5% という小さい金額であり、この補助金のみで立地する企業が増えることはないと考えべきであり、立地企業を歓迎し行政も協力の姿勢を示し、立地する地域社会に馴染めるようにすることや、人材の獲得に協力する姿勢を操業後も持ち続けることが大事である。

3 県営工業団地の企業立地の状況

(1) 県営工業団地の状況

県営団地の企業立地状況(平成20年度4月1日現在)

(単位:㎡)

工業団地名	造成年度	開発面積(ha)	工場用地面積	分譲済面積	未分譲面積(a)	H20分譲面積(b)	残り面積(a-b)
小名浜中央	S39~41	32	268,433	268,433	0		0
郡山中央	S42~44	36	318,449	318,449	0		0
本宮	S44	23	216,378	216,378	0		0
小名浜臨海	S44~57	388	3,022,435	3,022,435	0		0
会津若松	S47~57	58	467,633	467,633	0		0
白坂	S57~60	23	205,532	205,532	0		0
保原	S60	9	83,673	83,673	0		0
玉川	S61~62	22	151,716	151,716	0		0
須賀川南部	S62~H2	42	335,740	335,740	0		0
田村西部	H4~7	115	629,167	265,858	363,309	290,171	73,138
工業の森・新白河 C	H8~	154	218,002	171,330	46,672	34,513	12,159
工業の森・新白河 AB()			636,626	0	636,626		636,626
新白河ビジネスパーク	H8~10	37	88,651	33,853	54,798	1,000	53,798
合計		939	6,642,435	5,541,030	1,101,405	325,684	775,721
調整(未造成につき)			-636,626		-636,626		-636,626
差引合計		939	6,005,809	5,541,030	464,779	325,684	139,095
未分譲割合			100%		7.7%		2.3%

H20年度の動き(b)

田村西部

(株)デンソー東日本(H20.8.6)	236,425㎡
優先買取権設定	53,746㎡
小計	<u>290,171㎡</u>

新白河ビジネスパーク

(株)二葉写真製版(H20.10.14)	<u>1,000㎡</u>
----------------------	---------------

工業の森・新白河C工区

立地協定済	<u>34,513㎡</u>
-------	----------------

合計	<u><u>325,684㎡</u></u>
----	------------------------

福島県企業局の「平成20年度 公営企業事業概要」によると、平成20年4月1日現在の工場用地面積は6,642,435㎡で、未分譲面積は1,101,405㎡であり、未分譲の割合は16.6%である。しかしながら、工業の森・新白河のA B工区636,626㎡については後で述べる(4)工業の森・新白河AB工区について)が、土地を購入し、環境アセスメント法等はクリアしているものの、まだ造成していない段階であるため、これを工業用地面積から除くと、工場用地面積は6,005,809㎡、未分譲面積は464,779㎡となり、未分譲の比率は7.7%である。

平成20年度には分譲が進み、立地協定分等を除いた現在の未分譲面積は139,095㎡となり、未分譲の割合は2.3%である。

(2) 県営以外で分譲可能な工業団地及び工場跡地

県内の県営以外で分譲可能な工業団地及び工業跡地は次のとおりである。

県営以外で分譲可能な工業団地の一覧

団地名	所在地	事業主体	工業用地		分譲可能面積 (ha)	価格 (m2/円)
			総面積 (ha)	面積 (ha)		
瀬上工業団地	福島市	福島市 福島地方土地開発公社	15.2	11.5	1.1	22,100
上名倉工業団地	福島市	福島市 福島地方土地開発公社	13.9	12.2	2.9	23,400 ~ 27,300
佐倉西工業団地	福島市	福島市 福島地方土地開発公社	21.8	17.4	0.5	25,770
福島工業団地	福島市	福島市 福島地方土地開発公社	813.3	31.4	3.9	14,700 ~ 16,400
松川工業団地	福島市	福島市 福島地方土地開発公社	17.2	9.9	8.7	17,000 ~ 20,500
小沢工業団地	二本松市	二本松市	18	13.9	4.7	16,033 ~ 53,000
八万館工業団地	二本松市	二本松市	12.7	10.4	1	17,545
永田六丁目工場用地	二本松市	二本松市	2.2	2.2	2.2	11,193
見城坂工業団地	伊達市	伊達市	19	8.9	0.7	6,600
本宮北工業団地	本宮市	本宮市	42.3	30	0.3	18,150
本宮市工業等団地	本宮市	本宮市	87.5	61.6	2.7	24,200
中山工業団地	伊達郡川俣町	川俣町	7.5	3.6	1.1	25,700
川俣西部工業団地	伊達郡川俣町	川俣町	18.5	7.9	7.9	15,000
郡山西部第二工業団地(長橋地区含む)	郡山市	郡山市 (財)郡山市開発公社	251.3	173.4	8.1	18,000 ~ 21,000
郡山ウェストソフトパーク	郡山市	郡山市 中小企業基盤整備機構	19.8	12.8	1.9	11,140 ~ 18,990
須賀川テクニカルリサーチガーデン	須賀川市	須賀川市	128.1	16.5	6.1	16,638
ハイテク大山工業団地	岩瀬郡天栄村	天栄村	24.4	13	2.4	13,000
泉崎村中核工業団地	西白河郡泉崎村	泉崎村	159.8	98	12.1	18,000
矢吹テクノパーク	西白河郡矢吹町	矢吹町 ㈱ピーエス三菱	23.7	15.1	13.1	12,000
棚倉第二工場適地	東白川郡棚倉町	棚倉町	30.5	26	8.3	18,000
熱塩加納	喜多方市	喜多方市	5.6	4.3	0.5	3,400
西会津工業団地	耶麻郡西会津町	西会津町	8.5	7.4	2.8	5,000

団地名 所在地	事業主体	工業用地		分譲可能 面積 (ha)	価格 (m2/円)
		総面積 (ha)	面積 (ha)		
会津美里町高田工業団地 大沼郡会津美里町	会津美里町	22.3	16.8	7.4	9,000 ~ 10,000
会津美里町新鶴工業団地 大沼郡会津美里町	会津美里町	18.5	9.3	3.6	4,500 ~ 4,800
相馬中核工業団地東地区 相馬市	相馬市 中小企業基盤整備機構 地域整備公団	498.6	284.7	9.4	9,850
相馬中核工業団地西地区 相馬市	相馬市 中小企業基盤整備機構	134	68.5	18.9	8,820
相馬南第二工業団地 相馬市	相馬市 (財)福島県農業振興公社	11.4	8.1	6.1	14,800
檜葉南工業団地 双葉郡檜葉町	檜葉町	56.1	34.2	2.4	8,500
富岡工業団地 双葉郡富岡町	富岡町	39.1	17.1	11.7	9,000
大熊西工業団地 双葉郡大熊町	大熊町	30.2	12.2	12.2	10,000
双葉工業団地 双葉郡双葉町	双葉町	24.5	17.5	1.4	8,530
駒ヶ嶺工業用地 相馬郡新地町	新地町	2	2	2	6,800
相馬港5号埠頭 相馬郡新地町	福島県 新地町	9.1	9.1	9.1	19,100
飯館村民グラウンド 相馬郡飯館村	飯館村	1.6	1.6	1.6	
いわき四倉中核工業団地 いわき市	福島県 中小企業基盤整備機構	127.5	29.1	23.1	12,370 ~ 16,000
いわき中部工業団地 いわき市	いわき市 いわき市土地開発公社	37.1	17	0.8	18,500
塙林間工業団地 東白川郡塙町	塙町	36.6	28.3	8.5	5,000
鮫川村越虫工業団地 東白川郡鮫川村	鮫川村	1.3	1.3	0.7	6,061 ~ 20,000
信田沢工業団地(仮称) 南相馬市	南相馬市	3.6	3.6	3.1	
相馬中核工業団地東地区 X 区画 相馬郡新地町	新地町	3.7	3.7	3.7	6,800 ~ 22,440
(新)鶴庭工業用地 田村郡小野町	小野町	16.2	16.2	16.2	1,193

県内の分譲可能な工場跡地の一覧

所有者等	所在地	用地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	延床面積 (㎡)
(株)ホクエツ	伊達市	42,502		
大陽工業(株)	伊達市	105,384	1,556	1,712
(株)ホクエツ	伊達市	42,502		
岩手東芝エレクトロニクス(株)	伊達郡国見町	8,221		
岩手東芝エレクトロニクス(株)	伊達郡国見町	3,985		
大阪旭化成	福島市	4,444		
第一木工場(株)安達ヶ原工場	二本松市	10,467		3,155
(株)イセキ洋家具	二本松市	6,573		
日本電算ビジョン(株)	二本松市	14,305		
中外化成(株)	二本松市	30,675		
JFE建材(株)	二本松市	60,465		
日本フッソテクノコート(株)	二本松市	18,836		
(株)アマダ	二本松市	24,374	1,670	1,961
三菱伸銅(株)	須賀川市	62,401	4,798	3,228
(株)金時米菓	岩瀬郡鏡石町	6,101		
清水食品(株)	岩瀬郡鏡石町	16,428		
(有)斎田鉄工所	岩瀬郡鏡石町	3,044		
田村市	田村市	7,568		
田村市	田村市	8,023	4,431	4,758
(株)ユニプラ	田村市	3,346		
田村市	田村市	7,440	1,220	1,220
田村市	田村市	9,350	1,254	1,979
田村市	田村市	13,395	1,519	2,478
田村市	田村市	14,936	1,890	2,650
(株)アドバネクス福島ファクトリー	田村郡小野町	39,050		
協同飼料(株)	田村郡小野町	87,985		
小野町	田村郡小野町	161,826		
イハラ建成工業(株)	田村郡小野町	23,316		
エステー化学(株)	石川郡平田村	44,121	2,752	3,900
白河市	白河市	20,763		
S社	白河市	30,588		
F社	白河市	35,000		
関東三洋セミコンダクターズ(株)	喜多方市	3,392		
(株)レナウン	喜多方市	16,315		
(株)庄司食品	喜多方市	2,700	1,400	
綿生工業(株)	喜多方市	2,994	726	
谷電機工業(株)	耶麻郡猪苗代町	3,407	1,378	1,378
東洋衣料(株)	南会津郡下郷町	3,454	2,061	2,310
民有地(只見町)	南会津郡只見町	27,376		
東洋衣料(株)	南会津郡南会津町	5,749	2,677	2,677

所有者等	所在地	用地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	延床面積 (㎡)
彌榮精機(株)	双葉郡双葉町	42,403	2,083	2,430
日本ポリスター(株)	双葉郡榎葉町	9,762	1,003	1,682
双葉精器(株)	双葉郡浪江町	87,231	6,432	7,048
民有地(新地町)	相馬郡新地町	821	275	
民有地(新地町)	相馬郡新地町	1,000	183	
一興工業(株)	東白川郡埴町	4,296	523	656
民有地(埴町)	東白川郡埴町	2,996	523	701
合計		990,922	38,798	44,211

(3) 県営工業団地の立地企業

県営工業団地の立地目的及び立地している企業のうち、分譲面積が10,000 ㎡以上の企業は次のとおりである。なお、分譲面積の単位は㎡である。

小名浜中央工業団地

〔目的〕

木材関連企業の立地を目的として造成した工業団地である。

分譲先	分譲年月日	分譲面積	備考(主要製品又は業種等)
(財)いわき市開発公社	45.3.24	119,688	先行取得分 ~ 及び、 -1三和木材(一般製材品)、 -2磐城木材産業(一般製材品)、 -3丸一木材店(一般製材品)に分譲
小名浜合板(株)	44.11.25	62,206	(パーティクルボード)
三菱製紙(株)	45.6.23	17,607	(現)恒栄資材(株)、滝口木材(株)
江戸川ウッドテック(株)	47.9.7	18,549	(フローリングボード)
滝口木材(株)	62.2.2	10,938	(一般製材品)
他8社		39,445	
計(13社)		268,433	

郡山中央工業団地

〔目的〕

新産業都市建設基本計画に基づき内陸型企業の立地を目的として造成した工業団地である。

分譲先	分譲年月日	分譲面積	備考(主要製品又は業種等)
(株)日立製作所	44.8.4	104,267	(現) -1日立テレコムテクノロジー(株) (電子テレフォン装置) -2日立栃木エレクトロニクス(株) (情報端末機)
松下電工(株)	44.10.15	122,341	(プリント配線用積層板)
日本ビクター(株)	44.7.21	91,841	
計(3社)		318,449	

本宮工業団地

〔目的〕

アサヒビール(株)県内進出に伴い造成した工業団地である。

分譲先	分譲年月日	分譲面積	備考(主要製品又は業種等)
アサヒビール(株)	45.8.10	216,378	(ビール)

小名浜臨海工業団地

〔目的〕

重要港湾小名浜港の背後地に位置し、同港の整備拡充と併せ、新産業都市建設基本計画に基づき、常磐地区開発の拠点として、造成した工業団地である。

分譲先	分譲年月日	分譲面積	備考(主要製品又は業種等)
富士興産(株)	48.12.1 50.3.31 55.3.11	624,386 348,834 22,271	(現) -1小名浜石油(株)(石油)、 -2いわきトラック事業協同組合(運送業)、 -3いわき流通センター協同組合(運送業)
玉川機械金属(株)	49.7.15	115,130	(現) 小名浜石油(株) -1常磐共同火力(株)(電力)
ライオン油脂(株)	49.10.1	135,406	(現) -1浮間化学研究所(化学薬品)、 -2(株)ケミクレア(化学薬品) 超音波(株)
帝国臓器製薬(株)	49.11.1	138,896	(医薬品)
小名浜石油埠頭(株)	50.3.31	10,023	(石油)
福島県港湾管理者	49.3.29	207,814	
石油八社	50.5.31	101,031	日本石油(株)、出光興産(株)、共同石油(株)、 ゼネラル石油(株)、丸善石油(株)、 昭和石油(株)、三菱石油(株)、大協石油(株)
茨城冷蔵(株)	56.6.26	11,168	(サンマ冷凍食品)
メルク・ジャパン(株)	57.3.30 61.9.16	25,002 37,733	(パール光沢顔料)
四倉運送(株)	57.6.29	10,001	(運送業)
福本鉄工(株)	58.2.17	13,819	(現)福本臨海鉄工(株)(水道用鋼管)
三共(株)	59.6.6 元.12.22	162,247 165,083	(医薬品原体)
山鑛プリント(株)	60.4.5	10,148	(コンピューター用フォーム印刷)
クニミネ工業(株)	60.10.16	26,344	(無機吸着剤)
堺化学工業(株)	61.1.21	144,399	(亜鉛、バリウム)
山川薬品工業(株)	61.10.30	39,648	(現)キクチカラー(株)(無機系着色顔料)
(株)竹間鉄工所	62.1.23	18,218	(現)35-1(株)タケマ(石材) 35-2(株)オートテック(自動車部品)
荒川化学工業(株)	63.3.28	72,100	(ネーベルストアーズ)
ニチ八(株)	63.9.29	124,815	(窯業系乾式防火外装材)
大成機械計装(株)	63.11.28	13,750	(現)ニチ八(株)
厚木自動車部品(株)	元.3.20	86,529	(現)(株)ユニシアジェックス(自動車用部品)
三菱金属(株)	元.11.6	53,083	(現)三菱マテリアル(株)(ダイヤモンド工具)
日産自動車(株)	3.4.23	201,488	(自動車エンジン)
他20社		103,069	
計(50社)		3,022,435	

会津若松工業団地

〔目的〕

会津地域における農村工業化を推進し、伝統産業の近代化と精密・電気機器工業を中心とした企業の立地促進を図るため、造成した同地域の中核的工業団地である。

分譲先	分譲年月日	分譲面積	備考(主要製品又は業種等)
(株) ナ ジ コ	53.9.18	11,263	(現)トーホク装備(株)(木製家具)
(株) 台 和 総 業	53.3.15	10,033	(現)(株)台和会津工場(漆器)
富 士 通 (株)	56.7.31	70,300	(集積回路、半導体)
	57.4.28	8,722	(一部)Spansion Japan(株)
	59.7.16	152,249	
	60.3.20	3,080	
日 本 酸 素 (株)	57.8.31	11,570	(変圧ガス供給)
(株) 三 和 化 学 研 究 所	58.1.19	61,288	(医薬品)
	59.11.12	47,803	
ミ ク ロ (株)	58.8.31	25,000	(シャープペンシル)
他30社		66,325	
計(36社)		467,633	

白坂工業団地

〔目的〕

県内で最も首都圏に近い白河市南部に位置し、高速交通網が整備され自然環境に恵まれた工業団地として、同地域の産業基盤の充実を図るため造成した工業団地である。

分譲先	分譲年月日	分譲面積	備考(主要製品又は業種等)
日 本 ル セ ル (株)	58.4.1	62,412	(現)味の素メディカ(株)
フジアドバンス(株)	59.10.31	25,941	(現)オーパック(株)(電気ブラシ)
白 河 ゼ ネ ラ ル (株)	59.3.8	44,084	(現)信越半導体(株)
東 北 相 模 ハ ム (株)	62.3.27	19,403	(ハム)
(株) ア イ ス タ ー	62.7.21	53,692	(清涼飲料)(現)アイスターエパ白河工場
計(5社)		205,532	

保原工業団地

〔目的〕

県北地方の産業基盤の充実及び雇用創出を図るため造成した工業団地である。

分譲先	分譲年月日	分譲面積	備考(主要製品又は業種等)
富士通アイソテック(株)	63.1.14	45,101	(パソコンプリンター)
内外エレクトロニクス(株)	元.9.12	26,239	(FA機器)
	4.1.16	3,215	
他1社		9,118	
計(3社)		83,673	

玉川工業団地

〔目的〕

平成5年3月に開港した福島空港に近く、県中央部に位置する当工業団地は、先端技術産業の立地を目的として造成した臨空港型の工業団地である。

分譲先	分譲年月日	分譲面積	備考(主要製品又は業種等)
東京精工(株)	63.3.24	25,692	(自動車用水ポンプ)
富士ゴム(株)	63.3.24	34,399	(現)ポリマテック(株)福島工場(防震ゴム)
(株)福島エンヤ	63.6.7	11,846	(孵卵)
トヨタサッシ(株)	元.1.26	78,011	(現)(株)TBK(ブレーキ、エンジン部品)
他1社		1,768	
計(5社)		151,716	

須賀川南部工業団地

〔目的〕

平成5年3月に開港した福島空港に近く、県中央部に位置する当工業団地は、玉川工業団地と同様に、先端技術産業の立地を目的として造成した臨空港型の工業団地である。

なお、この工業団地は、県営工業団地としては初めて、オーダーメイド方式を採用し、トステム福島(株)へ分譲した。

分譲先	分譲年月日	分譲面積	備考(主要製品又は業種等)
トヨタサッシ(株)	2.4.26	191,529	北ブロック(現)トステム(株)(住宅設備機器)
	3.1.10	144,211	南ブロック " "
計(1社)		335,740	

田村西部工業団地

〔目的〕

磐越自動車道船引三春インターチェンジの隣接地に大規模工業団地を造成し、阿武隈地域総合開発計画の産業拠点とする。

分譲先	分譲年月日	分譲面積	備考(主要製品又は業種等)
ダイカ(株)	6.8.2	23,333	(現)(株)あらた(化粧品・雑貨卸売)
いすゞ自動車(株)	8.6.28	159,318	(自動車部品)(一部 湘南ユニテック(株))
佐藤商事(株)	10.3.20	12,383	(鉄鋼加工・卸売)
船引精密(株)	10.7.9	14,800	(現)シチズン電子船引(株)(電子部品製造業)
フシマン(株)	13.8.31	11,461	(自動調整弁等製造)
(株)互省製作所	20.3.23	30,453	(ねじ類製造)
他2社		14,110	
計(8社)		265,858	

白河複合型拠点（工業の森・新白河、新白河ビジネスパーク、新白河ライフパーク）

〔目的〕

環首都圏に位置し、高速交通網が充実しているという立地条件に加え、人口6.6万人の都市機能を有する白河市において、「食・住・悠」が調和する新しいタイプの産業団地として、市街地に隣接している3つの地区に工場用地、従業員のための住宅用地、そして業務管理兼住宅用地を一体的に整備し、首都圏から本社機能等を含めた企業の移転を誘導することで、地域の産業の高度化を図る拠点とする。

工業の森・新白河

分譲先	分譲年月日	分譲面積	備考(主要製品又は業種等)
ダンオー東日本(株)	10.2.10	20,937	ダンボールシート及びボックス (現)株サクラテック
株朝日ラバー	18.2.26	33,000	工業用ゴム製品製造
味覚糖(株)	19.3.22	97,592	食料品製造
株泰斗	19.6.8	19,801	精密金属部品加工
計(4社)		171,330	

新白河ビジネスパーク

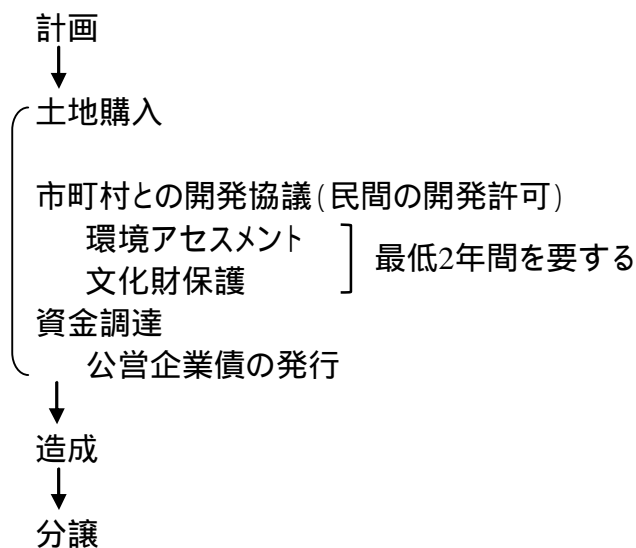
分譲先	分譲年月日	分譲面積	備考(主要製品又は業種等)
株南湖自動車学校	18.10.26	18,478	自動車免許講習所
他5社		15,375	
計(6社)		33,853	

その他、住宅団地として新白河ライフパーク72区画がある。

(4) 工業の森・新白河 AB 工区について

1) 工業団地造成の手続

一般的な工業団地造成の流れは次のとおりである。



2) 工業の森・新白河 AB 工区の概要

造成事業の経緯

平成4年～7年	基本計画・基本設計、各種測量調査
平成7年度	市町村との開発協議
平成8年度～13年度	1号防災調節池工事 3号防災調節池工事
平成15年度	造成事業休止 オーダーメイド方式に方針変換

投資内訳（着手～H14年度まで）

用地取得費及び物件補償費	2,836,457千円
用地取得 470筆 1,118,107.00 m ² (約 112ha)	
井戸調査、測量委託料等の調査設計費	487,820千円
工事費	829,881千円
うち 1号防災調節池	(422,178千円)
（平成11年度～12年度施行）	
3号防災調節池	(306,056千円)
（平成13年度～14年度施行）	
総係費（人件費等）	283,849千円
企業債利息	430,272千円
既投資額計	<u>4,868,279千円</u>

3) 当工業団地に対する県の方針

平成20年7月県議会において、当工業団地についての「1日も早く開発・造成すべき」との質問に対し、企業局長は次のように答弁している。

工業の森・新白河 AB 工区につきましては、近年の分譲価格の低迷等により地域開発事業の経営が厳しさを増す中で、多額の造成に着手することは困難な状況にあります。

従いまして、引き続き関係部局と連携しながら、企業からの受注に応じて造成するいわゆるオーダーメイド型の団地として分譲実現に力を尽くしますとともに、新白河ビジネスパークなど造成済未分譲地への企業誘致活動を積極的に行ってまいりたいと考えております。

平成20年3月策定の「企業局事業見直し実行計画」によると以下のとおりである。

- ・オーダーメイド方式での企業誘致の実施
- ・局内に検討チームを設置し、工業団地に限定をしない活用方法について検討

未分譲の工業団地の需要があるのか否か十分検討すべきであるが、私見で述べれば次のような問題がある。

立地予定企業は県外の大手企業であり、長期計画に基づいて設備

投資をしていると考えられるが、投資が決定されると操業までの迅速性が要求される。果たして、工業の森・新白河 AB 工区は造成が短期間で実施されるか問題である。その理由は当地が、山林であり岩盤が固いため投資の迅速性に対応できない。

県外の大手企業であれば、工場建設する場合数か所の予定地を比較検討するプレゼンテーションが実施されるが、未造成の工業団地ではプレゼンテーションに耐えられない。

4) 当工業団地の原価の計算

企業局によると、岩盤が固過ぎるため造成するには約 80 億円以上の費用を要するという事であり、今までの投資額を含めると合計約 130 億円、分譲予定面積が 636,626 m²であるので分譲原価は次のように約 21 千円/m²となる。

今までの投資金額	約 49 億円
造成費用	約 80 億円
合計(a)	約 130 億円
分譲予定面積(b)	636,626 m ²
(a) / (b)	約 21 千円

なお、公営企業会計では、土地の原価を土地購入費、開発費用、造成費用、支払利息を加算して計算し、それを分譲価格とする総原価方式を採用している。土地が値上がりしているときは良かったが、土地が値下がりに転じると価格が高くて分譲できない状態となった。

平成 13 年度の包括外部監査では、土地の分譲が進まない状況を踏まえ、総原価方式の見直しを検討すべきとの意見があった。その結果、平成 14 年度からは総原価方式を改め、時価に合わせた定価方式に変更した。定価表は次のとおりである。

平米あたり販売単価の推移

	田村西部	白河 C 工区	ビジネスパーク
当初設定単価	20,300 円	24,200 円	29,000 円
改訂後単価	18,000 円	18,000 円	21,500 円

大規模分譲割引率

分譲区画の面積	割引率
10,000 m ² 以上 30,000 m ² 未満	10%
30,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	15%
50,000 m ² 以上	20%

このような状況の中、当該地を工業団地以外に転用すべきとの意見もあるが、例えば公園に転用した場合、県の作成した公共工事の投資効果、企業立地の設備投資効果、操業による経済効果は、工業団地以外を公園とすれば、工業団地、公園別に示すと次のとおりになる。

	工業団地	公園	
公共工事(既投資済)	1.49	1.49	投資額への倍数
造成工事	1.49	1.49	〃
設備投資	0.7～0.85	-	〃
操業効果	1.3～1.6	-	需要数(生産高)の倍数

公園は、地元住民の満足度は高まる可能性が大きいですが、県外からの集客がなければ税収が増える訳ではなく、維持費用がかかることになる。

【意見】

工業団地について

県営工業団地の未分譲面積は工業の森・新白河A B工区を除くとほとんどない状況であり、県が企業立地により産業振興を図ろうとするならば、県営以外の分譲可能な工業団地及び工場跡地の分譲にも積極的に関与し、販売する必要がある。そのため、県及び市町村の連携した販売体制組織を作る必要がある。

また、県営工業団地が少ないことを考えると、工業団地の造成も必要となるが、市町村が造成する場合、現在工業団地等整備事業として工業団地整備に係る道路、用排水施設等の関連公共施設の整備に要する経費に対して補助を行っているが、市町村が行う工業団地造成に対して大規模な補助を実施することも検討すべきである。

県営工業団地の立地状況及び県の支援体制

(3)県営工業団地立地企業をみると、それぞれの工業団地に国際的優良企業やそれぞれの地区の優良企業が立地していることがわかり、これらの企業が県の財政に多大な貢献をしていると思われる。

県は、立地企業訪問調査実施要領を定め、県内に立地している企業と直接接し動向把握及び情報収集(訪問調査)を行うとともに、立地企業へのフォローアップ強化を行うことにより、本県での継続的な事業展開や再投資の促進に努めている。

しかしながら、最近県内立地企業が業績悪化等により生産拠点を統廃合する動きがあり、県内から撤退したり県内の生産を縮小したりし、他県に生産設備を集中する動きがみられる。民間企業の投資判断であるが、交通網、人材、県などの協力体制等が判断材料の一つとなっていると思われる。

県は立地企業に対し、県への要望や将来の設備投資などの相談にのり、更に密度の濃い支援体制を作る必要がある。

工業の森・新白河A B工区について

企業局の工業団地の造成・分譲は、土地の値上がり時には総原価方式を採用していたことから利益を計上できず、土地の値下がり時には時価に合わせた定価方式を採用して損失を計上し、更に保有地の多額の含み損を抱える状況で、身動きのとれない状態である。県営工業団地の立地企業や立地

予定企業の県税収入は企業局の含み損を遙かに上回ることが想像できる。

- 1) 県がオーダーメイドによる分譲という方針であれば、積極的に紹介できる工業団地として営業すべきである。

そのためには、造成に要する期間や分譲単価などを予め明確にしておく必要がある。

- 2) 私見では、オーダーメイド方式により、立地協定が成立して緊急に造成工事をするよりも、公共工事が少ないおり公共工事を主力とする企業は4月から夏頃までは工事量が少なくなり、また受注会社の重機に対する投資をしやすいように、土木用の重機は耐用年数が5年であるので造成期間を5年にするなど、工事の方法によっては造成費用も予定より安くできる可能性もあると考えられる。今後の販売に期待し、当分はオーダーメイド方式の推移を見守っていきたいが、将来的には担当部局のみならず全庁的な視点から、先行造成についても検討されたい。

4 工業用水道事業

工業用水道事業繰出金

県は、地域振興整備公団が造成した工業団地の工業用水に対して出資金、負担金を繰出している。出資金、負担金は次のとおりである。

(単位:千円)

	17年度	18年度	19年度
相馬工業用水道事業			
出 資 金	233,676	207,850	238,190
負 担 金	426,930	406,454	346,902
計	660,606	614,304	585,092
好間工業用水道事業			
出 資 金	161,049	31,796	42,950
負 担 金	77,702	69,925	55,302
計	238,751	101,721	98,252
合 計	899,357	716,025	683,344

県は、福島県工業用水道事業管理者と相馬、好間の工業用水道事業について協定書を締結し、工業用水道にかかる企業債のうち料金をもって回収できない企業債の元利償還金のうち元金については出資金、利子については負担金で措置することになっている。

なお、平成17年度の出資金が過大になっているのは平成4年度から平成11年度まで協定書どおりの繰出がなされていなかった金額を平成12年度から平成17年度までの間に繰出したものである。

好間工業用水道事業については、「平成13年度 包括外部監査の報告書」によると、「いわき市と施設完成後速やかに市に譲渡する旨の覚書を取り

交わしているが実行されていない。」とあり、「平成 16 年度 包括外部監査の結果報告書」においても次のように記載されている。

好間工業用水道（以下「好間工水」という。）は、いわき好間中核工業団地内立地企業に対し、工業用水を供給するために建設された。事業開始にあたり、いわき市が実施することで計画を進めていたが、当時の国庫補助事業採択基準は、補助対象を都道府県及び政令市のみとしていたため、いわき市からの強い要請により、国庫補助事業として県が行うことになった経緯がある。このため県は、施設完成後、速やかに市に譲渡するとの覚書（昭和 54 年 8 月 30 日）を取り交わし、昭和 57 年度から施設建設に着手した。

好間工水の供用開始後の管理運営については、将来の好間工水譲渡後の市での運営に備え「県はいわき市に事務を委託し、いわき市はこれに応ずるものとする」との覚書（昭和 55 年 12 月 25 日）を締結した。

上記覚書に基づき、好間工水が一部給水を開始した昭和 60 年から、管理運営はいわき市が受託し、現在に至っている。

県は、「企業局見直し事業実行計画」において好間工業用水道事業の「いわき市への速やかな譲渡に向けて、『好間工業用水道に係る県・市協議会』を活用し、具体的な譲渡時期や価格等の条件の調整を図るために、引き続き協議を実施し、平成 22 年度までに譲渡することを目指します。」としている。

県は、関係部局が連携し、早急に好間工業用水道事業をいわき市に譲渡すべきである。

産業創出グループ

1 グループの概要

「平成 19 年度 福島県商工労働行政施策の概要（平成 19 年 4 月）」によれば、同グループの事務分掌は以下のとおりである。

- ・新事業の創出促進に関すること。
- ・中小企業新事業活動促進法に関すること。
- ・工業技術の振興に関すること。
- ・工業に関する研究開発の支援に関すること。
- ・発明考案の奨励及び知的財産権に関すること。
- ・ハイテクプラザに関すること。
- ・郡山地域高度技術産業集積活性化推進計画に関すること。
- ・産学官の連携に関すること。
- ・科学技術の振興に関すること。
- ・(財)福島県産業振興支援センターの技術支援に関すること。
- ・(財)郡山地域テクノポリス推進機構に関すること。
- ・(財)ふくしま科学振興協会に関すること。

平成 19 年度の主な事業計画は以下のとおりである。

「(新)ふくしま産学官連携推進事業」37,296 千円（当初予算額）

本県における地域資源を活用し、新製造技術、環境、IT、食品分野において、産学官連携による研究開発と併せて、研究会や可能性試験等の事業を一体的に実施することにより、地域における新たな産業の集積を目指す。

「地域活性化共同研究開発事業」36,246 千円（当初予算額）

県内企業が共通に直面している技術課題に対して、ハイテクプラザを中核に企業と共同で研究開発を行う。

「産業技術支援事業」79,474 千円（当初予算額）

工業技術に関する試験・研究・指導のほか、施設・機器の開放、研修による人材育成、依頼試験の分析、情報提供などを行う。

「うつくしま次世代医療産業集積プロジェクト」65,000 千円（当初予算額）

医療福祉機器産業の集積を図るため、研究開発支援、臨床試験支援、創業支援等、医療分野の特殊性に対応した研究から事業化までのステージごとに必要な支援を一体的に実施する。

「産業廃棄物抑制及び再利用技術開発支援事業」70,291 千円（当初予算額）

環境、省資源の観点から、廃棄物を抑制し、リサイクルを進めることが喫緊の課題であることから、この分野にかかる県内製造業者等の技術開発を支援することにより、新事業への進出を促す。

「ハイテクプラザ機器整備事業」101,702 千円（当初予算額）

技術相談、技術指導、施設・設備の開放、試験研究等の機能の充実を図るため、ハイテクプラザ及び各技術支援センターに必要な機器を整備する。

機器リース事業

機器購入事業

グリーンプロジェクト支援事業

環境負担軽減に係る技術開発に必要な機器を整備する。

2 ハイテクプラザ

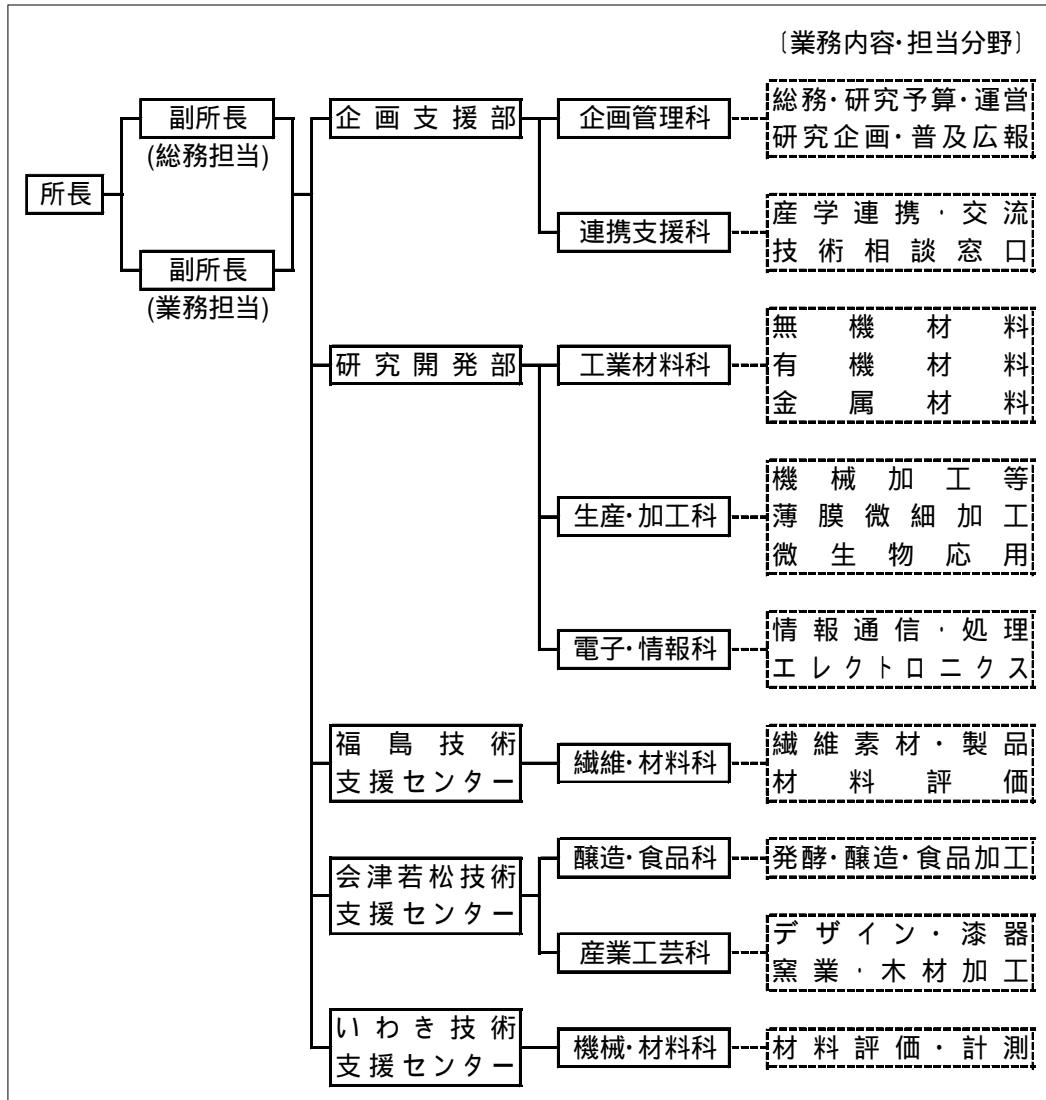
(1) 沿革

福島県ハイテクプラザの「福島県ハイテクプラザ」設立以降の概要は以下のとおりである。（福島県ハイテクプラザ「業務年報 平成 19 年度実績」及び同概要版より）

平成 4 年 4 月	郡山市片平町に福島県ハイテクプラザを設立。同時に 3 工業試験場の機構を改め、それぞれ福島県ハイテクプラザ福島技術支援センター、同会津若松技術支援センター、同いわき技術支援センターと改称
平成 6 年 4 月	ハイテクプラザ応用技術部に微生物応用科を設置
平成 13 年 4 月	会津若松市一箕町（現在地）に、会津若松市技術支援センターの新庁舎完成移転
平成 16 年 4 月	ハイテクプラザ、各技術支援センターの部科制を廃止し、グループ制組織に移行

(2) 組織

福島県ハイテクプラザの組織は次のとおりである。



(3) 事業実施概要

平成19年度の事業概要は次のとおりである。

福島県の工業技術振興の拠点として、県内中小企業の技術の高度化を目指した各種事業を推進してきました。

本年度は、企業等と共同で新たな事業創出のための研究開発を行う「公募型新事業創出プロジェクト研究事業」、企業が直面している技術課題に対して企業と共同で研究開発し新技術や新製品の開発を推進する「地域活性化共同研究開発事業」、緊急に解決すべき課題について、早期の解決と企業への技術移転を図る「戦略的ものづくり技術移転推進事業」等を引き続き実施するほか、多様化する県民ニーズに応えるため、保健・医療・環境・工業・農林水産部門の県試験研究機関が横断的に連携し、共同研究を通じて、本県独自技術の開発を目指す「試験研究機関ネットワーク事業」に取り組んできました。

更に、所内に設置した各種試験機器を企業に解放するとともに、技術相談・指導事業や人材育成事業を積極的に推進してきました。

なお、研究開発事業等により得られた成果については、技術相談・移転事業を通じて、広く県内企業に技術移転を行っています。

研究開発

・公募型新事業創出プロジェクト研究事業	2 件
・地域活性化共同研究開発事業	3 件
・地域連携軸形成事業	1 件
・産業廃棄物減量化・再資源化技術開発支援事業	1 件
・ニーズ対応型研究開発事業	7 件
・調査研究開発事業	1 件
・受託共同研究事業等	13 件
・試験研究機関ネットワーク共同研究事業	7 件
・科学研究費補助金(科研費)事業	1 件
・短期研究(戦略的ものづくり技術移転推進事業)	12 件

技術相談・移転

・技術相談事業 (件)

	大企業	中小企業	その他	計
ハイテクプラザ(郡山)	927	1,569	87	2,583
福島技術支援センター	120	275	34	429
会津若松技術支援センター	11	153	49	213
いわき技術支援センター	143	384	12	539
計	1,201	2,381	182	3,764

・技術支援事業 (企業訪問) 267 社

・戦略的ものづくり技術移転推進事業

公募型ものづくり短期研究開発事業	12 件
ものづくりORT型技術移転事業	17 件
巡回出前技術相談移転事業	3 件
計	32 件

・研究成果発表会開催事業 4 回

・酵母頒布事業 4,680 本

・講師派遣事業

ハイテクプラザ(郡山)	8 件
福島技術支援センター	3 件
会津若松技術支援センター	19 件
いわき技術支援センター	1 件
計	31 件

・その他移転事業

企業の製品化、技術改善に結びついた件数	
技術移転件数	110 件
研究開発成果	22 件

試験・機器の解放

・依頼試験実施事業

(件)

	大企業	中小企業	その他	計
ハイテクプラザ(郡山)	1,138	2,923	198	4,259
福島技術支援センター	627	517	0	1,144
会津若松技術支援センター	15	254	0	269
いわき技術支援センター	35	561	0	596
計	1,815	4,255	198	6,268

・施設設備等の解放事業

施設(回)	大企業	中小企業	その他	計
ハイテクプラザ(郡山)	1,034	676	237	1,947
福島技術支援センター			56	56
会津若松技術支援センター	283	94	1,946	2,323
いわき技術支援センター			26	26
計	1,317	770	2,265	4,352
設備(時間)	大企業	中小企業	その他	計
ハイテクプラザ(郡山)	5,621	17,801	86	23,508
福島技術支援センター	1,806	5,160	12	6,978
会津若松技術支援センター	45	2,337	8	2,390
いわき技術支援センター	2,096	2,581	24	4,701
計	9,568	27,879	130	37,577

人材育成

・技術顧問設置事業	講師招聘日数	20 日
・客員研究員制度事業	講師招聘総回数	11 回
・技術者研修・講習会開催事業		
(財)福島県産業振興センターとの共催事業		16 テーマ
産学官連携高度製造技術人材育成事業への協力		
県北技塾		4 科目
相双技塾		2 科目
・研修生受入れ事業		1 件
・ものづくりORT型技術移転事業		17 課題
・ハイテクプラザ地域連携促進事業 (サイエンス教室開催事業)	参加者	685 人

(4) ハイテクプラザの収支計算

3 期比較

ハイテクプラザの収支計算書の3期比較は次のとおりである。

(単位:千円)

収入済額	平成17年度	平成18年度	平成19年度
使用料及び手数料	3,344	4,123	4,634
財産収入	1,959	1,788	1,923
諸収入	5,284	5,053	17,935
受託事業収入	3,443	4,018	16,865
雑入	1,841	1,035	1,070
計	10,587	10,964	24,492
証紙収入			
ハイテクプラザ使用料	51,670	58,458	55,759
施設使用料	10,569	12,578	9,263
設備使用料	41,101	45,880	46,496
ハイテクプラザ手数料	21,873	24,044	21,530
計	73,543	82,502	77,289
収入合計(a)	84,130	93,466	101,781
支出済額			
ハイテクプラザ費			
職員費	675,847	693,347	705,695
運営費	245,666	237,465	221,793
機器整備費	132,365	111,802	93,824
研究開発費	9,400	11,737	9,233
試験指導費	23,301	22,128	32,540
企画情報費	14,108	13,311	11,968
支出合計(b)	1,100,687	1,089,790	1,075,053
収支差額(a-b)	-1,016,557	-996,324	-973,272
追加費用			
減価償却費	420,160	311,913	279,633
建物	67,382	67,382	67,382
重要物品	330,898	223,921	192,210
一般備品	21,880	20,610	20,041
機器整備費(*)	-98,952	-79,863	-95,051
退職給与引当金繰入	71,361	116,200	159,970
差引計	-1,409,126	-1,344,574	-1,317,824

(*) 重要物品及び一般備品の新規取得額(減価償却で考慮しているので控除)

収支計算書は減価償却費を計上していないので、耐用年数：建物 50 年、重要物品予備一般備品 8 年、減価償却方法：定額法により減価償却を実施した。計算表は後述参照。

収支決算には退職給与引当金繰入が計上されていないので、県財政課の試算した県全体の額をもとに試算した。1人あたりは平成17年度881千円、平成18年度1,400千円、平成19年1,882千円である。

ハイテクプラザの負担額は、平成 17 年度 1,409,126 千円、平成 18 年度 1,344,574 千円、平成 19 年度 1,317,824 千円である。

ハイテクプラザ費の事業所別支出額
 決算資料では、ハイテクプラザ費の事業所別内訳がわからないので
 次のとおり事業所別支出額を算出した。

(単位:千円)

	ハイテクプラザ執行分					本庁 執行分	合計
	郡山(コア)	福島	会津	いわき	計		
報酬	15,537				15,537		15,537
給料					0	373,519	373,519
職員手当等	3,470				3,470	208,786	212,256
共済費	2,960				2,960	120,367	123,327
賃金	10,973				10,973		10,973
報償費	403	23	506	23	955		955
旅費	6,510	1,315	2,530	1,578	11,933	755	12,688
需用費	67,291	11,459	24,459	13,120	116,329	2,395	118,724
役務費	10,186	4,026	8,886	5,616	28,714	1,018	29,732
委託料	47,933	3,113	14,630	2,270	67,946	248	68,194
使用料及び賃借料	50,633	114	238	279	51,264	1,285	52,549
原材料費	0		788		788		788
備品購入費	3,886	353		814	5,053	48,461	53,514
負担金、補助及び交付金	1,515	125	137	150	1,927	173	2,100
公課費	9	22	101	9	141	56	197
計	221,306	20,550	52,275	23,859	317,990	757,063	1,075,053

ハイテクプラザ執行分は、ハイテクプラザ及びその他の技術支援センターの予算執行状況表を集計した。

本庁執行分については、職員費（給料、職員手当等、共済費）は、本庁（総務部）で執行される。

備品購入費のうち、1 個 100 万円以上の重要物品は本庁（出納局）で執行される。

その他の大部分は商工労働部内の共通費の配賦である。

ハイテクプラザ費 1,075,053 千円は、郡山などのハイテクプラザ執行分は 317,990 千円で、その倍以上の金額が本庁で執行されている。

前記の表に使用した減価償却費に関して計算した建物及び重要、一般物品の減価償却の一覧表は次のとおりである。

【建物】減価償却の計算：定額法 耐用年数 50 年 残存価額 0 円
取得した翌年度から償却するものとして計算

ハイテクプラザ(郡山)

(単位:円)

用途	登記 年度	登記 年月	価格	平成19年度	
				減価償却費	期末簿価
管理棟	3	H4/3	1,604,332,400	32,086,648	65,424,675,272
試験研究棟	3	H4/3	129,800,000	2,596,000	5,293,244,000
車庫	3	H4/3	7,388,200	147,764	301,290,796
機械室	3	H4/3	5,458,700	109,174	222,605,786
計			1,746,979,300	34,939,586	71,241,815,854

ハイテクプラザ福島技術支援センター

(単位:円)

用途	登記 年度	登記 年月	価格	平成19年度	
				減価償却費	期末簿価
庁舎	47	S48/3	159,460,100	3,189,202	6,442,188,040
試験研究棟	47	S48/3	10,508,100	210,162	424,527,240
試験研究棟	47	S48/3	1,958,400	39,168	79,119,360
試験研究棟	47	S48/3	6,501,800	130,036	262,672,720
機械室	47	S48/3	1,089,200	21,784	44,003,680
物置	47	S48/3	593,400	11,868	23,973,360
車庫	47	S48/3	1,194,200	23,884	48,245,680
休憩所	47	S48/3	685,700	13,714	27,702,280
休憩所	47	S48/3	24,700	494	997,880
機械室	47	S48/3	960,400	19,208	38,800,160
試験研究棟	49	S50/2	5,018,000	100,360	202,927,920
計			187,994,000	3,759,880	7,595,158,320

ハイテクプラザ会津若松技術支援センター

(単位:円)

用途	登記 年度	登記 年月	価格	平成19年度	
				減価償却費	期末簿価
庁舎	12	H13/3	1,300,867,300	26,017,346	53,283,524,608
車庫・倉庫・機械室一体	12	H13/3	6,609,600	132,192	270,729,216
自転車置場	12	H13/3	1,520,400	30,408	62,275,584
機械室	12	H13/3	376,500	7,530	15,421,440
計			1,309,373,800	26,187,476	53,631,950,848

ハイテクプラザいわき技術支援センター

(単位:円)

用途	登記 年度	登記 年月	価格	平成19年度	
				減価償却費	期末簿価
庁舎	58	S58/11	70,983,000	1,419,660	2,883,329,460
試験・研究棟	58	S58/11	48,758,700	975,174	1,980,578,394
車庫	58	S58/11	3,073,500	61,470	124,845,570
機械室	58	S58/11	1,953,000	39,060	79,330,860
計			124,768,200	2,495,364	5,068,084,284

総合計			3,369,115,300	67,382,306	137,537,009,306
-----	--	--	---------------	------------	-----------------

建物はここしばらく新規取得がないため、平成17、18年度も減価償却額は同額である。

【重要物品】減価償却の計算：定額法 耐用年数 8 年 残存価額 0 円
 取得した翌年度から償却するものとして計算
 (単位：円)

郡山	期首簿価	新規取得	減価償却費	期末簿価
H17年度	565,407,131	46,310,250	125,167,053	486,550,328
H18年度	486,550,328	64,377,012	121,387,053	429,540,287
H19年度	429,540,287	23,679,600	100,701,524	352,518,363

福島	期首簿価	新規取得	減価償却費	期末簿価
H17年度	99,946,885	12,789,000	26,269,997	86,465,888
H18年度	86,465,888	0	23,427,581	63,038,306
H19年度	63,038,306	1,963,500	17,810,050	47,191,756

会津	期首簿価	新規取得	減価償却費	期末簿価
H17年度	314,313,879	29,907,000	63,199,085	281,021,793
H18年度	281,021,793	11,634,000	62,127,416	230,528,377
H19年度	230,528,377	20,422,500	63,581,666	187,369,211

いわき	期首簿価	新規取得	減価償却費	期末簿価
H17年度	61,451,213	5,733,000	16,261,856	50,922,356
H18年度	50,922,356	0	16,978,481	33,943,875
H19年度	33,943,875	43,281,000	10,116,750	67,108,125

計	期首簿価	新規取得	減価償却費	期末簿価
H17年度	1,041,119,107	94,739,250	230,897,992	904,960,365
H18年度	904,960,365	76,011,012	223,920,532	757,050,845
H19年度	757,050,845	89,346,600	192,209,990	654,187,455

	県の物品(重要)登録 一覧表の全合計	平成19年度 期末簿価	減価償却累計額
郡山	2,267,865,953	352,518,363	1,915,347,590
福島	474,073,701	47,191,756	426,881,945
会津	853,662,466	187,369,211	666,293,255
いわき	499,006,070	67,108,125	431,897,945
計	4,094,608,190	654,187,455	3,440,420,735

ハイテクプラザの重要物品は、その取得価額は 4,094,608,190 円であるが、減価償却後の期末簿価は 654,187,455 円で、取得価額の 16 パーセントとなっている。

【一般備品】減価償却の計算：定額法 耐用年数 8 年 残存価額 0 円
 取得した翌年度から償却するものとして計算
 (単位：円)

郡山	期首簿価	新規取得	減価償却費	期末簿価
H17年度	25,879,059	1,966,099	7,042,471	20,802,687
H18年度	20,802,687	2,612,925	6,213,463	17,202,149
H19年度	17,202,149	3,885,976	5,779,044	15,309,081

福島	期首簿価	新規取得	減価償却費	期末簿価
H17年度	3,141,808	231,000	1,166,062	2,206,746
H18年度	2,206,746	987,000	643,204	2,550,542
H19年度	2,550,542	352,800	766,579	2,136,763

会津	期首簿価	新規取得	減価償却費	期末簿価
H17年度	53,722,396	0	12,892,938	40,829,457
H18年度	40,829,457	0	12,723,720	28,105,738
H19年度	28,105,738	0	12,617,985	15,487,753

いわき	期首簿価	新規取得	減価償却費	期末簿価
H17年度	3,062,308	2,015,433	778,030	4,299,712
H18年度	4,299,712	252,000	1,029,959	3,521,753
H19年度	3,521,753	1,465,170	877,240	4,109,683

計	期首簿価	新規取得	減価償却費	期末簿価
H17年度	85,805,570	4,212,532	21,879,501	68,138,601
H18年度	68,138,601	3,851,925	20,610,345	51,380,181
H19年度	51,380,181	5,703,946	20,040,847	37,043,280

	県の物品管理簿 の全合計	平成19年度 期末簿価	減価償却累計額
郡山	272,713,756	15,309,081	257,404,675
福島	63,586,016	2,136,763	61,449,253
会津	161,090,839	15,487,753	145,603,086
いわき	40,719,871	4,109,683	36,610,188
計	538,110,482	37,043,280	501,067,202

ハイテクプラザの一般備品は、その取得価額は 538,110,482 円であるが、減価償却後の期末簿価は 37,043,280 円であり、取得価額の 7 パーセントである。

(5) ハイテクプラザの経済効果

ハイテクプラザの負担額は、平成 17 年度 1,409,126 千円、平成 18 年度 1,344,574 千円、平成 19 年度 1,317,824 千円であるが、県はこの経済効果を説明できる資料を作成していない。

ハイテクプラザの経済効果について、全国の地方公設試験研究機関の中には、群馬県立産業技術センターや神奈川県産業技術センターなどのように経済効果を公表している機関もある。

【意見】

いずれも利用した企業からのヒアリング等によって計上したもので、経済効果とするには曖昧さは残るが、ハイテクプラザでも本県の公設試験研究機関として、県内の企業にどのように役立っているか、自らの経済効果を説明できる資料を作成すべきである。

高度に技術化された現代社会において、企業は努力によってのみ改善されるのではなく、新たな技術革新なくして従来の方法で生き残ることは難しい。その技術支援をするハイテクプラザは、その有用性は非常に高いものと思われる。企業からの相談を積極的に受け、また、積極的に企業に出向き問題点を見つけ、ハイテクプラザの中で解決できない場合は、他の研究機関、大学等と連携しながら問題点を解決し、県の産業振興に寄与すべきである。

(6) ハイテクプラザの設備使用料について

設備使用料の適用について

ハイテクプラザは、その施設、設備、備品等を購入し、それらを利用者に有料で貸し出している。設備使用料の新設・変更は、例年 4 月の規則改正で行っているが、前年度末に取得した機器の中には、改正に間に合わず、年度を通して同類の旧設備の額で使用料を徴収しているものがあつた。

【指摘事項】

本来は、貸与する機器を購入した後遅滞なく使用料を決定し、適正な使用料で徴収すべきである。

設備使用料の計算について

平成 16 年度に設定した「機器使用料算定方式について」によれば、導入後 8 年を経過した貸与機器については、設備使用料の見直しを行うことになっているが、平成 19 年度はその見直しを行っていない。県の見直し案は次のとおりである。

導入後 8 年超 16 年までの機器

減価償却費

購入価格（消費税込み）× 0.1 ÷ 8 年 ÷ 年間処理件数

維持管理経費

購入価格（消費税込み）× 5% ÷ 年間処理件数

その他経費

50 円（特殊ガスの使用等により、経費が嵩む場合は別途加算する）

機器使用料 = (+ +) × 1.05

導入後 16 年超の機器

後日検討

設備使用料は、事前に定められた計算に基づいて徴収すべきであるが、その後の修繕費の発生などの維持管理経費を把握できず、本来 8 年経過時に行うことになっている見直しが見直しが実施されていなかった。

【意見】

8 年経過時の見直しは必要であるが、そもそも使用料そのものが安く設定されていること、購入後 8 年を経過すれば多額の修繕費を要するものもあることから、修繕費がほとんどかからない物以外については、見直し後も引き続き同額の使用料を徴収することを検討されたい。

県産品振興グループ

1 グループの概要

「平成 19 年度 福島県商工労働行政施策の概要（平成 19 年 4 月）」によれば、同グループの事務分掌は以下のとおりである。

- ・県産品振興の総合企画及び調整に関すること
- ・ふくしま産品のブランド化の推進に関すること
- ・県産品の流通促進に関すること
- ・地場産業及び伝統的工芸品産業の振興に関すること
- ・食品加工産業の振興に関すること
- ・県産品の海外販路開拓に関すること
- ・観光物産館に関すること
- ・(財)物産プラザふくしまに関すること

平成 19 年度の主な事業計画は以下のとおりである。

「ふるさと産品振興事業」45,548 千円（当初予算額）
(財)物産プラザふくしまへの補助金

「ふくしまブランド育成事業」21,368 千円（当初予算額）
県産品ブランド戦略体制等推進事業・ふくしま産品 PR 事業・首都圏バイヤー向け商談会事業

「(財)物産プラザふくしま運営補助事業」24,192 千円（当初予算額）
本県物産振興の中核的な実施団体である(財)物産プラザふくしまの事業活動の充実を図るための運営費の補助金

「物産館事業」22,924 千円（当初予算額）
コラッセふくしま内の「観光物産館」の適切な運営管理と事業展開により、本県の優良産品を広く紹介・宣伝し、販路の拡大を図る。

平成 21 年 1 月 1 日付の佐藤雄平知事の年頭所感「新春を迎えて」における【新年の県政運営】の中で県産品振興について触れられているので、本報告書 P115「観光グループについて」中の一部抜粋を参考にされたい。

2 ふくしまブランド育成事業

県産品振興グループの注目すべき事業は、「ふくしまブランド育成事業」である。

県産品振興の取り組みについて、平成 16 年度に県が実施した県内・首都圏マーケティング調査の結果、県内には農林水産物を始め優れた産品が数多くあるものの、青森県のリンゴや山形県のサクランボのような代表的な産品が少なく、その独自性や優位性を十分発揮できず、首都圏における認知度や評価は総じて低い状況にあることが判明した。このため、ふくしま産品振興基本方針（平成 17 年 11 月策定）、ふくしま産品振興アクションプログラム（平成 17 年 6 月策定）に基づき、マーケティングを重視した商品開発から販売に至るまで、事業を展開している。

最近の取り組みとしては、平成 18 年度に首都圏アンテナショップ「ふくしま市場」、上海チャレンジショップ「福島 GALLERY」を開設し、本県を代表する選りすぐりの産品を県外に向けて売り込むため、「福島県ブランド認証制度委員会」を創設して、認証の基準、産品の選考、ブランドマーク等の策定を実施した。平成 19 年度にはブランド認証産品の知名度、ブランド力を高めるため、雑誌等の各種媒体を効果的に活用して、戦略的な PR を実施した。また、伝統的工芸品の若手職人、後継者を支援し、伝統的工芸品産業の振興を図るため、東京銀座のギャラリーにおいて販路開拓を目指した展示会を開催した。

福島県ブランド認証制度委員会は、次の 5 分野 15 種類について事業者ごとに認証するものである。

分 野	種 類
農 産 物	くだもの、野菜、米
水 産 物	鮮魚、干物
畜 産 物	牛肉、豚肉、鶏肉、卵
加 工 食 品	麺、調味料、日本酒、菓子類、その他
伝統的工芸品	伝統的工芸品

現在のところ、以下の 7 種類 26 品目について認証されている。

日本酒 13銘柄		
大吟醸酒	一生青春	(曙酒造)
	大七 箕輪門	(大七酒造)
	元宰	(末廣酒造)
	純米大吟醸酒	(笹正宗酒造)
	榮四郎	(榮川酒造)
吟醸酒	吟醸 真実	(豊国酒造)
	穩 特別純米	(仁井田本家)
	雪小町 純米吟醸原酒	(渡辺酒造本店)
	七重郎 純米吟醸無濾過原酒	(稲川酒造店)

	純米酒	純米酒 夢心 奥の松 木桶仕込 開当男山 夢の香 純米酒宮泉	(夢心酒造) (奥の松酒造) (開当男山酒造) (宮泉銘醸)
牛肉 1銘柄		福島牛	(全国農業協同組合 連合会福島県支部)
鶏肉 2銘柄		川俣シャモ 会津地鶏	(株)川俣町農業振興公社) (株)会津地鶏ネット)
会津身不知柿 2商品		あいづ農業協同組合 会津みどり農業協同組合	
もも(あかつき)		サンビーチ 伊達の蜜桃 天	(新ふくしま農協) (伊達みらい農協) (伊達果実農協)
味噌 4商品		糀和田屋の味噌 秘伝 達者の味噌 会津こしひかり味噌	(有)糀和田屋) (鈴木糀店) (鮫川村) (会津天宝醸造)
総桐筆筥 1銘柄		会津総桐筆筥 下三大洋	(会津桐タンス株)

申請要件は、例えば日本酒の場合次のように認証基準が決まっている。

福島県ブランド認証制度種類別認証基準（日本酒の部）

（申請要件）

第4条 要綱第6条第2項の規定により、福島県ブランドの認証を受けようとする事業者は、次の各号に適合しなければならない。

- (1)消費者からの意見、問合せ窓口及び苦情処理体制が整備されている。(顧客サービス面での信頼性)
- (2)過去3年に、当該事業者として社会的に顧客等から信頼を失うような法令違反、又は食品安全上の事故がない。(法令遵守)

2 要綱第6条第2項の規定により、福島県ブランドの認証を受けようとするふくしま産品は、次の各号に適合しなければならない。

- (1)3年以上の生産及び販売実績を有し、年間の生産量が2,000リットルを超えていること(生産状況)
- (2)現在販売している数量を基礎として、5%以上の増産能力(余力)有する。(増産能力)
- (3)生産(製造)に必要な食品衛生法上の適正な手続きを得ていること(申請商品の生産に必要な法令遵守)
- (4)販売に必要な食品衛生法、景品表示法等の適正な表示がなされていること(申請商品の表示に関する法令遵守)
- (5)仕込み水は、100%県内で生産されたものを使用していること(原材料の調達方法)
- (6)吟醸酒及び純米酒は、県産米を100%使用していること(原材料の調達方法)

- (7)主な原材料である米の生産履歴が整理され、水の成分検査においても異常が認められないなど、安全・安心が確認できること（生産履歴と成分検査）
- (8)製麹、貯蔵、瓶詰、商品化まですべての製造工程が認証を受けようとする事業者で行われていること（製造工程）

認証を受けた場合、有効期限 3 年で、認証を受けた事業者は毎年実績報告をすることとなっている。

3 県産品振興の取り組み

県産品の振興として重要なのは管内の人たちが自分たちで自慢して食し、人をもてなすときもその産品を提供することである。そして、それを土産品として客に渡すことであろうと考える。

具体的には、種々団体の全国大会、東北大会が県内会場であるときに来賓の知事等がその地域の自慢の産品を話し、懇親会等にも県産品を出すよう依頼し、土産品を展示販売し、来県者の帰宅後宅配便で注文できる体制を作ることが重要と考えるが、県は、県内で全国大会等のレセプションが開催される場合は、ブランド認証産品をはじめ、県産食材の使用を依頼し、全国大会等の会場においては、県や県観光物産交流協会が県産品の展示販売を行い、福島県の特産品お取り寄せカタログを作成（県観光物産交流協会に作成費を補助）し、来県者が帰宅後に注文できる体制を取っている。

このような県の取り組みは評価したいが、他都道府県産品との競争においては、より積極的な対応と工夫が必要と考える。

観光グループ

1 グループの概要

「平成 19 年度 福島県商工労働行政施策の概要（平成 19 年 4 月）」によれば、同グループの事務分掌は以下のとおりである。

- ・観光に係る総合企画及び調整に関すること。
- ・県有観光施設の整備、管理に関すること。
- ・観光誘客及び宣伝に関すること。
- ・国際観光に関すること。
- ・旅行業法及び通訳案内士法に関すること。
- ・コンベンション誘致に関すること。
- ・福島県産業交流館に関すること。
- ・(財)福島県観光開発公社に関すること。
- ・(社)福島県観光連盟に関すること。

平成 19 年度の主な事業計画は以下のとおりである。

「観光施設管理事業」87,097 千円（当初予算額）

浄土平レストハウス、天鏡閣、迎賓館などの県有観光施設の管理を委託し、効率的な利活用を図った。

「うつくしま観光誘客プロモーション事業」22,760 千円（当初予算額）

県、市町村、民間団体が一体となって、中通り、浜通り、会津の各方部ごとに、豊かな自然や特色ある歴史、文化等の観光資源を生かした観光キャンペーンを首都圏中心に展開した。

「観光関係団体育成事業」47,882 千円（当初予算額）

(社)福島県観光連盟に派遣する県職員等の人件費及び運営費の補助金。

「観光地さわやかトイレ普及事業」191,767 千円（当初予算額）

観光地トイレの整備事業が未償還の 7 件についての貸付金。

「産業交流館運営事業」97,987 千円（当初予算額）

産業交流館の管理運営を(財)福島県産業振興センターに委託し、産業交流館の効率的な利活用を図った。

平成 19 年度の観光グループの主な事業の予算と実績は次のとおりである。

(単位：千円)

事業名	予算額	決算額
観光施設管理事業	87,097	173,084
観光関係団体育成事業	47,882	48,482
観光地さわやかトイレ普及事業	191,767	91,766
産業交流館運営事業	97,987	96,337
計	424,733	409,669

観光施設管理事業は、県が有する観光施設である迎賓館、浄土平レストハウス、天鏡閣、翁島荘、くろがね小屋の管理や運営を(財)福島県観光開発公社に委託している。当初予算よりも実績が多いのは、観光物産関係三団体の統合に伴い、平成 20 年 3 月に解散した(財)福島県観光開発公社に対する必要な経費 87,684 千円の補助金が含まれている。

観光関係団体育成事業は、(社)福島県観光連盟に対する補助金である。

観光地さわやかトイレ普及事業は、(財)福島県観光開発公社が市町村から受託して行うトイレ改修のための貸付金である。需要が少なく、実績は予算より大幅に少ない。

産業交流館運営事業は、産業交流館(ビックパレットふくしま)の管理運営を(財)福島県産業振興センターに委託しているものである。

2 福島県の観光の現状

「平成 20 年版観光白書 国土交通省編」によると、平成 19 年度の福島県の宿泊者数は全国で上位 13 番目に属し 731 万人だが、定員稼働率は下から 13 番目の 37%となっている。このことは、宿泊者数をもっと増やすよう努力しなければならないことと、宿泊施設の経営が安定していないということを示しているのではないかと。「平成 20 年度商工労働部の概要」によると、本県の観光は次のとおりである。

観光客入込数の推移

(単位：千人)

	H9年	H10年	H11年	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年
観光客入込数	47,101	43,625	43,361	43,112	42,640	43,204	41,312	41,985	52,295 (42,265)	56,231
日帰者数	35,079	32,482	32,864	32,938	31,351	33,864	32,648	33,428	(34,046)	-
宿泊者数	8,245	7,588	7,218	6,986	6,871	6,751	6,379	6,441	(6,145)	(6,148)
宿泊率(%)	19.0	18.9	18.0	17.5	18.0	16.6	16.3	16.2	(15.3)	-
県外客比率(%)	54.0	53.3	52.0	53.3	53.2	53.1	53.3	54.3	-	-

平成17年調査から全国観光統計基準に基づく調査方法を導入

()内は平成16年調査と同様の方法(155調査集計ポイント)による調査結果

ホテル数・旅館数の推移

(単位:件)

	H9年	H10年	H11年	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年
ホテル	201	203	202	209	208	212	217	226	235	245
旅館	2,223	2,178	2,139	2,107	2,049	2,009	1,956	1,904	1,843	1,802

平成21年1月1日付の佐藤雄平知事の年頭所感「新春を迎えて」における【新年の県政運営】について一部抜粋すると下記のとおりである。

2. 観光の振興と県産品の販路拡大、定住・二地域居住の推進

福島県の魅力を全国にPRし、地域の新たな活性化につなげるため、本県の自然や文化を生かした体験型、滞在型の観光の推進、及び県産品のブランド力の強化や販路拡大に努めるとともに、定住・二地域居住を推進いたします。

具体的には、観光の振興につきましては、福島空港の就航先も含め広く全国に対しプロモーション活動を行うとともに、NHK大河ドラマ「天地人」放映の好機を活用したPRを行い、本県の知名度向上を図ってまいります。

また、「食」「健康づくり」などテーマ別の新たな観光資源やコースの開発、及び小学生の農山漁村における宿泊体験活動やグリーン・ツーリズムの受入体制の整備など体験型、滞在型の観光の推進を図るとともに、県及び関係団体の積極的な取組みにより国内はもとより東アジアからの教育旅行が年々増加してきていることから、さらなる増加を図るため、受入体制の整備拡充や積極的な誘致活動を展開してまいります。

県産品の振興につきましては、本県の豊富な県産品の中から選りすぐりの産品を「福島県ブランド認証産品」として認証し、県産品の知名度やブランド力の向上を図るとともに、首都圏ではアンテナショップ「ふくしま市場」での展示・販売や流通関係者等を対象とした商談会の開催、さらには上海、香港、台湾等での販売促進や昨年設立した「福島県貿易促進協議会」を活用した県内企業の輸出支援など、主に首都圏及び東アジア地域をターゲットとして戦略的に県産品の販路拡大に取り組んでまいります。

観光事業は、観光客がいて、観光客の様々な欲求を呼び起こしたり満たしてくれたりする観光資源があり、観光客と観光資源を結びつける交通手段があって成り立つものである。

観光資源には、素材としての観光資源とホテル・旅館などの宿泊施設等・サービスとあり、観光資源は自然資源と歴史的な史跡等の人文資源があるといわれている。

観光における構造変化が指摘されており、観光客も、従来の団体旅行から少人数のグループ客や個人客の旅行が主流になっている。

まず、以下のとおり団体旅行、個人グループ旅行について、私見を述べる。

団体旅行

団体旅行であっても、地産地消の食材で料理を提供している施設もあり、

地域住民に貢献してきたが、一般に、ホテル・旅館等が全国から観光客を集め、全国から集めた食材で料理を提供する。観光客もバス等で移動し、専門の添乗員や運転手がいるため地域社会と関わりなく集客施設は繁盛できる場合もあると思われる。

個人グループ旅行

個人グループ旅行の場合は、観光客の観光資源に対する知識も十分でない可能性もあり、道も不案内のため途中でトイレ休憩をしたり、道を聞いたり観光物の説明を受けたりすることになり、地域住民の協力なくしては観光資源、宿泊施設等の魅力がなくなる可能性がある。つまり、地域全体で観光客を歓迎する姿勢が必要と思われる。

地域住民にとっては、自分たちが生産した農産物を地元宿泊施設に購入してもらえ、直売所を設置することにより農産物等の販売収入を得ることができるといったメリットがある。

【意見】

県の観光施策は、観光客の入込数を増やすことを目標としてきたと思われる。入込数が増えればホテル・旅館等を運営する観光施設と運営する民間業者が観光産業の活性化をしてくれると考えていた。

観光産業の振興は、県内雇用を始めその経済効果は大変に大きなものがあり、地域振興策として県がやるべき観光政策は以下のとおりであると考えられる。

観光教育

観光資源は、それに情報を加えることによってより価値が高まるものとする。観光教育においては、地元の歴史といった観光資源の内容ばかりではなく、観光客のおかげで地域経済が成り立っているという実態も含めて教えることが大切であり、これが地域全体で歓迎する姿勢に結びつくと考える。

全国大会等の活用

県は、全国規模で開催される各種大会の誘致において、積極的に支援・協力を行う必要がある。本県での大会開催は、県産品を含めた観光資源を宣伝する格好の機会である。

観光のワンストップサービス

観光客の入込数は予想もつかず、道路や観光資源が混雑し、地域住民だけでは解決できない場合がある。この場合、観光交流局を始め県の関係部局、市町村、地域の関係団体等が連携して諸問題を一括解決する仕組みが望まれる。

平成 20 年 9 月 21 日、国道 289 号線（西郷村と下郷町）の甲子トンネルが開通し、大内宿などの観光資源に観光客が集中して道路が渋滞し、近隣住民が日常生活に支障を来していると報道されている。観光振興の観点からいえば、一番大事な観光客に迷惑をかけていることも忘れてはならない。

観光産業は、観光客と観光資源と交通手段で成り立っているが、上記の場合は交通手段が遮断されたものである。県は、当然混雑が予想されたし、

関係機関と調整をし、次のような対策をするべきであろう。

- ・学校の校庭や地域の商店街の駐車場を利用させる。
- ・更にそれらの臨時駐車場から観光資源までバスを運行したり、車で送迎したりする。
- ・臨時駐車場で食事のサービスや地場製品の販売、近隣の旅館・ホテルの案内をする。

労政グループ ・ 雇用対策グループ

1 グループの概要

「平成 19 年度 福島県商工労働行政施策の概要（平成 19 年 4 月）」によれば、同グループの事務分掌は以下のとおりである。

労政グループ

- ・ 領域内の連絡調整に関すること。
- ・ 労働施策の総合企画及び管理に関すること。
- ・ 労働法令制度の普及啓発及び労働教育に関すること。
- ・ 労使関係の安定に関すること。
- ・ 労働相談に関すること。
- ・ 労働者の福祉対策に関すること。
- ・ 次世代育成・少子化対策推進事業に関すること。
- ・ 働く男性の育児参加支援事業に関すること。
- ・ 労働者の生活支援に関すること。
- ・ 中小企業の人事及び労務管理の改善に関すること。
- ・ 労働委員会に関すること。
- ・ 労働関係の情報収集、調査及び統計並びにその分析に関すること。

雇用対策グループ

- ・ 地域の雇用対策の企画及び調整に関すること。
- ・ 若年者の雇用対策に関すること。
- ・ ニートの自立支援に関すること。
- ・ 障がい者等の雇用対策に関すること。
- ・ 中高年齢者の雇用対策に関すること。
- ・ シルバー人材センターに関すること。
- ・ 緊急的な雇用対策に関すること。

平成 19 年度の主な事業計画は以下のとおりである。

労政グループ

「勤労者福祉融資事業」231,605 千円

労働者支援融資事業

県内の労働者を対象に、東北労働金庫を通じて必要な資金を貸し付けることにより、労働者の生活安定と福祉の向上を図る。

雇用対策グループ

「若者人材育成・就職実現事業」37,523 千円

若年求職者が自立的に適正と能力に応じた就職活動を行うことができるように、情報提供や相談体制を整備する。（民間就職支援会社等に委託。）また、新規学卒者の職場定着の促進に向けた相談支援を行う。

2 勤労者福祉融資事業（労政グループ）

	予算額	決算額
平成 19 年度	231,605 千円	230,484 千円

これは、東北労働金庫に預託され、東北労働金庫が融資を実行しているものである。

東北労働金庫の年間の年次融資状況報告書による融資状況は次のとおりである。

年次融資状況報告書

(単位:円)

	H19.4.1現在		融資		償還		H20.3.31現在	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
勤労者支援資金	5	4,420,812	3	2,500,000	0	1,356,684	8	5,564,128
育児・介護休業者等生活資金	35	18,822,743	4	3,400,000	5	6,016,091	34	16,206,652
求職者緊急支援金	84	16,804,355	1	1,000,000	59	10,559,809	26	7,244,546
未組織労働者融資	0	73,852,929	0	0	0	20,036,671	0	53,816,258
合計	124	113,900,839	8	6,900,000	64	37,969,255	68	82,831,584

上記の融資を行うため、平成 19 年度には 230,000 千円、平成 20 年度には 63,500 千円の預託を行った。東北労働金庫に対する預託は、県の毎年の予算の範囲内で行うため、翌年の 3 月 31 日までには返済され、4 月 1 日に新規の預託を行っている。

融資実績に応じて県の東北労働金庫への預託も減額されているので、特にいうべきことはない。

技能振興グループ

1 グループの概要

「平成 19 年度 福島県商工労働行政施策の概要（平成 19 年 4 月）」によれば、同グループの事務分掌は以下のとおりである。

- ・ 県立高等技術専門校に関すること。
- ・ 認定職業訓練に関すること。
- ・ 離転職者等の職業能力開発に関すること。
- ・ ものづくり技能の振興に関すること。
- ・ 職業訓練指導員の試験及び免許に関すること。
- ・ 技能検定に関すること。
- ・ 福島県職業能力開発協会、福島県技能士会連合会、地域職業訓練センターに関すること。

平成 19 年度の主な事業計画は以下のとおりである。

「高等技術専門校整備事業」66,554 千円（当初予算額）
地域の職業能力開発ニーズに対応した高等技術専門校とするため、施設設備の整備を図る。

「離職者等再就職訓練事業」42,159 千円（当初予算額）
離職者等再就職訓練事業

「認定職業訓練費補助事業」57,095 千円（当初予算額）
認定職業訓練の促進を図るため、普通課程または短期課程の普通職業訓練を行う中小企業事業主またはその団体に対し、認定職業訓練事業の運営に要する経費の一部を補助する。

「福島県職業能力開発協会補助事業」61,590 千円（当初予算額）
技能検定の適正な執行や民間における職業能力開発の振興を図るため、県職業能力開発協会に対して、その運営費の一部を補助する。

2 県立高等技術専門校

(1) 県立高等技術専門校の概要

「2008 年度福島県立高等技術専門校入学案内」によれば、高等技術専門校（以下「技専校」という）の概要は次のとおりである。

「福島県立高等技術専門校」(愛称 テクノカレッジ)は、職業能力開発促進法に基づき、福島県が設置している公共の職業能力開発校で、高等学校を卒業した方を対象に2年間のカリキュラムにより、県内の各企業が求めている実践的な知識と技能を学生に付与し、21世紀の産業界を担うスペシャリストを育てることを目的としています。テクノカレッジには次の特徴があります。

充実した実習と少人数制による実学一体の実践的な授業を行っています。

地域産業界から多数の講師を招聘し、実務に即した高度で幅広い授業を行っています。

国際化や技術革新に対応するための教育や IT 関連科目を取り入れています。

卒業生の多くは地元企業で活躍しています。

また、就職を前提として社会人としての常識、基本的なマナー等について、専門の学科と併せて指導しており、産業界に必要とされる人材育成を積極的に行っています。

県内にはテクノカレッジ郡山（郡山市）、テクノカレッジ会津（喜多方市）、テクノカレッジ浜（南相馬市）の3つの高等技術専門校があります。

テクノカレッジ郡山

(郡山高等技術専門校)

〒963-8816 郡山市上野山5

Tel:024(944)1663 Fax:024(943)7985

<http://www.tck.ac.jp>

創立年月 昭和25年7月

開設科目

機械制御システム科 /2年課程・定員20名

電気制御システム科 /2年課程・定員20名

情報制御システム科 /2年課程・定員20名

建築デザイン科 /2年課程・定員20名

自動車整備科 /2年課程・定員20名()

計 100名

()平成20年度学生募集なし

学生寮

定員:男子48名 寮費(月額20,000円)

テクノカレッジ会津

(会津高等技術専門学校)

〒969-3534 喜多方市塩川町遠田字沼上1900

Tel:0241(27)3221 Fax:0241(27)3312

<http://www.tc-aizu.ac.jp>

創立年月 昭和36年4月

開設科目

電気システム科 /2年課程・定員20名

自動車実務科 /2年課程・定員20名

環境システム科 /2年課程・定員20名

観光サービス科 /2年課程・定員20名

計 80名

学生寮

定員:男子25名 寮費(月額27,000円)

テクノカレッジ浜

(浜高等技術専門学校)

〒975-0036 南相馬市原町区萱浜字巣掛場45-112

Tel:0244(26)1555 Fax:0244(26)1550

<http://www.tc-hama.ac.jp>

創立年月 平成7年4月

開設科目

電子制御科 /2年課程・定員20名

自動車整備科 /2年課程・定員20名

建築技術科 /2年課程・定員20名

アパレルシステム科 /2年課程・定員20名()

計 80名

()平成20年度学生募集なし

学生寮

定員:男子20名 女子10名 寮費(月額25,000円)

入学料

5,650円

授業料(平成18年度入学生より徴収)

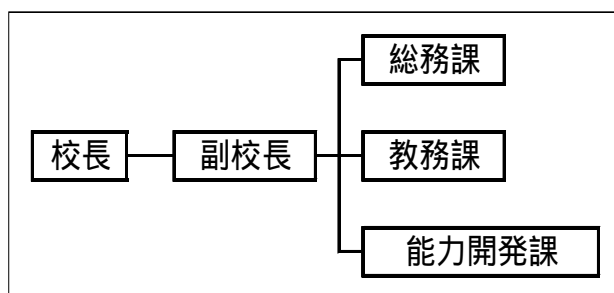
年額115,200円

(2) 技専校の職業能力開発短期大学校の設置

県は、福島県労働審議会の答申により平成21年度より職業能力開発短期大学校の専門課程を新たに設置し、職業能力開発校の普通課程を併せ持つ総合的な公共職業能力開発施設で「テクノアカデミー」として整備する予定である。郡山校については平成21年4月の開設予定で、会津・浜校については平成22年4月の開設予定である。

(3) 技専校の組織

技専校の組織は次のとおりである。



財務事務の処理は、郡山は総務課が担当し、会津・浜校には総務課がないため副校長及び能力開発課の職員が担当している。

教務課は、普通課程における教育訓練として高等学校卒業者を対象に2年間のカリキュラムを実施している。

能力開発課は、テクノセミナーの実施、離職者等再就職支援事業の実施、障がい者委託訓練事業等を実施している。

(4) 技専校の普通課程の収支決算

技専校全体の収支決算

技専校は、教務課（2年の普通課程）及び能力開発課（短期の職業訓練）を実施しているが、最近3年間の収支決算及び平成20年度の当初予算は次のとおりである。

技術専門校費 収支比較

定期監査資料「商工総務領域」より

(単位:円)

科目	決算額			当初予算
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
収入済額				
労働使用料(授業料)		27,763,200	55,008,000	53,935,000
証紙収入(入学料)	2,215,800	2,350,650	1,648,000	10,487,000
その他				
収入合計 (a)	2,215,800	30,113,850	56,656,000	64,422,000
支出済額(職業訓練費)				
職業訓練総務費				
職員費	83,560,558	90,195,147	88,471,385	90,077,000
運営費	2,311,126	1,217,655	1,725,762	2,357,000
職業訓練総務費計 (b)	85,871,684	91,412,802	90,197,147	92,434,000
技術専門校費				
職員費 (c)	504,905,358	510,734,339	520,229,890	520,275,000
運営費				
報酬	70,966,945	72,752,869	70,365,149	65,933,000
需用費	90,108,070	91,663,522	88,504,306	90,732,000
委託料	112,491,097	93,919,064	93,537,852	93,603,000
工事請負費	25,578,000	37,962,750	20,090,700	247,684,000
備品購入費	27,409,515	19,965,235	10,434,070	177,942,000
負担金、補助及び交付金	18,020,977	19,908,587	19,234,539	20,493,000
その他	24,572,489	22,407,496	20,256,635	34,716,000
運営費小計 (d)	369,147,093	358,579,523	322,423,251	731,103,000
技術専門校費計(c+d) (e)	874,052,451	869,313,862	842,653,141	1,251,378,000
支出合計(b+e) (f)	959,924,135	960,726,664	932,850,288	1,343,812,000
差引合計(a-f)	-957,708,335	-930,612,814	-876,194,288	-1,279,390,000

授業料：平成17年度入学者までは無料で、平成18年度入学者から徴収している。

入学料：平成21年度から郡山校は精密機械工学科、組込技術工学科が専門課程になるため入学料が県内出身者169,200円、県外出身者364,000円となっているため、平成20年度の予算では証紙収入の金額が大きくなっている。

工事請負費・備品購入費：平成20年度に郡山校の訓練施設・機器等の整備を行う費用である。

技専校普通課程の生徒 1 人あたりの経費の算出

(a) 技専校ごとの収支計算

前掲の技専校の収支決算は、3つの技専校の執行金額と本庁執行分を合わせたものである。県は、平成 19 年度決算額を技専校ごとに次のとおり作成した。

技専校ごとの決算

(単位:千円)

	定期監査資料 商工総務領域	技専校				本庁	その他
		郡山	会津	浜	計		
収入済額							
労働使用料	55,008	23,386	15,782	15,840	55,008		
証紙収入	1,648	670	572	406	1,648		
その他	4,547	1,636	803	2,108	4,547		
計	61,203	25,691	17,158	18,354	61,203	0	0
支出済額							
職業訓練費							
職業訓練総務費							
職員費	88,471				0	44,236	44,236
運営費	1,726				0	0	1,726
計	90,197	0	0	0	0	44,236	45,961
技術専門校費							
職員費	520,230	0	0	0	0	520,230	
運営費							
報酬	70,365	28,767	19,056	21,584	69,408	958	
需用費	88,504	33,135	24,223	29,857	87,215	1,289	
委託料	93,538	33,563	28,477	30,939	92,979	559	
工事請負費	20,091	20,091			20,091	0	
備品購入費	10,434	5,733	4,505	197	10,434	0	
負担金、その他の経費	39,492	15,347	7,249	5,875	28,471	11,020	
運営費計	322,424	136,636	83,510	88,452	308,598	13,826	
計	842,654	136,636	83,510	88,452	308,598	534,056	
共通費配賦()							
職員費	520,230	210,626	157,253	149,118	516,997	3,233	
計	842,654	347,262	240,763	237,570	825,595	17,059	0
	932,851	347,262	240,763	237,570	825,595	61,295	45,961
本庁執行分共通費の配賦	61,295	25,782	17,567	17,946	61,295	0	
計	932,851	373,044	258,329	255,516	886,890	0	45,961
学生数(人)		204	139	142	485		

証紙収入は決算書上技専校の収入になっていないが計上した。

職員費は各技専校の実際発生額を計上し、その余(3,233千円)は共通費とした。

職業訓練総務費の職員費(88,471千円)の2分の1 44,236千円と本庁執行分の技術専門校費(13,826千円)及び職員費のうち共通費とされたもの(3,233千円)の合計を左記の学生数で按分した。

技専校の支出 932,851 千円は、郡山校 373,044 千円、会津校 258,329 千円、浜校が 255,516 千円、その他 45,961 千円に分けることができる。

(b) 学校ごとの普通課程、短期課程などの収支計算

課程ごとの直接経費を計算し、各課程に算入されない共通費は各課程の直接費の比率で按分した。

技専校学生経費算出

郡山校 (1年生:105人 2年生:99人 計:204人) (単位:円)

	普通課程 訓練費	短期課程 訓練費	専門課程 訓練費	共通費	総額
直接経費	59,354,743	19,473,726	15,536,430	42,271,004	136,635,903
職員費	125,649,951	33,781,955		51,194,331	210,626,237
本来の共通費				25,781,235	25,781,235
計	185,004,694	53,255,681	15,536,430	119,246,570	373,043,375
共通費配賦	86,924,558	25,022,211	7,299,800	-119,246,570	0
合計	271,929,252	78,277,892	22,836,230	0	373,043,375
減価償却費	16,334,054				16,334,054
建物	7,895,624				7,895,624
備品	8,438,430				8,438,430
退職給与引当金繰入	38,564,000	10,368,000			48,932,000
総合計	326,827,306	88,645,892	22,836,230	0	438,309,429

学生経費 1,602,095 (総合計/学生数)

会津校 (1年生:76人 2年生:63人 計:139人) (単位:円)

	普通課程 訓練費	短期課程 訓練費	専門課程 訓練費	共通費	総額
直接経費	14,393,198	15,907,471	213,240	52,996,146	83,510,055
職員費	100,525,565	19,170,397		37,556,587	157,252,549
本来の共通費				17,566,626	17,566,626
計	114,918,763	35,077,868	213,240	108,119,359	258,329,230
共通費配賦	82,717,220	25,248,651	153,488	-108,119,359	0
合計	197,635,983	60,326,519	366,728	0	258,329,230
減価償却費	20,675,638				20,675,638
建物	8,633,048				8,633,048
備品	12,042,590				12,042,590
退職給与引当金繰入	30,031,000	5,727,000			35,758,000
総合計	248,342,621	66,053,519	366,728	0	314,762,868

学生経費 1,786,638 (総合計/学生数)

浜校 (1年生:68人 2年生:74人 計:142人) (単位:円)

	普通課程 訓練費	短期課程 訓練費	専門課程 訓練費	共通費	総額
直接経費	26,650,696	12,492,480		49,308,815	88,451,991
職員費	81,397,306	25,639,473		42,081,697	149,118,476
本来の共通費				17,945,762	17,945,762
計	108,048,002	38,131,953	0	109,336,274	255,516,229
共通費配賦	80,815,225	28,521,049	0	-109,336,274	0
合計	188,863,227	66,653,002	0	0	255,516,229
減価償却費	30,818,880				30,818,880
建物	26,135,040				26,135,040
備品	4,683,840				4,683,840
退職給与引当金繰入	25,761,000	8,115,000			33,876,000
総合計	245,443,107	74,768,002	0	0	320,211,109

学生経費 1,728,473 (総合計/学生数)

全校 合計 (1年生:249人 2年生:236人 計:485人) (単位:円)

	普通課程 訓練費	短期課程 訓練費	専門課程 訓練費	共通費	総額
直接経費	100,398,637	47,873,677	15,749,670	144,575,965	308,597,949
職員費	307,572,822	78,591,825	0	130,832,615	516,997,262
本来の共通費	0	0	0	61,293,623	61,293,623
計	407,971,459	126,465,502	15,749,670	336,702,203	886,888,834
共通費配賦	250,457,004	78,791,911	7,453,288	-336,702,203	0
合計	658,428,463	205,257,413	23,202,958	0	886,888,834
減価償却費	67,828,572				67,828,572
建物	42,663,712				42,663,712
備品	25,164,860				25,164,860
退職給与引当金繰入	94,356,000	24,210,000			118,566,000
総合計	820,613,035	229,467,413	23,202,958	0	1,073,283,406

学生経費 1,691,986 (総合計/学生数)

退職給与引当金繰入は、県財政課の試算した県全体の額をもとに試算した。1人あたりは平成17年度は881千円、平成18年度は1,400千円、平成19年は1,882千円である。

専門課程訓練費は、職業能力開発短期大学校専門課程設置のための教職員の訓練費用、施設改修に伴う設計委託費等である。

技専校は、普通課程訓練費として年間820,613,035円の経費をかけて485人の生徒を教育している。生徒1人あたり1,691,986円となり、生徒からの授業料収入年間115,200円を控除すれば1,576,786円、2年間でその倍の3,153,572円経費をかけ学生に投資していることになる。

一方、学生は年間の授業料115,200円がかかるほか、2年間就業できないことになる。福島県商工労働部労政グループの「平成19年労働条件等実態調査結果報告書」によれば、高校新卒者の初任給は月149,100円となっているので24か月で3,578,400円(賞与は含まず)である。すなわち学生は、115,200円の授業料を2年間かけ、就業しないことに

よる 3,578,400 円の合計 3,808,800 円の投資をすることになる。

県の学生への投資 3,153,572 円と学生の投資 3,808,800 円の合計 6,962,372 円を、卒業生が 21 歳から 60 歳までの 40 年間で回収しようとする、単純計算で学生は、高卒で就職した 3 年目の者より年間 95,220 円(学生の投資 3,808,800 円 ÷ 40 年)給料が高くないと採算が合わない。また、県の投資も考えると 174,059 円(学生と県の投資 6,962,372 円 ÷ 40 年)の付加価値を生産してもらわないと採算が合わないことになる。

前記の表に使用した減価償却費に関して計算した建物及び重要物品の減価償却の一覧表は次のとおりである。

【建物】減価償却の計算：定額法 耐用年数 50 年 残存価額 0 円
取得した翌年度から償却するものとして計算

郡山高等技術専門校

(単位:円)

用途	登記年度	登記年月	価格	平成19年度	
				減価償却費	期末簿価
管理教育棟	53	S54/2	94,476,600	1,889,532	39,680,172
浄化槽機械室	53	S54/2	456,800	9,136	191,856
第1実習棟	53	S54/2	55,205,900	1,104,118	23,186,478
第2実習棟	53	S54/2	21,535,700	430,714	9,044,994
実習棟別棟	53	S54/2	5,733,900	114,678	2,408,238
第3実習棟	59	S60/3	66,048,500	1,320,970	35,666,190
危険物貯蔵庫	53	S54/2	1,076,900	21,538	452,298
車庫	53	S54/2	2,202,800	44,056	925,176
寄宿舍	53	S54/2	76,803,600	1,536,072	32,257,512
ガスボンベ庫	53	S54/2	434,700	8,694	182,574
建築科実習棟	56	S57/1	22,311,500	446,230	10,709,520
体育館	57	S58/3	46,055,300	921,106	23,027,650
MC工作機械室	63	S63/11	2,439,000	48,780	1,512,180
計			394,781,200	7,895,624	179,244,838

会津高等技術専門校

(単位:円)

用途	登記年度	登記年月	価格	平成19年度	
				減価償却費	期末簿価
管理棟	57	S58/3	104,223,700	2,084,474	52,111,850
実習棟	57	S58/3	173,840,100	3,476,802	86,920,050
寄宿舍	57	S58/3	62,997,100	1,259,942	31,498,550
渡廊下	57	S58/3	13,551,000	271,020	6,775,500
機械室	57	S58/3	4,642,200	92,844	2,321,100
車庫	57	S58/3	3,712,000	74,240	1,856,000
車庫	57	S58/3	2,225,700	44,514	1,112,850
体育館	58	S59/3	59,179,500	1,183,590	30,773,340
渡廊下	58	S59/3	3,536,100	70,722	1,838,772
物置	3	H3/6	3,745,000	74,900	2,546,600
計			431,652,400	8,633,048	217,754,612

浜高等技術専門校

(単位:円)

用途	登記年度	登記年月	価格	平成19年度	
				減価償却費	期末簿価
管理棟	7	H7/11	359,957,000	7,199,140	273,567,320
実習棟	7	H7/11	381,874,800	7,637,496	290,224,848
渡廊下・コミュニティーホール	7	H7/11	117,871,100	2,357,422	89,582,036
食堂・宿泊棟	7	H7/11	240,299,300	4,805,986	182,627,468
体育館	7	H7/11	181,652,700	3,633,054	138,056,052
実習棟	7	H7/11	8,202,500	164,050	6,233,900
コンプレッサー室	7	H8/1	3,959,600	79,192	3,009,296
自転車置場	7	H7/11	9,307,400	186,148	7,073,624
ゴミ置場	7	H7/11	3,011,900	60,238	2,289,044
ゴミ置場	7	H7/11	615,700	12,314	467,932
計			1,306,752,000	26,135,040	993,131,520

総合計			2,133,185,600	42,663,712	1,390,130,970
-----	--	--	---------------	------------	---------------

建物はこしばらく新規取得がないため、平成17、18年度も減価償却額は同額である。

【重要物品】減価償却の計算：定額法 耐用年数5年 残存価額0円
 取得した翌年度から償却するものとして計算
 (単位:円)

郡山	期首簿価	新規取得	減価償却費	期末簿価
H17年度	58,302,720	0	34,688,430	23,614,290
H18年度	23,614,290	0	11,561,130	12,053,160
H19年度	12,053,160	0	8,438,430	3,614,730

会津	期首簿価	新規取得	減価償却費	期末簿価
H17年度	58,917,670	2,526,300	16,663,430	44,780,540
H18年度	44,780,540	0	16,034,690	28,745,850
H19年度	28,745,850	0	12,042,590	16,703,260

浜	期首簿価	新規取得	減価償却費	期末簿価
H17年度	25,045,230	0	8,738,940	16,306,290
H18年度	16,306,290	0	7,289,940	9,016,350
H19年度	9,016,350	0	4,683,840	4,332,510

計	期首簿価	新規取得	減価償却費	期末簿価
H17年度	142,265,620	2,526,300	60,090,800	84,701,120
H18年度	84,701,120	0	34,885,760	49,815,360
H19年度	49,815,360	0	25,164,860	24,650,500

	県の物品(重要)登録 一覧表の全合計	平成19年度 期末簿価	減価償却累計額
郡山	424,165,690	3,614,730	420,550,960
会津	178,207,800	16,703,260	161,504,540
浜	251,555,350	4,332,510	247,222,840
計	853,928,840	24,650,500	829,278,340

技専校の重要備品は、その取得価額は853,928,840円であるが、減価償却後の期末簿価は24,650,500円であり、取得価額の2.9パーセントである。

(5) 技専校の職業能力開発短期大学校及びそれに伴う学科再編について

今回の技術専門校の再編についての概要は次ページのとおりだが、福島県労働審議会議事録によると、その再編の趣旨は次の3点である。

- ・ 専門課程へ転換する社会的必要性
- ・ 民間の専門学校との重複競合
- ・ 応募者数と入学者数の状況

県立高等技術専門校高度化・再編の全体像は次のとおりである。

県立高等技術専門校高度化・再編整備後の全体像(平成22年4月時点)

公共職業能力開発施設(会津・浜)については、平成22年度に限り普通課程の旧学科の2年生が存在する。

福島県立テクノアカデミー郡山		郡山職業能力開発短期大学校 専門課程		郡山職業能力開発校 普通課程		定員 計
福島県立郡山高等技術専門校 普通課程		精密機械工学科	20			
機械制御システム科	20	→ 高度化				
電気制御システム科	20	→ 高度化・統合				
情報制御システム科	20	→ 高度化・統合				
自動車整備科	20	→ 廃止				
建築デザイン科	20	→ 継続、学科名統一		建築科	20	
5学科		2学科		1学科		
1年生定員	100	専門課程1年生定員	50	普通課程1年生定員	20	70
2年生定員	100	専門課程2年生定員	50	普通課程2年生定員	20	70
2学年総定員	200	専門課程2学年総定員	100	普通課程2学年総定員	40	140

福島県立会津高等技術専門校 普通課程		会津職業能力開発短期大学校 専門課程		会津職業能力開発校 普通課程		定員 計
観光サービス科	20	→ 高度化		観光プロデュース学科(仮称)	20	
電気システム科	20	→ 統合		電気配管設備科(仮称)	30	
環境システム科	20	→ 統合				
自動車実務科	20	→ 継続、学科名統一		自動車整備科	20	
4学科		1学科		2学科		
1年生定員	80	専門課程1年生定員	20	普通課程1年生定員	50	70
2年生定員	80	専門課程2年生定員	20	普通課程2年生定員	50	70
2学年総定員	160	専門課程2学年総定員	40	普通課程2学年総定員	100	140

福島県立浜高等技術専門校 普通課程		浜職業能力開発短期大学校 専門課程		浜職業能力開発校 普通課程		定員 計
電子制御科	20	→ 高度化		計測制御工学科(仮称)	20	
アパレルシステム科	20	→ 廃止				
建築技術科	20	→ 学科名統一、定数減		建築科	15	
自動車整備科	20	→ 継続		自動車整備科	20	
4学科		新設		3学科		
1年生定員	80	専門課程1年生定員	20	普通課程1年生定員	50	70
2年生定員	80	専門課程2年生定員	20	普通課程2年生定員	50	70
2学年総定員	160	専門課程2学年総定員	40	普通課程2学年総定員	100	140

普通課程: 13学科		専門課程: 4学科		普通課程: 6学科		計
合計		合計		合計		
1学年定員	260	専門課程1学年定員	90	普通課程1学年定員	120	210
2学年定員	260	専門課程2学年定員	90	普通課程2学年定員	120	210
2学年総定員	520	専門課程2学年総定員	180	普通課程2学年総定員	240	420

福島県労働審議会の答申に基づき、技専校の一部職業能力開発短期大学校化と学科改編を計画している。その内容は前頁の全体像を見ればわかるが、普通課程13学科、定員260名が高度化・再編されると専門課程4学科、定員90名及び普通課程6学科、定員120名となり、定

員は 50 名減ることになる。

郡山校の自動車整備科と浜校のアパレルシステム科は廃止される。

定員の削減について

高等技術専門校の設置目的は、高い技術力と問題解決能力等を併せ持つ人材を地域企業に供給することである。その結果として、高等学校卒業で就職した人と比較し、技術レベルが高度になり、高等学校卒業で就職した人よりは良い待遇で働けるという効果もある。

【意見】

生徒 1 人あたりの教育経費は、定員が 50 人（19%）減ること及び、職業能力開発短期大学校化に伴う訓練施設・機器等を整備することにより高まると思われる。高等技術専門校には、今後これまで以上に、より質の高い教育、ひいては県の産業振興を担う人材の輩出が求められる。

学科廃止について

浜校のアパレルシステム科は、縫製業界の卒業生に対する需要が減ってきたこと等から学科が廃止される。

郡山校の自動車整備科は、民間の専門学校の教育内容が充実してきたので、県の先駆的役割は果たし民間の専門学校との重複競合を避けるため廃止するとされる。

【意見】

技専校には、学科ごとに専門の教員がおり、教育設備も整っている。また、多年に渡り産業界との緊密な関係を築いていることを考えると、民間の専門学校との重複競合を避けるとともに、広く産業界の意見を反映するなど、学科の在り方については、今後とも総合的、多角的に検討すべきである。

(6) 技専校臨時講師の報酬の支払いについて

【指摘事項】

技専校臨時講師の報酬の支払いは、日々の指導日誌に基づき、月ごとに集計した実施結果表の実績で支払われているが、指導日誌と実施結果表とで、一部実績時間が合っていないものがあった。

指導日誌と実施結果との突合せが十分になされていないことが原因である。

なお、実際に郡山校においては、平成 19 年 8 月に支払うべき報酬(平成 19 年 7 月実績)を翌年の 3 月に支払われていたケースがあった。

(7) 固定資産について

行政財産使用料及び実費徴収について
技専校によって行政財産使用料の徴収に次のような差がある。

	郡山	会津	浜
土地			
電柱	なし		
自販機	-		-
建物			
自販機	-		-
食堂・厨房	-	-	

(注) : 徴収

- : 徴収せず

自販機については、実費分は徴収している。

【意見】

多くの民間企業においては、土地及び建物使用料に実費分を足した相当額を、自販機の売上げの数パーセントという形で徴収している。県の土地、建物の使用料の計算も実費分の計算も煩雑であり、かつ金額も少ないので、売上げの何パーセントなどという民間並みの徴収方法に変更することを検討した方がよいと考える。

また、民間業者が設置者の場合は使用料を徴収しており、保護者が設置している場合は使用料を免除している。このため技専校によって行政財産使用料を徴収したりしなかったりという不統一がみられるので、統一すべきと考える。